

阿見町議会会議録

平成23年第4回定例会

(平成23年12月13日～12月22日)

阿見町議会

平成23年第4回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	27
◎会期日程	28
◎第1号(12月13日)	31
○出席, 欠席議員	31
○出席説明員及び会議書記	31
○議事日程第1号	33
○開 会	34
・会議録署名議員の指名	34
・会期の決定	34
・諸般の報告	35
・議案第88号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	36
・議案第89号から議案第92号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	37
・議案第93号から議案第100号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	39
○散 会	44
◎第2号(12月14日)	45
○出席, 欠席議員	45
○出席説明員及び会議書記	45
○議事日程第2号	47
○一般質問通告事項一覧	48
○開 議	49
・一般質問	49
平岡 博	49
紙井 和美	54
川畑 秀慈	68
細田 正幸	81
石井 早苗	95
難波 千香子	102
○散 会	111

◎第3号（12月15日）	113
○出席，欠席議員	113
○出席説明員及び会議書記	113
○議事日程第3号	115
○一般質問通告事項一覧	116
○開 議	117
・一般質問	117
柴原 成一	117
諏訪原 実	122
浅野 栄子	125
吉田 憲市	142
藤井 孝幸	150
久保谷 充	163
・休会の件	169
○散 会	170
◎第4号（12月22日）	171
○出席，欠席議員	171
○出席説明員及び会議書記	171
○議事日程第4号	173
○開 議	174
・議案第88号（委員長報告，討論，採決）	174
・議案第89号（委員長報告，討論，採決）	175
・議案第90号（委員長報告，質疑，討論，採決）	176
・議案第91号から議案第92号（委員長報告，討論，採決）	181
・議案第93号から議案第100号（委員長報告，討論，採決）	183
・請願第2号（委員長報告，討論，採決）	191
・請願第3号（委員長報告，討論，採決）	193
・意見書案第2号（上程，説明，質疑，討論，採決）	194
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査 について	196
○閉 会	196

第 4 回 定例会

阿見町告示第205号

平成23年第4回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成23年12月6日

阿見町長 天 田 富司男

- 1 期 日 平成23年12月13日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成23年第4回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内 容
第1日	12月13日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	12月14日	(水)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（6名）
第3日	12月15日	(木)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（6名）
第4日	12月16日	(金)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・総 務（議案審査）
			午後2時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・民生教育（議案審査）
第5日	12月17日	(土)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第6日	12月18日	(日)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第7日	12月19日	(月)	午前10時	委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業建設（議案審査）
第8日	12月20日	(火)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査
第9日	12月21日	(水)	休 会		<ul style="list-style-type: none"> ・議案調査

日 次	月 日	曜 日	開議時刻	種 別	内 容
第10日	12月22日	(木)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長報告 ・ 討論 ・ 採決 ・ 閉会

第 1 号

[12 月 13 日]

平成23年第4回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成23年12月13日（第1日）

○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君
教	育	長 青山壽々子君
総	務	部 長 坪田匡弘君
民	生	部 長 横田健一君

生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	湯原幸徳君
児童福祉課長	高須徹君
健康づくり課長	篠山勝弘君
町民活動推進課長	飯野利明君
水道課長	坪田博君
生涯学習課長	建石智久君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	大竹久

平成23年第4回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成23年12月13日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第 88号 阿見町暴力団排除条例の制定について

日程第5 議案第 89号 阿見町行政組織条例の一部改正について

議案第 90号 阿見町保育所における保育の実施に関する条例の一部改正について

議案第 91号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第 92号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第 93号 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第5号）

議案第 94号 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第 95号 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 96号 平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 97号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 98号 平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第 99号 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第100号 平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）

午前10時00分開会

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成23年第4回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤幸明君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

3番 川 畑 秀 慈 君

4番 難 波 千香子 君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る12月6日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長諏訪原実君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長諏訪原実君登壇〕

○議会運営委員会委員長（諏訪原実君） 皆さん、おはようございます。会期の決定の件について御報告を申し上げます。

平成23年第4回定例会につきまして、去る12月6日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は5名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から22日までの10日間で、日程につきましては、本日本会議、議案上程、提案理由の説明、質疑、委員会付託。

2日目、12月14日は午前10時から本会議で一般質問、6名。

3日目、12月15日は午前10時から本会議で一般質問、6名。

4 日目、12月16日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。

5 日目から6 日目までは休会で議案調査。

7 日目、12月19日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。

8 日目から9 日目までは休会で議案調査。

10日目、12月22日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。各議員の御協力をよろしくお願いいたしまして、報告いたします。

○議長（佐藤幸明君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から12月22日までの10日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月22日までの10日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第88号から議案第100号までの13件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、緊急事態基本法の早期制定を求める意見書提出に関する陳情書、安全安心な国民生活実現のため防災生活関連予算の拡充と国土交通省の出先機関の存続を求める陳情書の2件です。内容は、お手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成23年度普通建設等事業進捗状況、契約状況報告について、12月9日付で町長から報告がありました。内容はお手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

議案第88号 阿見町暴力団排除条例の制定について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第4、議案第88号、阿見町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成23年第4回定例会、議員各位、皆さん本当に御苦労さまです。今回は88号から100号という13件の議案、慎重審議よろしく願いいたします。

また、一般質問等も議員の3分の2の12名という大勢の皆さんの一般質問があります。活発な議論を重ねていい方向に行きたいなど、そう思っております。よろしく願いしたいと思えます。

それでは、議案第88号の阿見町暴力団排除条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、阿見町からの暴力団の排除に関し、基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、町民の安全で平穏な生活の確保と当町における社会経済の健全な発展に寄与することを目的に条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げました。慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第88号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月22日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第89号 阿見町行政組織条例の一部改正について

議案第90号 阿見町保育所における保育の実施に関する条例の一部改正について

議案第91号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第92号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第5、議案第89号、阿見町行政組織条例の一部改正について、議案第90号、阿見町保育所における保育の実施に関する条例の一部改正について、議案第91号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第92号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上4件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第89号から議案第92号までの条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第89号の阿見町行政組織条例の一部改正について申し上げます。

本案は、町の組織機構について、町民生活との関連の高い部署を町民部に再編するとともに、民生部の名称を保健福祉部に変更し、教育委員会と消防本部を除く、現行の4部体制から5部体制とするものであります。

次に、議案第90号の阿見町保育所における保育の実施に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、平成20年12月3日に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律において、平成22年4月1日に施行された家庭的保育事業の実施の追加等に対応するものであります。

現行法では「保育の実施」とは、「保育所における保育を行うこと」と「家庭的保育事業による保育を行うこと」を合わせて総称しておりますが、現在、阿見町では保育所における保育事業のみを実施しており、条例においても、「保育所における保育の実施」と規定しております。

そのため、平成25年4月を家庭的保育事業の開始目標として準備を進めるに当たり、所要の改正を行い、法令に適合したものとするものであります。

次に、議案第91号の阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、阿見町予防接種健康被害調査委員会及び阿見町スポーツ推進委員会について、所要

の改正を行うものであります。

まず、阿見町予防接種健康被害調査委員会について申し上げます。

本委員会は、町が実施又は勧奨する予防接種に関して健康被害のおそれがある場合に、その状況等について医学的見地から調査、審議を行う機関であり、本委員会の所掌事務にかんがみ、附属機関として位置づけるものであります。

次に、阿見町スポーツ推進委員会について申し上げます。

昭和36年に制定されたスポーツ振興法がスポーツ基本法として全部改正され、平成23年6月24日に公布、8月24日に施行されました。

今回の法改正に係る主な変更点は、「スポーツの振興」が「スポーツの推進」に、「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」に改められたこと、スポーツ推進委員の職務に体育指導委員の職務にはなかった「スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整」が加わったことであり、これらの法改正に伴い、条例についても所要の改正を行うものであります。

次に、議案第92号の阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、議案第91号に関連して、「体育指導委員」の名称を「スポーツ推進委員」に改めるとともに、予防接種健康被害調査委員会委員の報酬及び費用弁償について定めるため、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案4件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第89号から議案第92号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会、民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月22日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

- 議案第 93号 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第5号）
議案第 94号 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第 95号 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 96号 平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
議案第 97号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第 98号 平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第 99号 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第100号 平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第6、議案第93号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第5号）、議案第94号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第95号、平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第96号、平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第97号、平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第98号、平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第99号、平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第100号、平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）、以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長（天田富司男君） 議案第93号から議案第100号の補正予算について、提案理由を申し上げます。

まず、議案第93号の一般会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に7億5,609万7,000円を増額し、歳入歳出それぞれ147億8,279万4,000円とするものであります。

2ページの第1表・歳入歳出予算補正について、歳入からその主なものを申し上げます。

第10款地方特例交付金では、交付額の確定に伴い、児童手当及び子ども手当特例交付金を増額。

第15款国庫支出金では、障害者自立支援給付費負担金及び保育所運営費負担金を増額。

第16款県支出金では、障害者自立支援給付費負担金、保育所運営費負担金及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金を増額。

第20款繰越金では、歳出の財源に充てるため前年度繰越金を増額。

第21款諸収入では、茨城県市町村振興協会から受け入れを行った東日本大震災に係る災害対策支援金を増額するとともに、環境整備工場建設工事の談合に係る川崎重工業株式会社からの和解金を新規計上。

第22款町債では、保育所整備事業債を新規計上するものであります。

次に、3ページからの歳出について、その主なものを申し上げます。

第1款議会費から第9款教育費まで、職員給与関係経費の補正を行うほか、第2款総務費では、財産管理費で、中央公民館及び消防署のLED照明への改修工事請負費を増額するとともに、町が実施する草刈り作業に必要な庁用備品購入費を増額する一方、庁舎維持管理費で、寄贈により役場庁舎のLED照明が整備されたことに伴い、当該工事請負費を皆減。

町民活動推進費で、集会施設の増改築事業補助金を増額するとともに、新しい公共の場づくりのための提案型モデル事業を新規計上。

第3款民生費では、社会福祉総務費で国民健康保険特別会計繰出金を減額する一方、療養給付費等負担金の実績精算に伴い、後期高齢者医療特別会計繰出金を増額。

障害者福祉費で、障害福祉事務費の実績精算に伴い、国庫支出金等返還金を新規計上するとともに、サービス利用者の増に伴い、補装具給付費、障害者介護給付費及び障害者訓練等給付費をそれぞれ増額。

児童措置費で、子ども手当等の実績精算に伴い、国庫支出金等返還金を増額。

保育所費で、保育所運営費を減額する一方、待機児童受け入れに伴う入園者増により「あゆみ保育園運営負担金」を増額するとともに、民間保育所建設に対する補助金として「安心子ども支援事業費補助金」を新規計上。

第4款衛生費では、塵芥処理費で霞クリーンセンター及びさくらクリーンセンターの維持管理費を増額。

第5款農林水産業費では、農業振興費で平地林保全整備委託料を、農地費で農業集落排水事業特別会計繰出金をそれぞれ増額。

第7款土木費では、街路事業費で草刈り委託料を減額する一方、公共下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金を増額。

第8款消防費では、常備消防費で、倒壊家屋等の発生時に使用する地中音響探査機購入代を増額。

第9款教育費では、事務局費で、教育振興基本計画策定委託料及びALT派遣委託料を減額。学校管理費で、本郷小学校の学級増に伴う教室改修工事費を増額。教育振興費で、中学生海外派遣事業の中止に伴う関係経費を皆減。

第12款諸支出金では、和解金収入に伴い、財政調整基金積立金を増額するものであります。

次に、5ページの第2表・債務負担行為補正については、維持管理委託料、電算システムなどの業務等が平成24年4月から円滑に進められるよう、3月までに入札等を執行し、契約を締結するため、債務負担行為の期間と限度額を追加設定するものであります。

次に、6ページの第3表、地方債補正については、保育所整備事業を追加するものであります。

次に、議案第94号、国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に7,219万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ50億6,102万6,000円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費の補正を行うほか、退職被保険者等療養費、一般被保険者高額療養費及び国庫支出金等返還金を増額するもので、その財源としては前年度繰越金を充てるものであります。

3ページの第2表・債務負担行為につきましては、電算システムについて、期間と限度額を設定するものであります。

次に、議案第95号の公共下水道事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に1,695万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億3,613万6,000円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費の補正を行うほか、給食センター建設に伴う下水道事業認可変更設計委託料を増額、霞ヶ浦湖北流域下水道事業負担金を増額するもので、その財源については、一般会計繰入金及び流域下水道事業債等を充てるものであります。

3ページの第2表・債務負担行為につきましては、維持管理委託料のほか2件について、期間と限度額を設定するものであります。

4ページの第3表・地方債補正につきましては、公共下水道事業災害復旧事業債及び流域下水道事業災害復旧事業債を追加するほか、公共下水道事業債及び流域下水道事業債の起債限度額を変更するものであります。

次に、議案第96号の土地区画整理事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に9万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ4億1,908万3,000円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費の補正を行うもので、その財源については、保留地処分金を充てるものであります。

次に、議案第97号、農業集落排水事業特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額に494万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億5,452万1,000円とす

るものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費の補正を行うほか、農業集落排水事業費で、実穀上長地区の処理施設用地確定測量に伴う測量・設計・監理委託料を、小池地区施設管理費及び君島大形施設管理費で、施設修繕料をそれぞれ増額するもので、その財源については、一般会計繰入金及び前年度繰越金を充てるものであります。

3ページの第2表・債務負担行為につきましては、維持管理委託料及び電算システムについて、期間と限度額を設定するものであります。

次に、議案第98号の介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から1,385万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ21億6,979万4,000円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費の補正を行うほか、受給者数の増等に伴い、居宅介護住宅改修費、居宅介護サービス計画給付費、高額医療合算介護サービス費及び特定入所者介護サービス費を増額するもので、その財源としては保険給付費の法定負担分である介護給付費負担金、介護給付費交付金及び介護給付費繰入金等をそれぞれ増額。そのほか、前年度繰越金を増額するものであります。

3ページの第2表・債務負担行為につきましては、電算システム及び業務委託料について、期間と限度額を設定するものであります。

次に、議案第99号、後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

本案は、既定の予算額から224万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億3,831万6,000円とするものであります。

その内容としましては、職員給与関係経費の補正を行うほか、後期高齢者医療広域連合に係る療養給付費等負担金を増額するもので、その財源としては保険基盤安定納付金繰入金、療養給付費等負担金繰入金及び前年度繰越金を充てるものであります。

3ページの第2表・債務負担行為につきましては、電算システムについて、期間と限度額を設定するものであります。

次に、議案第100号の水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ453万1,000円を減額するものであります。

その内容としましては、条例改正及び10月の人事異動に伴い、職員給料、職員手当、法定福利費を減額するものであります。

第4条の債務負担行為につきましては、PC機器保守及び機器管理費ほか15件について、期間と限度額を設定するものであります。

以上、提案理由を申し上げました。慎重審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいま16番榎田豊君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は18名です。

これより質疑を行います。なお、本案8件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 議案第93号、23年度阿見町一般会計補正予算について、質疑をいたします。

まず第1点は、今、町長から説明がありました川崎重工との和解金4億9,000万、これが諸収入、それから支出で一般会計の財調へ積み立てると同額がありますけれども、せんだっての全協での説明で4億9,000万が10月末までには入ってくると。で、それに対して弁護士の費用それから国の補助があったので、その部分の補助金の返還分が経費としてかかるという説明がありましたけれども、今回4億9,000万歳入出てますが、実際の弁護士費用それから補助金返還分は幾らになるのか質問いたします。

あと、それから2点目ですけれども、20ページ保育所費がございます。これで新しい保育所を建てるという計画で用地の購入とか負担金、補助、そういうのが入っていると思うんですけども、4月1日の時点で待機児童はゼロになったという報告がありましたけれども、その後現在の時点です、12月の時点で待機児童が何人いるのか教えてもらいたいというふうに思います。

あと、それから3点目ですけれども、22ページの衛生費。さくらクリーンセンター維持管理費228万3,000円。これは工事請負費というようになってますけれども、どのような工事を行うのか質問いたします。

以上3点について、お答えをお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、1点目のです、川崎重工業、霞クリーンセンターに絡む損害賠償金の御質問にお答えします。

まず、弁護士費用ですけれども、弁護士さんと契約した金額136万5,000円でございます。それと、国、県等の補助金の返還の金額でございますけれども、実際のところまだ調整・協議中でして、確定はしておりませんが、こちらで計算しましたところ概算で約1,400万円の返還額が生じるというふうに今のところ計算をしております。

○議長（佐藤幸明君） 民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい。2点目の待機児童の人数ということでございますが、今、手元に正確な資料はございませんが、11月現在で約40名ということで把握してございます。約40名。

○議長（佐藤幸明君） 生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい。さくらクリーンセンターの維持修繕工事費の内容についてお答えいたします。

さくらクリーンセンターは最終処分場ですので、こちらの雨水ですね、雨水が処分された灰を通りまして放流するわけなんです、その処分、処理ですね、ということで、窒素をですね、最終段階でそれを処理するための装置がですね、機能が低下してきたということからこちらを交換する費用でございます。

○議長（佐藤幸明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第93号から議案第100号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る12月22日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

散会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前10時38分散会

第 2 号

[12 月 14 日]

平成23年第4回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成23年12月14日（第2日）

○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

○欠席議員

9番	浅野栄子君
----	-------

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	青山壽々子君
総務部長	坪田匡弘君
民生部長	横田健一君
生活産業部長	篠崎慎一君

都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消 防 長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
生活産業部次長兼 放射能対策室長	大野利明君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	湯原幸徳君
秘書課長	佐藤吉一君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	岡田 稔君
児童福祉課長	高須 徹君
障害福祉課長	柴山義一君
健康づくり課長	篠山勝弘君
農業振興課長	村松利一君
町民活動推進課長	飯野利明君
都市施設管理課長	柳生典昭君
下水道課長	大塚康夫君
学校教育課長	黒井 寛君
学校給食センター所長	石神和喜君
生涯学習課長	建石智久君
指導室長	富田耕大郎君
農業委員会事務局長	大塚芳夫君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	大竹 久

平成23年第4回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成23年12月14日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成23年第4回定例会

一般質問1日目（平成23年12月14日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 平岡 博	1. 食育と地産地消の推進について	町 長
2. 紙井 和美	1. 学校の防災機能の向上と、地域拠点としても利用しやすい学校施設の整備 2. 重度障がい者とその家族に対する支援について	教育長・町長 町 長
3. 川畑 秀慈	1. 今後の放射能対策について 2. 町の防災対策について	町 長 町 長
4. 細田 正幸	1. 放射能除染対策のさらなる強化策を 2. 牛久市と協同でコンサートができる中ホール建設の提案をしたらどうなのか	町 長 町 長
5. 石井 早苗	1. 放射能対策室と放射能除染防御について	町 長
6. 難波 千香子	1. ロタウィルスワクチンの広報と接種推進に公費助成の導入について 2. うつ病対策 3. 放射能相談コーナーの設置について	町 長 町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（佐藤幸明君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、2番平岡博君の一般質問を行います。

ただいま、15番大野孝志君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

2番平岡博君の質問を許します。登壇願います。

〔2番平岡博君登壇〕

○2番（平岡博君） おはようございます。それでは、通告に従い質問をいたします。私の質問は、食育と地産地消の推進についてとしています。ここで、私なりに言いかえたのが、地域プログラムとしての農育と農トレの提案でありまして、この造語に関する説明は、この後追ってお話したいと思います。さて、皆さん御存じのように、私は、農地の荒廃、なかんずく耕作放棄地の拡大に心を痛めるものでして、地域の力をかき集め、何とかその解消を果たしたいと、阿見町に豊かなフード、心いやす景観を取り戻したい、その思いは私を町会議員に導いた原点ともなっているのです。そんな私ですから、11月初めに掲載された以下の新聞報道は気になりました。見出しは「非農家でも農地借り販売可能、つくば市が就農支援制度」です。内容は、農業の担い手不足と耕作放棄地の拡大に歯どめをかけようと、つくば市は、農業者でなくとも農地を賃借でき、農産物の栽培、販売ができる市民ファーマー制度を新設するというものでした。同じ賃貸型でも、市民農園は自家消費分を賄う菜園という感じですから、農業委員会が認定する形で販売できるようにするというのは、大きな発展型だと思います。1,000平方メートルつまり1反歩未満の小規模農地でも対象となるのがポイントです。考え方としては悪くないと思いますし、行政が率先してこういう取り組みをするというのは、それ自体、評価

すべしでしょう。ただ、それが筋書きどおりにうまく行くかどうかは別物として、私としては、今後の推移を注意深く見守りたいと思います。

では、我が阿見町でこれができるか、成果につながるか、肝心なのはそこにあります。少なくとも制度設計は可能ですよね。こういう市民農園の発展型というか、非農家への農地の賃借拡大の方策を検討、研究されたことがありますか。また、その結論や新たな耕作放棄地対策としての取り組みがあれば、御紹介したいと思います。

次に、こうした制度がつくば市ではできるのに、我が阿見町ではできないということならば、なぜだろう。私なりに考えてみました。経験的にですね、私、二次的な耕作放棄地が生まれてしまうんじゃないか、そういう危惧を覚えるのです。1,000平方メートルといいますから1反歩——10アールの農地というのは、農家の経営規模としては決して大きくはないのですけれど、市民農園の延長で考えたら、大やけどをします。一たん草取りを面倒がると、土地の栄養状態がいい分、一気に雑草が伸び放題になります。夏場にひと月でも除草を怠ろうものなら、もう嫌になるほどはびこってしまいます。そういう土地を再度耕し直して頑張るなんていう営農意識はすっかり消え失せてしまうでしょう。これが二次的な耕作放棄地の問題。これは一例ですけど、ほかにも運用上、ちゅうちょせざるを得ない懸念が幾つか想定でき、制度としては可能でも、阿見町では実際に踏み切れないのだと好意的に解釈しております。

ただ、そうであっても、いわゆる市民あるいは都市住民、あるいは消費者に改めて農業の大切さを知ってもらえるだけでも、こういう制度は悪くないのだと思います。TPP問題で農業者の主張が国民の理解を得る連携を得るためには、百万遍の言葉より、こうした体験、経験の共有が大切で、失敗を恐れてはならない。健康な食生活とか安全な食品とかを農業を通じて初めて見えることもあるわけで、それを農育で発信したいのです。私自身、南高梅の体験収穫のような事業を通じて理解してきたことですが、学校が食育の現場なら、農村は農育の現場で、農作物という生き物をそれぞれの手で育てることの喜びを通じ、農村環境の大切さや食の安全について根本から学ぶ場になる、まさに自然の学校ができるのです。学校の食育は専ら子供たちが対象ですが、私たちの農育は、子どもたちはもとより大人たちや高齢者にも参加を呼びかけられる。そういう意味で二つあわせて食農教育、大人向けには学習面には農トレというのはどうだろうというアイデアがどんどん広がるわけです。

ここまではアイデアどまりで、筋書きすらありませんので、今後の展開に向け、具体的な政策提案を踏み込んでみたいと思います。

食農教育の事業推進は、指導者というか、参加者の面倒を見る人の問題にかかってきます。つまり、つくばの市民ファーマーでも、成功のかぎを握るのは、多分に指導のあるなし、面倒見のよしあしだと私は見えています。栽培や管理面の指導をどこまでやれるか、この辺どういう

制度なのか、機会があったら担当課は調べておいてください。よろしくお願いします。

いい指導者がいて、適切な指導を適宜行えば、農地が雑草だらけになるなんてことは、まず起こり得ません。最近の農家ですら栽培体験のない西洋作物を市民がいきなり植えたりするのは、そりゃあ絶対無理ってもんです。ですから、私はまず、食農教育の指導者を町が育てるあるいは発掘をしてはどうかという提案をしたいのです。農業者それぞれの得意の作物について、土づくりから肥料や防除、収穫まで、一連の指導、相談に乗れる指導者を町あるいは農業委員会が募って登録をしておく。肩書は農育士あたりでいいと思いますが、その上で、小規模農地の賃貸制度なり何なりを始める順番のほうがよろしかろうと私は思います。土地の賃貸料より、こうした指導料で収入を得る農家としては、健全な気もしますと思います。町長、この提案にのれるでしょうか。

いささか先を急ぎますとですね、非農家が販売まで手がけるのであれば、加工や流通の部門に専門家による指導講習も必要になり、これを農トレと呼んでもいいと思います。指導者はトレーナーとして地域の6次産業か何かにも一役買ってもらって、そういうふうな道で進めたいと思います。何かだんだん楽しくなってきた、話が広がってしまうんですが、さらに、茨城大学農学部や県立医療大学と連携して、食と健康の食農教育カリキュラム編成なんて全体像を描くこともできます。ここまで来れば、これはもう阿見町ならではの立派な地域資産として胸が張れるはずだと私は思います。町長は、地産地消のまちづくりを掲げて、道の駅構想の実現に精力的に取り組まれておりますが、道の駅ができてからでは、産品や商品サービスを開発するのは本末転倒であるように思います。人の問題も、開設前にあらかじめ準備しておかなければなりません。人材の掘り起こしとその組織化に、食育と農トレは格好の仕組みとされますがどうでしょうか。その活用が市民農園、クライנגアルテン、その他どういう形の制度になるかは別にして、食農教育のメニューが道の駅の提供する商品サービスの1つになれば、まさに地産地消の人材面からのアプローチとして注目を集めることになるはずです。こうした提案に町長はどのような感想を抱かれ、関係部局に対応を示すのか、見解をお尋ねいたします。

以上、質問ポイントは通告で示した2点にあります。御答弁よろしくお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

平岡議員の質問にお答えいたします。

町内において耕作放棄地が年々増加していることから、解消や防止に対する各種施策を行っていますが、農業従事者の減少や高齢化の進行等により、耕作放棄地は増える傾向にあり、大

きな課題となっております。

そこで、1点目の市民ファーマー制度についてお答えいたします。

つくば市においては、遊休農地の貸し借りを市が仲介するグリーンバンク制度を推進してきたところ、借り手の見つからない小規模の農地が増加していた一方で、定年退職者や農業学校等の学生、主婦などから、新規就農基準である50アールは必要ないが、農地を求める要望が寄せられていたことから、活用されていない10アール未満の農地を非農家にも貸し出す市民ファーマー制度を市独自に創設し、農地の有効利用と耕作放棄地の解消と防止を図っています。

非農家が農地を初めて借りる場合、おおむね50アールを1度に借りる必要があったものを、この従来の制度のほかに、非農家で農業者として自立を目指さないものであっても10アール未満の農地を借りることができる制度で、栽培や管理面の指導等は含まれておりません。現状では、制度立ち上げから間もないということもあり、土地条件がよいところから問い合わせはあるものの、議員が懸念したように、10アールの農地というのは、市民農園の延長と考えては手に負える面積ではないことや、つくった野菜が簡単に販売できるのか等々、制度上の課題もあり、契約まで至ったものはないとのこと。今後の推移を見守っていくとともに、制度導入できるかについて、関係各課で調査検討してまいりたいと思っております。

まあ、本当に、1反歩の農地を素人がやるというのは非常に厳しいです。私も30坪ぐらい自分で農地を耕していますが、まんのうで耕して少し体を動かすとですね、もう肩が痛くなってしまう。それでも3年、4年やっているうちに、いろんな面での作物のつくり方というもの覚えるんで、そういう面での家庭菜園っていうような形の中での、やはり面積というのが非常に大事になってくるのかな、そう思っております。

次、2点目の食育教育について、町内で行われている事業を紹介して御提案にお答えいたします。

まず、子供たちへの食育事業としては、現在、町内全8小学校において、学校ファームを開設しております。その中において、地域の農業者の方々には、栽培管理から指導までのお手伝いをしていただいております。子供たちにとって、小さいときから土に触れ合い、地元の農業を知り、食べ物や命の大切さを体感する貴重な機会となっております。大人向けの食育メニューとしては、市民農園や農業委員会で行っているトウモロコシ体験が上げられます。市民農園は、町営の2カ所のほかに、農業者や民間会社による特定農地貸付けによる市民農園が5件開設されており、現在さらに1件の申請がされております。特定農地貸付法等の特例措置により、農業者自身が市民農園を開設できることとなりましたので、みずから農業指導や作業援助を行っていく市民農園のシステムが確立していけることが理想だと考えており、そのモデルとなり得る農業の指導を伴った市民農園講座の開設に向け、茨城大学農学部と模索しているところであ

ります。農業委員会におけるトウモロコシ栽培体験では、広報紙で募集した町民の方に、種まきから除草作業、収穫体験まで参加していただき、収穫の喜びだけでなく農業の大変さも体験していただきたいと思っております。

人々の価値観の変化により、心豊かさ、ゆとりのある生活、自然と触れ合いを求める動きが高まっていることに対応し、町では、担い手や認定農業者、兼業農家、小規模農家、さらには非農家で家庭菜園を楽しむ町民を巻き込んで、農地の維持、保全と有効活用を図りながら、都市との交流による多様な農業の展開を図ってまいりたいと考えております。今後ともさまざまな御提案をいただき、議論を交わしたい。交わした中から町の農業発展に効果的な施策を構築していきたいと思っております。

先ほども、道の駅等のお話がありました。今回、実験等ということで、非常に皆さんには不人気であります。やっぱりそれをやったことによって、今、何が必要かと、うちの産建の部長がよく言いますが、本当にそれによってですね、やっぱりそういう組織づくり、農家の組織づくり、または第6次産業、特産品、そういうものをまずつくり上げていかなければ、道の駅構想はならないと。先ほど平岡議員が言われたとおりだと思います。

私はもう来年度からはね、やっぱり農地は土だと、土づくりが基本だということで、そういう形の中で農業政策の1点をとらえてやっていきたいなど。やっぱり堆肥っていう問題があるのではないかなと、そう思っております。今後とも一緒にいい方向に行きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 2番平岡博君。

○2番（平岡博君） 御丁寧な答弁ありがとうございました。

さて、1点目の、先ほどの説明の中にですね、まあ1点目はですね、制度導入についてさらなる調査検討をお願いしたいと思っております。

それと、2点目についてですね、ちょっとお聞きしたいんですが、現在、阿見町で市民農園等々を農業委員会を初めやっていると思っておりますが、その現在のですね、概算でいいですが、約参加人数とか面積はどのくらいあるものか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。現在の市民農園は、町長の答弁にもありましたように、町が実施開設しているものが2カ所それから民間が5カ所ということで計7カ所、これが面積で、概算ですけど3.1ヘクタールほどでございます。区画数につきましては全部で305区画ございまして、約9割近い270前後の区画が今、利用されているということでございます。さらにですね、現在申請中のところが50区画でございます。こういった状況でございます。

○議長（佐藤幸明君） 2番平岡博君。

○2番（平岡博君） ありがとうございます。今、現在参加している人数等々のあれはまだわからないですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 現在ですね、人数ではなくて契約されている区画数が今、正確には268区画ということでございます。そこにはいろいろな方が参加されていると思いますが、契約数ではこういった数字でございます。

○議長（佐藤幸明君） 2番平岡博君。

○2番（平岡博君） ありがとうございます。こういうふうなところでですね、これから改めて50区画ですか、プラスになるような答弁ありましたけども、要するに私が言いたいのは、この家庭菜園というのは、かなり皆さん各場所場所で楽しんでられると思うんですよ。だからそれを何かもう少し引っ張り上げてやるような、こう何か町としての施策が欲しいと思うんですよ。まあ、その辺はおいおい私のほうもいろいろこれから調べてですね、提案をしながらですね、いろんな方策がないか勉強したいと思います。まあ、いろんな皆さんの意見を広く聞かなければですね、その辺のこのことは行政としてもなかなか対応できないと思うんですが、さらなる行政の指導とかですね、資金面での援助とかもしていただきたいと思います。

簡単ですがですね、私これで最後にちょっと町長にお願いがあって、一言お願いしたいと思いますので。

食育農育を進めながらですね、地産地消の自給率アップに取り組んでいただきたいと思うんですよ。TPPとか放射線とかFTAの問題等が地方自治体ではね、これはもう取り組むにはかなり重たい課題もありますが、まあ、私なんかの百姓にはですね、耕作放棄地を減らしながら地道に農作物をこれからもやっていかなくちやなんですよ。つくっていかなくちやなんですよ。続けていかなければ、地方も国も絶対私は滅んでしまうと思うんです。ですから、まず地域から、ふるさと阿見町からですね、おいしくて安心安全な品物をつくり続けなければならぬと思います。この取り組みにですね、町政からも率先して御指導とバックアップをお願いできればと思います。これをお願いしてですね、私の一般質問にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで、2番平岡博君の質問を終わります。

次に、5番紙井和美君の一般質問を行います。

5番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔5番紙井和美君登壇〕

○5番（紙井和美君） 皆さん、おはようございます。それでは、初めに、通告に従いまして

質問させていただきます。

まず初めに、災害時に子供の命を最優先に守り、地域住民が安心して利用できる拠点となる学校施設の整備についてであります。

学校施設は、児童生徒の学習と生活の場であると同時に、大規模災害が発生した場合の地域住民のための応急的な避難場所ともなる役割を担っております。したがって、学校施設の安全性と防災機能の確保は極めて重要であり、そのためには建物の耐震性の確保だけでなく、必要物資の備蓄も備えなくてはなりません。

このたびの東日本大震災においても、特に東北3県を中心として岩手県64校、宮城県310校、福島県149校、我が茨城県内では75校、その他1都6県24校の計622校の学校施設が災害発生直後から、避難してきた多くの地域住民の避難生活のよりどころとなりました。ただ一方では、食料や毛布等の備蓄物資の不足や通信手段の寸断、水や電気が確保できないなど、避難所としての不備が多く浮かび上がりました。学校を避難所として開設していた当町も例外ではなく、今回の教訓をもとに改善の必要があると考えます。

執行部も御承知のとおり、文部科学省では本年7月、東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備についてと題する緊急提言を取りまとめました。今回の大震災を踏まえ、学校が災害時に子供たちや地域住民の応急避難場所という重要な役割を果たすことができるよう、今後の学校施設の整備に当たっては、教育機能のみならず、あらかじめ避難場所としての必要な諸機能を備えておくという発想の転換が必要であるということが提言されております。

また、今回は、自然災害に加え、福島原発の事故による放射能の被害も甚大で、今後長期間にわたり健康への不安にさらされる懸念があります。

そこで、以下の3点についてお伺いいたします。

- 1、放射能から身を守るための教育と除染対策について。
- 2、災害発生時の子供たちへの対応について、家庭との連携と防災教育の今後の取り組みについて。
- 3、地域の拠点でもあり、災害時は避難場所として機能する学校施設の防災機能を充実させ、子供たちがいる学校を最大の安全地帯にするための取り組み。

1つ、電気、水、ガスの確保、トイレの設備。

2つ目、室内環境、空調の設備、バリアフリーの整備。

3つ目、必要物資の備蓄。

4つ目、要援護者、例えば高齢者、要介護者、障害者、難病患者、妊婦、乳幼児、日本語にふなれな外国人の方への対応。

以上、3項目についてお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 紙井議員の学校の防災機能の向上と、地域拠点としても利用しやすい学校施設の整備についての御質問にお答えいたします。

1点目の子供の命を守る取り組み、2点目の災害発生時の対応、3点目の学校施設の防災機能の充実のA及びイにつきましては、後ほど教育長から答弁をしていただきます。

私からは、まず3点目のウ、必要物資の備蓄についてお答えいたします。

物資の備蓄につきましては、子供や地域住民の方が学校等に避難してきてから救援物資が届き始めるまで、または救助されるまでの数日程度の期間を想定しており、避難生活を送るためにはさまざまな物資が必要となります。現在、物資を備蓄するための防災倉庫は、阿見中学校、朝日中学校、竹来中学校の3カ所に整備しております。そのうち、食料についてはアルファ米、パン、うどん等が約1万食、資機材については毛布、発電機、投光器等を備蓄しておりますが、今後もアレルギー対応食、簡易トイレ等、大規模災害に備え、備蓄品の充実を図っていく予定です。

続いて、3点目のエ、要援護者への対応についてお答えいたします。

現在、阿見町民生委員児童委員協議会では、「災害時一人も見逃さない運動」を展開しており、自然災害緊急時において、要支援者の情報を行政等関係機関・団体と共有するため、日ごろ支援を必要とする方を戸別訪問し、災害・緊急時連絡票の作成を行っており、その中で同意を得られた人については、社会福祉協議会、警察等に情報を提供しております。この運動は、災害に関する住民支援活動を展開するということとともに、日ごろの地域社会での助け合い関係をつくり、地域全体のコミュニティーを創造するための大切な役割であります。今回の震災の際には、この連絡票をもとに、民生委員児童委員・区長・住民等が協力し合い、訪問、電話等による安否確認が迅速に行われました。

また、町としましては、災害発生時に一人で安全に避難場所まで避難することが困難な高齢者や障害者等を支援するため、災害時要援護者名簿への登録の準備を進めている段階であります。避難支援を希望する方の名簿への登録をあわせて、登録されるお一人お一人について、だれが支援し、どこの避難所に避難させるかを定める個別の避難支援プランの作成が急務であると考えております。また、難病患者、妊婦や乳幼児、外国人等の災害時要援護者対策につきましては、町の防災計画に基づき対応してまいりたいと考えております。

今後、地域の拠点としての学校施設の機能の確保につきましては、学校が災害時に子供たちや地域住民の応急避難場所という重要な役割を果たすことができるよう、教育委員会と連携を

図りながら、学校施設の防災機能の向上を図ってまいりたいと考えております。

一番大事なのは、やっぱり一番弱者ですよ。子供たち、あと高齢者、あとは障がい者とか、そういう人たちに対しての、やっぱり避難場所、避難経路、またそれに対して一人ひとりどういうふうにして対応していくかっていう、そういうことが一番問われているのかなと。弱者に対する、やはり防災計画にそのものをやはりきちんと埋め込んでいくという、これが大事かなと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 次に、教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 学校の防災機能の向上と地域拠点としても利用しやすい学校施設の整備のうち、1点目の子供の命を守る取り組み、放射能の不安に対する対応、放射能から身を守る教育と除染対策についてお答えいたします。

原発事故の発生直後は、町でも被害の実態を把握できない状況がしばらく続きました。こうした中、町教育委員会が第1に取り組んだことは、児童生徒自身が放射能から身を守るための生活指導です。本来は衛生を保つための生活指導が、原発事故以降は、放射能の影響を低く抑える上でも重要な意味を持つようになりました。

第2に取り組んだことは、放射線量の把握と情報公開です。空間の放射線量については、5月25日から定期・定点観測を行っております。また、プールの水質については、シーズン前に検査し、放流しても問題がないことを確認しました。シーズン中も水を2回検査し、いずれの検査でも、放射性ヨウ素及びセシウムは検出されておられません。さらに、井戸を使っている本郷小学校と君原小学校の水質検査を行い、放射能ヨウ素及びセシウムの不検出を確認しております。これらの結果は、5月末から町のホームページや回覧で逐次公開しており、今後も継続して公開いたします。

第3に取り組んだことは、除染対策です。町立の小中学校では、周辺より放射線量が高い部分を教育委員会職員と教職員で除染しております。また、8月27日から9月11日にかけては、保護者と教職員が共同で除染作業を実施していただきました。集めた土は、町の責任で、大型の土のう袋に入れて、校庭に埋設し保管しております。

第4に取り組んだことは、給食の安全確保です。給食センターでは、10月21日から、町が導入した食品放射能測定システムを活用して、給食食材の独自検査を行い、安全性を確認して給食を提供しております。

これまでの取り組みと対応を御説明申し上げましたが、今後は、来年1月1日に全面施行となる放射性物質汚染対策特別措置法に基づき、学校ごとの放射線の状況を踏まえながら、適切にさらなる除染対策を進めてまいります。

次に、放射能から身を守る教育についてお答えいたします。

まず現状について説明いたします。小学校では、4年生の社会科の学習の中で、原子力発電の利用についてと環境への配慮、安全性の確保について学習します。中学校では、3年生の社会科の地理、公民の分野でエネルギー資源に関することや原子力の利用について学習します。さらに、理科では、放射線・放射能の人体や環境への影響について学習します。

茨城県では、先端科学技術の理解が重視されており、原子力に関する副読本——原子力ブックなどを使った学習が行われていました。

しかし、これまでの学習では、どちらかといえば科学技術、特に原子力のよい面が強調されてきた傾向がありました。今回の原発事故を受けて、科学技術の進歩に伴うデメリットについても指導をすることになりました。特に、放射線等の基礎的な性質について理解を深めることは大変重要であり、発達段階に応じて、放射線や放射能、放射性物質について学び、みずから考え、判断する力を育むことが大切であると考えます。

今年10月に、文部科学省から小学生・中学生向けに「放射線について考えてみよう」「知ることから始めよう放射線のいろいろ」という副読本が発行されました。その内容としては、放射線とは何か、どのような使われ方をしているのか、放射線による影響、そのメリット・デメリットは何か、放射能から身を守るためにはどうするかなどです。今後は、これらの資料をもとに学習を進め、放射線・放射能について正しく理解をして、過剰な不安を抱かない正しい怖がり方を身につけさせるようにしていくことが重要であると考えています。

2点目の、災害発生時にどのように対応するか。今までの取り組みと今後の対応について。家庭との連携はどのように行われるのか。防災教育はどのように取り組んでいるのかについてお答えいたします。

最初に、災害発生時の対応について説明いたします。災害発生時には、児童生徒の生命の維持、身柄の安全確保が第一と考えております。そのために、火災を想定した避難訓練、地震を想定した避難訓練、さらに不審者などに対応するための保護者への引き渡し訓練を行っております。

今回の大震災の教訓から、学校の危機管理マニュアルの見直しを指示し、より効果的で実態に即したものといたしました。この新しいマニュアルに基づき、保護者や消防署等の協力も得て防災訓練を実施しております。この訓練の経過から、小中学校両方に子供が通学している家庭、保護者に対して円滑に子供の引き渡しができるように、災害時の小学校と中学校との連携という点も考慮するとの指示もしています。

防災教育は、学校安全年間計画を立て、安全教育や防災訓練を実施しており、非常事態に対して安全を確保するにはどうしたらよいか、どのように対処するのか等について指導していま

す。

3点目の地域の拠点や災害時の避難場所となる学校施設の防災機能を充実させ、学校を最大の安全地帯とする取り組みのうち、電気・水・ガスの確保、トイレの整備、室内環境、空調の整備、バリアフリーの整備についてお答えいたします。

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす活動の場であります。また、生涯学習活動や高齢者を初めとする地域住民の交流など、多様な活動の場ともなっています。

町では、学校の安全性を確保するため、学校施設の耐震化を最重要課題とし、平成27年度までに耐震化を完了するよう事業を進めております。

まず、現在の町立小中学校の状況について説明いたします。

水については、各学校に受水槽を設置しておりますので、1日分が確保されています。また、阿見小学校には、耐震性防火貯水槽が設置されております。

ガスについては、プロパンガスの学校が10校あります。

トイレはすべての学校に屋外トイレを設置しております。

冷暖房装置やバリアフリー化については、学校施設・設備の更新時期にあわせて改修したいと考えております。

学校施設を安全かつ良好な状態に保ち、時代の要請に適応した水準にまで整備することは、児童生徒の安全や快適のためだけでなく、災害時においてもその機能を十分活用できるものであると考えます。また、学校施設は防災の地域拠点としても位置づけられておりますので、町の防災担当部局と連携して、学校の整備を進めたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 大変にありがとうございました。

それではまず、放射能に関することで、1番目に対して、ひとことお聞きしたいと思います。

これは朝日新聞の記事なんですけれども、福島県で12月になって、ようやく学校の教職員の方々の研修が始まりまして、放射能に対するものということでありました。そういった中で、各学校の先生方は、どのように教えていったらいいのか、国や県の指導に基づき、屋外活動をしたとき、また一部の親御さん、保護者の方から、安全の根拠を示すように厳しく言われて、非常に悩んでいるというようなお話があり、先生方も非常に悩んでおられました。そういったことから、先ほどマニュアルの本をもとに勉強とありましたが、今後、何回かいろんな情報を更新されてくると思うんです、国からの情報も。そういったことで、先生方の研修というのは、今後どのようにやっていくのかということをお尋ねしたいんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤幸明君） 指導室長富田耕太郎君。

○指導室長（富田耕大郎君） 紙井議員さんの質問にお答えしたいと思います。各学校では、年に1回、東海村の原子力発電所を教職員の代表が見学しております。これは県のほうの事業です。そこで研修を受けまして、今回の原発の事故以前にも毎年ですね、研修を受けて各学校に戻り、その先生が中心となって原子力教育についての研修を広めております。先ほど、教育長の答弁にもありましたように、どちらかという安全安心、そしてエコというような形で私なども指導を受けてきたんですが、今回の事故をきっかけにデメリットについてもしっかりと研修を積んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 済みません。私のお聞きしたかったのは、放射能に対する不安に対しての指導ということで、この福島県の状況の中では、この副読本の中の内容を超えて話してしまうおそれがあったり、そういった不安を抱えている教職員の方がいらっしゃるの、そういったことで、放射線、どのようにとらえていくのか。また先ほどの教育長のお話の中でも、正しく怖がっていくということがありました。そういったことで、年に1度のその原子力の勉強以外に、放射線として、子供たちまた保護者の方に、正しく副読本に従いながらお話をしていくという自信を持って先生方もお話をしていけるような研修をやっているのかどうか、そのあたりももう一度お願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 指導室長富田耕大郎君。

○指導室長（富田耕大郎君） はい、お答えします。やはり今、紙井議員さんからお話があったように、副読本をもとにして、しっかりと研修を積んでいく必要は私はあると思います。教職員の中にも、やはり理科を専門としている教職員もおりますし、全然理科を得意としていない教員もおります。文部科学省、県の義務教育課で一番恐れていることは、子供たちに、とにかく不安を与えてしまわないこと、これが一番大切なことだということに言われております。教職員の中でも、不安を持って子供たちに接してしまえば、やはりその不安がうつってしまうのかなと思います。ですので、これからですね、この副読本をもとにして、しっかりと放射線についてのメリット・デメリットについて、しっかりと研修を積んでいく必要があると思いますし、指導室のほうでも、各学校に指導の徹底を図っていきたくて考えております。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ぜひお願いいたします。

11月に有識者を交えてのシンポジウム、これも朝日新聞の記事ですけれども、その中で、しっかりとリスクを知ることが大事であると。本当に正しく知識を持って、何が不安で何が安全かということを知ることがありましたけれども、この中で、被曝に安全な量はないとい

うことですか、データから冷静に判断をしていくということですか、あとは住民目線で対策をとっていく、福島の中には、深刻な内部被害は意外にないんだというようなことですか、そういったことで、いろいろな有識者の方々の講演がありましたけれども、そういったことで、正しく安全に子供たちまた保護者の方がしっかりと知識を持てるように、先生方が自信を持って話ができるように、そのようにしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

それと2点目、危機管理、よくわかりました。これからもしっかりと続けていっていただきたい。保護者との連携をしっかりとっていただきたい。何があっても安全に、学校にいる限りは安全だと思っていただきたい。そういう連携をとっていただきたいと思います。

3つ目ですけれども、これが今回、東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について、本年度文部科学省のほうから4月に出されたものでありますけれども、これはそれに沿ってお尋ねしている部分であります。

まず災害が発生した場合に、4つの段階に分かれておりますけれども、救命避難期——まず命を守る、まず身の安全を守る、そこが第1段階で、第2段階が生命確保期——じゃあしばらくの間、そこで生活をするすることができるのか。生活確保期というのが第3段階ですけれども、そこでしばらくの間、避難所として過ごすことができるのかどうか。最後に4段階として学校の機能を再開はいつごろからできるのか。こういったことで、こういうことを踏まえて、この提言書がつけられております。

実はその前に、阪神淡路大震災の後、学校施設の防災機能の向上のためにということで、これは平成19年の8月に出された資料でありますけれども、調査研究所の報告書として、これもやはりこの中には、阪神淡路大震災を踏まえた中ですが、各省庁が一緒になって連携をとってやっていかなくちゃいけないという内容のものが書いてありました。内閣府、総務省、文科省、厚生労働省及び国土交通省がそれぞれ連携し合いながらやっていく。これは大事だというふうに詳しく出ていたんですけども、なかなか阪神淡路大震災の後、そんなに大きな震災が来るということは想定外でありました。これをこのまましっかりと、防災機能の向上のためにの内容をしっかりと守っていれば、今回、被害は、避難所での命を落とす方ですか、病気になる方ですか、そういったことの被害を最小限に防げたのではないかということから、このような、命を守っていく内容として出されました。

そういったことで、今回、水の確保、各学校で1日分の水の確保があるというふうにお聞きしました。中でも、プールの浄化の装置、そういうものを使って対応しているところがあるんですけども、当町においては、プールの浄化装置、そのような機能はついているのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。紙井議員さんが先ほど言いましたように、文部科学省、平成23年6月に設置しました東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会、その中の緊急提言がありまして、当然、水の確保ということで、先ほど教育長が答弁いたしましたけど、うちのほうとしては阿見小に耐震性の水槽がありまして、それから11校にプールがあります。結果的には今、残念ながら、小中学校のプールについては浄化装置はついておりません。ですから、結果的には、飲み水には、今の段階では使えないような状況になっております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。

あと、トイレについてですけれども、マンホールトイレの設置、これもこの提言の中に載っております。事前に教育委員会のほうに、トイレについてはどうかということをお聞きしたことがありましたけれども、学校の周りにマンホールはどれぐらいあるのか。先ほど備蓄の中で、トイレも備蓄倉庫の中に入れておくという話がありましたけれども、それはマンホールトイレ対応のものなのかどうか。その2点についてお伺いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。今回の文科省の緊急提言によりますと、福島近辺でございますが、マンホールトイレちゅうのは、高齢者、要援護者に対して非常に役に立ったということで聞いております、提言されております。

それで、1点目の御質問でございますが、マンホール、幾つあるのかということで、調査した結果でございますが、各小中学校の校内に10個程度のマンホールがあるということで確認しております。

以上でございます。

10個ですね。10個あるということで聞いております。

○5番（紙井和美君） 各学校10個。

○教育次長（竿留一美君） そうです、はい。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ありがとうございます。各学校10個ということは、これマンホールトイレの設備、いろんな値段の上限があるんですけれども、2万円ぐらいから20万円ぐらいまで、いろんなものがあります。大体、皆さん使って、どこの市町村でも使っているのが5万円ぐらいのものでありますので、1校50万円ぐらいで用意ができるのかなというふうに思います。

一番皆さんが、表になかなか出せないけれども一番困っているのがトイレということでありました。非常に汚く、水も流れないので、トイレは使えない。使えないので我慢をする。体調を壊すというふうなことがありましたので、マンホールトイレについては、そんなに予算のかかるものではないので、ぜひその備蓄の倉庫の中に用意をしていただければなっているように思います。

あと、ガスについても、プロパンガスも幾つか10校で用意しているというふうにありますけれども、ガス、トイレ、水の確保、その部分においては、本当に力を入れていただきたいというふうに思っております。

次に、必要物資の備蓄についてでありますけれども、備蓄の管理、これについてどちらが管理しているのか、その辺、お尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。備蓄倉庫の緊急物資につきましては、防災担当であります町民活動推進課のほうで管理してございます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） じゃあ、備蓄倉庫について、各学校、阿見中、朝日中、竹来中っておっしゃいましたよね。阿見小ですよ。阿見中って何かあったような。阿見小、朝日中、竹来中の3校。この備蓄倉庫に関してなんですけれども、ここ一番重要な部分でありまして、生活物資、食料、それを各学校に備蓄をしていただきたいんですけれども、11校全部に備蓄していく備蓄倉庫をつくり管理していく予定が、今後あるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） 備蓄倉庫につきましては、今、先ほど申し上げました阿見小、竹来中、朝日中の3地区という計画になっております。今後の見直しの中で、こういった文科省の提言もございますので、その防災計画等の見直しの中で、その辺のところは検討していきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） ぜひそこを見直していただいて、各課が共同していただいて、町民活動推進課だけが備蓄倉庫の中を点検するのではなく、学校と連携しておかないと、いざというときに使うのが学校ですので、学校の中の職員の方、各防災担当の部署の方、いろんな課が一緒になって点検、管理、それをしていただきたいと思うんです。補充するものも、そこでしっかり話し合って、補充の内容を決めていただきたいというふうに思います。

今、3つあるというふうにおっしゃったんですけれども、3つある中の中身をちょっと教えていただいてよろしいでしょうか。各学校それぞれ、いろんなものが入っているのかどうか。

それとも1つに偏って物が入っているのかどうか。その内容、中身について、充実しているのかどうかお尋ねしたいんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。備蓄倉庫のほかにですね、そういった防災の備品等につきまして、この役場の倉庫、それからですね、実際に水の供給になりますと水道事務所等になりますので、旧上郷の水道事務所等、そちらについても一部備品がございます。

その備品をすべて申し上げますと、相当のボリュームになるんですが、まず主なものを申し上げますと、食料ですね、食料につきましては、今この倉庫にですね、合計で1万2,500食が備蓄されてございます。それ以外にですね、申し上げますと、発電機が総数で——総数で申し上げますと、発電機が13、それから浄水装置が3、それから投光器のセットが20、それからカセットコンロが20、ポンベが20、ヘルメットが150、そういったものとですね、それから土のう袋が2,000ですとか、あとビニールシートが2,000、それと給水等のポリタンクですね、先ほど申し上げました20リッターが56ですとか、いろいろですね、品目にしますと約50品目ぐらい備蓄してございます。それがおのおのの施設にですね、均等っていうわけではありませんが、備蓄されているというようなことでございます。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 先ほど、防災計画の中でも見直すというふうにおっしゃいましたけれども、そこぜひ見直していただきたいんですね。1つのところに偏って、震災があったときに「何々中学校に毛布があるからそこにとりに行こう」とか。今、お聞きしたら、毛布は入っていないですよ。毛布の備蓄はないんですね。入ってる。あ、そうですか。失礼しました。

1つの学校に全部そこでもう網羅しているというふうに、ぜひやっていただきたいんですね。そうでないと、地震当時になったときには、本当にあたふたして、いろんなところに神経が回らないというのが現状ですので、そこにすべてをそろえておく。それを絶対に守っていただきたい。それって提言書の中にもしっかりあるんですけれども、それをしっかり守っていただきたいことと、各学校全部11校にその防災倉庫をつくっていただきたい。そのことを切にお願いいたします。

先ほど、要援護者に関してですけれども、これは本当にしっかりと取り組んでいただきたい部分でして、なかなかこういうのはニュースで表になかなか出てこないというのがあります。要援護者の方、また障害を持っている方、障害を持っている障害児の方、例えば多動性のお子さんだったりすると、なかなか皆さんと一緒に生活できないということで、我が町では、ありがたいことに、さわやかセンターがそういった方の要援護者の施設の場所となっております。

そういったことで、一斉に要援護者の名簿を、先ほど作成するとおっしゃいましたが、個別のプランを立てて、万が一のときには、避難するときには、この人たちはさわやかセンターだ、この人たちは学校だというふうに、しっかりと分けて対応ができるようにしていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

重度障がい者とその家族に対する支援についてであります。

3月定例会において、重度障がい者、中でも医療的ケアを必要とする方を介護する家族が病気等で介護が困難になったとき、車いす対応の自家用車で水戸など遠方まで出向くことは大変な苦勞が伴うために、一時預かり場所を町内に確保してほしいとの住民からの強い要望をお伝えいたしました。そのお答えとして、町としてもできる限りのことは行いたいと考え、町内の老健施設2カ所、特養ホーム2カ所に障害者の受け入れ事業の認可を取得していただけるよう、これから施設長と協議を進めると答弁をいただきました。その決意に大変感謝するとともに、実際に始めるには難しいであろう宿泊を伴う短期入所もさることながら、ましてや障害者自立支援法で定められていない昼間などに一時的に預かる日中一時支援などは、本当に努力が要ることだと思いました。

それで、そういったことで、そこに定められていない、昼間など一時的に預ける日中一時支援など実施しているところ、これは例が少ないために、受け入れのために手を挙げる施設が少ないというのが現状であります。そういった関係者の声もありますけれども、その3月からそれ以降の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども紙井議員のほうから、今年の3月に紙井議員のほうからの御質問にそのようにお答えしていると思います。そして重度障がい者とその家族に対する支援についての進捗状況ということで、そういう質問だと思いますので。

町では障害者自立支援法に基づき、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業等の福祉サービスを提供しながら、障害を持っている方々ができる限り地域での生活を送れることを目指して、障害者支援のためのサービスの確保に努めてまいりました。しかしながら、紙井議員が御指摘の医療行為の必要な重度の身体障害者を一時的に預かる短期入所施設が町内にないことから、本人やその家族に多大なる御負担をかけていることが大きな課題であると、3月には認識しておりました。

そのような中で、町といたしましても本年度早々に町内の特別養護老人ホームと老人保健施設に障害者支援施設を兼ね備えた重度障害者の受け入れの整備について、2カ所に御理解と御協力をいただいております。

それぞれの進捗状況についてですが、1カ所目の特別養護老人ホームについては、11月初旬に、県に対し短期入所施設としての認可申請を行い、平成24年4月からの開所に向け、準備を進めております。さらに、本施設においては、障害者介護等サービスの受け入れ準備として、障害者介護等経験職員の雇用の確保についても検討しているところでございます。また、町では、昨今さらなる障害者福祉サービスの充実として、当事業所と町において、障害者等の活動の場の提供と見守り、日常的な訓練を目的とした地域生活支援事業の日中一時支援サービスの委託契約の締結を進めてまいります。

2カ所目の老人保健施設においては、平成24年度に、近隣市町村に新たな施設整備をすることにあわせて、平成24年5月ごろには、医療型短期入所施設の認可申請を行うことを確認しております。

今後とも、障がい者本人やその家族の利便性や負担軽減等を確保するために、町といたしましても、町内にある他の高齢者関連施設においても、本制度の御理解と御協力をいただき、障害のある方、その家族の立場に立った視点から、さらなる福祉サービスの拡充を目指してまいります。

本当に、そういう面での親御さんの大変な思いっていうのが、やはり私たちの近所でもそういう人がおりますので、やはり少しでも負担がなく、そして本当に自分たちがどうしても行かなければならないときに預けられる、そういう場所の確保は非常に大事だなと思っております。本当に障害福祉課自体も一生懸命やっていただいて、こういう状況になったのは、本当に喜ばしいことかなと思いますので、今後ともいろんな面で協力していただきたい、そう思っています。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 本当にありがとうございました。3月から今回にかけてまで、本当、いろいろ何度も何度も行かれたんではないかというふうに推察されますけれども、その手を挙げていただいた2カ所の老健施設に関しては、初めての試みですので、非常に不安だと思うんですね。そういったことから、保護者の方、また町、施設、そののしっかりした連携のもとで、最初から100%のものを望むっていうのはなかなか難しく、そうしていくことが不安なので皆さん手を挙げなかったわけですけども、そういった三者の連携をとる機会というのはあるんでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） お答えいたします。施設のほうと利用される方のほうの間を、担当である障害福祉課が連携をとりまして、スムーズにその施設を利用できるように、事前にそういう利用される方とその施設のほうと、事前にその施設の中を見学するとかそういうものを、

なるべくそういう機会をとるようにして、お互いにスムーズに利用ができるように、今後調整していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 5番紙井和美君。

○5番（紙井和美君） 大変にありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。大変保護者の方は喜んでいらっしゃいます。

今回、一番行き先の範囲が限られている重度身体障がい者、中でも医療的行為の方、その方を重点的にケアするということを重点に置かせていただきました。さて今後、障がい者や高齢者が元気で前向きに毎日暮らしていくというためには、今までの施設のあり方を徐々に大きく変えていかなくちゃいけないって、まずバリアフリーにして取り組む時代ではないかなというふうに考えております。今回、このことは大きな風穴をあけて突破口になるのではないかなというふうに考えているんですけれども、行く行くは、この厚生労働省が出しているフレキシブル支援センターのイメージ——フレキシブル支援っていうのがあるんですけれども、前に担当課のほうにお話ししたことがあると思います。このフレキシブル支援センターの構想というのは、フレキシブル——これは、融通のきくとか柔軟とか順応性があるとかそういう意味があるんですけれども、そういう言葉のとおり、本当に融通がきいて柔軟な対応ができる支援として、日中のお世話とか、預かりサービスが必要な人はだれでも受け入れて、縦割りのあり方を越えていく、サービスに隙間がないということで、フレキシブル支援センターのイメージとして打ち出されております。これも新聞に載っていたんですけれども、今回の福祉施設の大震災による破壊によって、新たな多機能型のホームをつくる動きが東北のほうでもありましたけれども、その中の、まず先陣を切ってということで、広島県が多世代の交流の支援センターというのをつくりました。それが非常に皆さんから好評で、高齢者は高齢者、障がい者は障がい者、小さなお子さんは小さなお子さんで別々ではなくって、みんなが網羅して、預けたいときに預ける場所にいろんな人が預かってもらいながら共生してやっていくという、そういったイメージのものが、厚生労働省また内閣府のほうで縦割りを越えて一緒に共同してつくっていくというものができるようになりました。今後、これに関しては、私もしっかりと研究して、また当町に合ったようなものの内容として提言させていただくことになるかと思っております。これからも、いろんな方が、本当に何があっても生活していけるような内容のものを、我が町でも先進的につくっていきたいというふうに考えておりますので、どうぞこれからもいろんな意見を取り入れながら、しっかりと連携をとって、町と議会と町民が連携をとってやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで、5番紙井和美君の質問を終わります。

それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は午前11時30分からといたします。

午前11時22分休憩

午前11時31分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番川畑秀慈君の一般質問を行います。

3番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔3番川畑秀慈君登壇〕

○3番（川畑秀慈君） それでは、通告に従いまして質問いたします。

東日本大震災から9カ月がたちました。12月9日現在、災害による死者、行方不明者は1万9,334人。この犠牲者は阪神淡路大震災の約3倍になります。悲劇の余りの大きさに今さらながら慄然とさせられます。マグニチュード9.0の巨大地震は、想像を絶する大津波となり、日本の一体をなめ尽くしました。東電福島第一原発事故がもたらした放射能汚染によって、福島県を中心として見えない恐怖に包まれ、市民生活は今も深刻な影響を受けております。

さて、原発事故の放射能はどのように運ばれ、汚染を拡大したのか。こちらにちょっと資料を持ってまいりました。

まず、3月の12日、南からの風に運ばれて、宮城県南三陸町をかすめ、平泉のほうを汚染いたしました。続きまして3月15日、日中北風に放射能が運ばれまして、茨城県沿岸部からかすみがうら、阿見町、牛久、取手、守谷、そして千葉県の柏、松戸、流山等、まさに茨城県南から千葉県が汚染されてまいりました。さて、15日の夕刻、ここからは風向きが変わり、南東の風に運ばれまして、福島市方面それから栃木県の白河、那須を通り、群馬県にまで拡大しました。そして、3月21日から23日にかけて北風が吹き、この風に運ばれ、茨城県沿岸部を通過し、阿見町を含む県南地域が汚染されました。

4月28日に、放射線防護学の専門家の野口邦和氏は次のように記しています。「1986年4月のチェルノブイリ原発事故で大気中に放出された放射性核種のフォールアウトを33都道府県が約3週間測定している。そのときは19核種の降下量が記録として残っている。今回の事故では、例えば東京や千葉県に関していえば8核種にとどまる。しかし、放射性ヨウ素やセシウムの量は1,000倍から1万倍も大きい。しかも、まだ事故は収束していない。現在もまだふさがれておりません。土壌の汚染は、現在は表層のみである。これ以上の大気への放出がなければ、ヨウ素は3カ月後にほぼなくなり、セシウム134と137だけが残る。避難先から戻るにしても、立ち入り制限地域を決めるにしても、放射性セシウムの濃度が問題になる。どの地域がどれだけ汚染されているのか、チェルノブイリ原発事故後にベラルーシやウクライナで作成されたよう

な汚染地図に相当するものが必要になるに違いない」とありました。

さて、汚染状況は、8月に文部科学省により、茨城県の放射線量をヘリで上空より測定し公表されました。これを見ると、明らかに周辺市町村と比べても阿見町はほぼ全域にわたり汚染濃度が高いことがわかります。そして、8月30日に、放射性物質汚染対処特別措置法が公布されました。その後、10月に、町では放射能対策室が設置され、食品放射能測定機を購入し、食品、水、土壌等の放射能測定をスタートしました。そしてまた、各家庭の放射線測定も開始しました。

さて、そこで質問をいたします。今後の町の放射能の対策について質問いたします。

1つ目としまして、放射性汚染物質対処特別措置法の内容はどういうものなのか、説明をお願いしたい。

2点目に、先日の補正予算での放射能対策に関する実施内容が数多く上げられておりましたが、どのような手順で、どのようなスケジュールで行うのか。

3点目、食品放射能測定機を活用して、現状とその課題は何か。

この3点をお聞きいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 川畑議員の今後の放射能対策について、1点目の放射性物質汚染対処特別措置法の内容はという御質問についてお答えいたします。

この特措法は、今般の東京電力福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質による環境汚染が、人の健康または生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるという目的で、平成23年8月30日に施行された法律であります。

特措法の概要は、放射性物質の影響を受けた地域を環境省が指定します。指定は、追加被曝線量が年間20ミリシーベルトを超えている地域は、国が主体的に除染を実施する特別除染地域に指定されます。また、追加被曝線量が年間1ミリ以上20ミリシーベルト未満の地域は、市町村が主体的に除染を実施する汚染状況重点調査地域に指定されることになり、さらに、比較的高線量の地域と比較的低線量の地域に分類されます。阿見町は、文部科学省公表の航空機モニタリングデータや町独自の訪問測定の結果等から、追加被曝線量はおおむね年間1ミリシーベルトであり、地域指定の条件としては最下限値でありましたが、子供関連施設の除染を最優先に実施するとともに、国の指定を受けることで、町民の不安の軽減を図れると判断し、汚染状況重点調査地域のうちの比較的低線量の地域の指定を受けることとしたものです。

汚染状況重点調査地域のうちの比較的低線量の地域に指定されますと、この地域に見合う除

染方法について、国の技術的支援を受けながら、平成24年1月1日以降に除染計画を策定し、除染作業を実施していくというのが大まかな内容と流れであります。

除染内容等を定める政省令、要項等については、今後、指定を受けた市町村等と協議しながら整備することとしており、現時点では具体的な中身が決まっていないという状況であります。

次に、2点目の、補正予算で放射能対策に関する実施内容があるが、どのような手順で行うのかという質問についてお答えいたします。

最初に、11月29日の臨時議会で議決いただきました補正予算の内容について御説明いたします。主な内容は、町内小中学校11校及び保育所等6カ所の敷地全体を対象に、基準を超えた部分を深さ1センチから5センチ程度のくわ取りやU字溝等の土砂の撤去を行い、校庭に埋設保管いたします。また、町の管理する公園のうちの26カ所の砂場の砂の入れ替えを行うものです。そのほかにも、放射能対策のさまざまな情報を冊子にした広報紙の臨時増刊号や町全域の放射能マップ等の作成であります。

現時点で特措法の具体的な内容が決定しておりませんが、法の趣旨が子供関連施設を優先した除染であり、除染計画の前倒しも可能なことから計上したものであります。

そのようなことから、特措法に基づく除染計画の事前協議の中で、今回の工事内容の協議をするとともに、きちんと確認した上で、今年度内に除染工事を完了させたいと考えております。

最後に、3点目の、食品放射能測定機を活用しての現状と課題は何かについてお答えいたします。

導入した機器は、周辺市町村で導入したものと同型の日立アロカメディカル社製、食品放射能測定システムで、11月1日から本格運用を開始いたしました。活用方法につきましては、午前中は一般町民からの自家栽培農産物や井戸水、土壌等の測定を1日5検体受け付けることとし、午後は町内生産農家が出荷目的で栽培した農畜産物、土壌、堆肥等や、学校給食に使用される食材について測定を実施しております。一般町民からは12月9日現在、約250件の申し込みがあり、1月中旬まで予約が埋まっている状況で、検査種別では井戸水の申し込みが最も多く、続いて土壌、米、各野菜の順となっております。

現在までに約400件の検査を実施いたしました。井戸水は70件の検査を実施しましたが、いずれも不検出となっております。農産物からはほとんど検出されておりましたが、現在、出荷制限のかかっている原木シイタケやキノコ類から、国の定める暫定規制値を超えるセシウムが検出されているほか、一部の果実から微量の数値が検出されております。

測定結果につきましては、町内生産農家が出荷目的で栽培した農作物や一般町民からの自家栽培農産物、井戸水、堆肥で公表の同意がとれているものについて、週単位で町ホームページに原則公表しております。

町では、生産農家に対し積極的に測定し、安全を確認、PRに活用していただくようお願いしているところではありますが、検査により数値が検出されていることを恐れ、遠慮される傾向が見られることが現状での課題と思われまます。

今後も旬の農産物について検査を行い、農家が自信を持って出荷している農産物の安全を確認し、消費者に安心してお召し上がりいただけるよう、有効に活用していきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ありがとうございます。まずは、この放射能対策室、できまして、またその前からもいろいろ検査等、町のほうでやっておりました。今回、この補正が組まれて、一つ実施できるということは非常にすばらしいんですが、その前に、この回覧等で回っているデータがあるんですが、この放射線の屋内、屋外、またこれが地上0センチから50センチ、床上1メートル、また、この土壌調査でここまで、はっきり言ってやってる自治体はほぼないそうであります。先日、私も千葉県と茨城県の議員の集まりがありまして、聞いて、そこで発表を見たところ、多分、阿見町のこの測定のデータのとり方が一番進んでいるかなといったところでございます。ですから、そういう部分からしまして、また、今回この補正のほうで組まれたこの内容が今、実施されますと、多分、北茨城等を含めましても、茨城県内では阿見町が一番、この作業に関しては進んでいるのかなというような印象を受けました。ある意味で、汚染されたってこの事実に関しては悪いニュースでありますけども、その中でも着々と打つ手を進めて、特措法ができて他の自治体はほとんど足踏みをしてははっきりしてないんでどうしようかっていうのが現実なんですけど、そこで一歩先手を打ったってことは非常に大きくなって、私は評価をしております。

そういう評価の反面、1点目としましては、この補正予算のこの事業が一応こういう形で進められる。今年度内に一応全部終わるといふことがございます。この事業以外に、次にどういふことを想定として考えているのか、またそこまでは考えていないのか、その点をちょっと1点お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。先ほど来、特措法の話は議員さんのほうからありまして、町長のほうからも御説明申し上げましたけども、ようやく一昨日ですね、環境省のほうから、この地域に見合った、阿見町に見合った除染のガイドラインが委員会に付託されたということを発表されました。実は、今後、今度の12月20日に県に市町村の担当者が集められまして、比較的低線量の地域の除染のガイドラインの説明会

がでございます。その内容を踏まえましてですね、今後そのすべての内容を確認した上で、特措法の全面施行の1月1日をもって、阿見町の除染計画をつくり、阿見町の対策方針の整理をしていきたいと思っております。その後、さまざまな対応が、見合った対応をさせていただきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。そうしますと、またこの特措法を進められていく中で、事業は着々に行くわけですが、現在、上下水道の汚染の焼却灰の問題であるとか、マイクロホットスポットの土壌の問題であるとか、また当然そこに家庭の敷地内の問題もあります、その辺のところの町で除染作業がなかなかうまく思うように進まない、その辺の状況、事情等があれば御説明願いたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。この特措法の中で、国のほうが福島県内には中間処理施設をつくるということで公表しておりますけれども、茨城県内では、国のほうでは中間処理施設をつくらないというような発表をしております。ですが、国、県のほうでも、特に県のほうではですね、今、中間処理施設をつくろうということで動き出しておるところでございます。そのようなことから、現在、阿見町の中でも、公共施設、小中学校、保育所、幼稚園についても敷地内処理、一時保管ということの処理をしております。今後、一般家庭の皆さんについてもですね、今、訪問測定をやらせていただきながら、その中で、一時敷地内保管をしてもらうような状況になってございます。ですから、一番困っているのは、茨城県内に中間処理施設ができないということが、一番問題と思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。最終的には国がどのように処理をするかというガイドラインが出てないといったところで滞っている部分があるということがわかりました。そういう現実の状況の中で、いろんな相談が、今回の震災後、放射能も含めてあったと思うんですが、私も前回の一般質問のときにしました堆肥業者の被害の4億二千数百万という被害があったという話をしましたが、その他、いろんな相談してくる方がおられると思うんですが、その辺のところは、窓口の一本化というのは現在なさっているのかどうなのか、その辺、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） はい、お答えします。今回、放射能対策室を10月の17日に設置したわけですが、その前は環境政策課のほうでやっていたころにはですね、なかなか一本化されずにいたものですから、今回、放射能の対策課をつくったわけでございます。それで、大分毎日毎日のように相談件数はございます。それから町長への手紙や電子メールもかなり届いてございます。そういう意味でも、放射能対策室をつくり、放射能対策については放射能対策室が一本化をして総合窓口になるという体制でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ありがとうございます。ぜひ町民からの意見、要望をしっかりと聞いていただいて、またこの次に打たなければいけないところ、ぜひ参考にして進めていただきたいと思えます。

もう1点、今回これだけの汚染の被害があった。確かに土壌に関しては深刻なレベルではない。けども、実際に他の市町村と比べてはかなり濃度が濃いついてというのが現実であります。その中で、この15日のこの風と、あと21から23のこの風によって、ヨウ素からセシウムからみんな飛んできたわけですね。そのときにかなりの量が飛んできたと思うんですが、その放射能がこちらに流れてきたときに、国、自治体ともどもに、そういう危険があるという報道も何もないうまま、現実には汚染されてしまった。その中で1点は、ちょっと不安なのは子供たちの健康状態、これは完全に大丈夫だと言い切れるのかどうなのか。ヨウ素の問題がちょっとありますので、その辺のところ、どう町としてとらえているのか。対策等、何かこれからやらなきゃいけないというようなことを立てているのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） はい、お答え申し上げます。健康被害につきましてはですね、実は9月の1日の県議会の中で、知事のほうから、県民の健康調査は必要ないというような見解がございました。また、11月29日の知事の定例記者会見と12月の定例議会の一般質問の答弁の中でも、必要ないということで認識を改めたということがございました。その理由としましては、茨城県より放射線量の高い福島県で先行実施されたホールボディカウンター及び甲状腺の検査がございました。その値がですね、健康に及ぼすような値ではなかったということと、それから放射線医学総合研究所と放射線影響研究所の複数の専門家の助言によりまして、茨城県で健康調査は必要ないというようなことになってございます。阿見町

としましても、特措法に基づいた比較的低線量の地域で、年間1ミリシーベルトぎりぎりのボーダーラインということもございますので、町としての現在のところの放射線量では、検査等は必要ないのかなというような整理をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。この安全宣言も、やっぱりきちんとしたデータをもとにぜひ公表していただいて、こういうわけで阿見町の子供たちは安全であるということをぜひ訴えて、町民の皆さんに広くこれは伝えていただきたいと思います。

一応、1問目の質問は以上でございますが、これから放射能の問題に関してはまだまだ続いていくものでもありますし、ある意味では、放射線よりも内部被曝のほうが怖い。食べるもの、またそういうところから体内に取り込む。1点これは提案なんですけど、先ほども見ました、北風が吹くと、また福島から放射線が飛んできます。間違いなく。向こうの枯れ葉であったり、また完全に密封されてないことがございます。その点に関して、冬場、粉じんが舞い上がる、子供たちの登下校のときの問題等、ぜひ学校のほうでマスクの着用等、そういうことをできれば安全対策、これはやっておくにこしたことはないので、そういうことも含めて、ぜひ学校のほうで指導また町民にも広くその辺のところはお伝え願いたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で、1点目の、今後の放射能対策についての質問を終わります。

○議長（佐藤幸明君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時からといたします。

午前11時57分休憩

午後 1時00分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番川畑秀慈君、質問を続けてください。

○3番（川畑秀慈君） それでは、次に質問をさせていただきます。

先ほど、原発の件をちょっと質問させていただきましたが、今回の原発がなぜああいう大きな問題になったのか、防災対策の一環としてちょっと序文のところでお話してみたいと思います。

これは、2010年の8月、昨年8月に最終改訂をした原子力安全委員会の「原子力施設等の防災対策について」ということで、ちょっと読み上げてみます。これは震災前ですね。「EPZの目安は、原子力施設において十分な安全対策がなされているにもかかわらず、あえて技術的に起こり得ないような事態まで仮定し、十分な余裕をもって原子力施設からの距離を定めた

ものである」このE P Z, 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲ですけども, 「具体的には施設の安全審査において, 現実には起こり得ないとされる仮想事故等の際の放出量相当程度を上回る放射性物質の量が放出されても, この範囲の外側では屋内退避や避難等の防護措置は必要がないこと等を確認し, また過去の重大な事故, 例えば我が国のJCO事故や米国のTMI原子力発電所の事故との関係も検討を行った。この結果, E P Zの目安として表1に示す各原子力事業所の種類に応じた距離を用いることを提案する」というようなことで, 目安がここに出ているわけですが, まさになぜこういう仮想として現実にはあり得ないということを想定としてやってたのかっていう, この防災対策のその基準, これをちょっと見たときに, これがもとになって, 要は各自治体にも放射能対策は一切考えさせなかったっていうこの現実, これを見たときに, 国からのそういう一つの方針が, じゃあ各自治体にとってそれを守れば安心なのかっていうと, その安心神話も完全に壊れたんじゃないかと考えるところでございます。

そういうことも踏まえて, 今回, 国もまた県もその辺のところはいろいろと検討を重ねて, いろんな安全基準の目安が出てきておりますが, 町の防災対策について, 今度新しい課ができると, その話も先日ありましたけども, この国及び県からの自治体に対する防災対策の方向性はどうなっているのか, それを1点お聞きしたい。

もう1点目が, 町の防災計画の進捗状況はどうか。

そして, 3点目としまして, どのような手順で防災計画の策定を行うのか。

以上, 3点お願いしたいと思います。

○議長(佐藤幸明君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) それでは, 町の防災対策について, 3点ほど御質問がありました。

まず第1点目の, 国及び県からの自治体に対する防災対策の方向性はどうなっているのかについてですが, 東日本大震災では, これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震, 津波が発生し, 甚大な被害が生じました。このことから, 国の中央防災会議において東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会を設置し, 地震・津波対策について全般的な見直しを行い, 取りまとめ結果を踏まえ, 今後, 国の防災対策に関する基本計画である防災基本計画の見直しが平成23年度内及び平成24年度以降行われる予定でございます。

専門調査会では, 今回特に津波による被害が大きかったことから, 主に津波被害を軽減するための対策について検討されており, 今後の防災対策について地方公共団体等に対するガイドライン, 指針等についても, 内容を十分に検証し, 見直すとしております。

また, 県におきましても, 道路等インフラ施設の損壊, 電気・水道等のライフラインの切断, 電話等の通信手段の途絶, 燃料不足等により, 県民生活に深刻な影響が発生したことを踏まえ, 今回の災害対応について検証し, 国の防災基本計画の改定との整合性を図り, 改定を行う予定

になっております。

このように、現時点では、国・県において今後の防災対策についてさまざまな視点から検討を行っている状況であります。その点では、やっぱり国・県のまず防災対策の計画を見てからってという話になると思います。

2点目の、町の防災計画の進捗状況についてですが、町の地域防災計画は、上位計画である国の防災基本計画と県の地域防災計画との整合性を図る必要があることから、これらの改定結果を踏まえ作業を進めていくこととなりますが、町サイドでできる作業を現在進めているところであります。

具体的には、全職員を対象に、今回の震災対応における課題と対応策について意見聴取を行うとともに、独立行政法人防災科学技術研究所と連携し、管理職を対象に災害図上訓練研修会を2回開催し、今回の震災における課題と課題解決方法の議論等を行っております。

また、今回、町民への情報伝達のあり方や役場庁舎の非常用電源など、十分に対応できなかった点もありましたので、災害発生時等における住民への情報伝達手段として、運用面、費用面等を検討し、最良な情報通信システム構築のため、現在、基本調査を実施するとともに、来年度、災害時等非常用に庁舎用自家用発電機の設置を計画しております。

今後、町地域防災計画の見直しに当たっては、情報通信システムや防災倉庫の整備等、ハード面での施設整備計画も盛り込んでいく予定でございます。

3点目の、どのような手順で防災計画の策定を行うのかについてですが、今回の災害を踏まえ、より実効性のある地域防災計画とするため、あらゆる可能性を考慮し、最大クラスの巨大な地震等を検討し、本町の地域特性を考慮しながら、地震、風水害等の災害に対して有効な災害予防対策及び災害応急対策が実施できるよう改定を進めてまいりたいと考えております。

計画の改定に当たっては、国・県の防災計画の改定を踏まえた上で、自主防災組織や消防団等、関係団体・機関とも十分に協議した上で、町防災会議を開催し、地域の実情に合った計画になるよう見直しを行っていく予定でございます。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ありがとうございます。今、県・国、その指示がまだはっきりと出ていない、作成されてないということで、これから出てくると思います。確かにそれはそうなんですけど、今まで使ってた地域防災計画の38ページをちょっと見てみますと、地震災害の発生の規模、これをどう見てるかっていいますと、マグニチュード8クラス、東海地震また南海地震——現在は、関東地区ではマグニチュード8クラスの発生確率は200年から300年。前回の大正12年の関東大震災の次のマグニチュード8クラスの発生は22世紀以降と想定されていると、このように出ております。実際このマグニチュードって単位自体、地震の単位を規定されて測定

できるようになって、また決められたのは1900年以降と伺っております。今回の東日本大震災、その中でも4番目に大きい。非常にあのそういう面から見ますと、200年から300年と言われていた——ある専門家の説でありましょうけども、実際に自然災害っていうのは予測できない。今回このような大きな災害が起きたことに対しても、全く阪神淡路で大きな地震は終わったのかなというような油断がひよっとするとあったのではないかと。ですから、本来であれば、もっときちんとした対応が、もっと真剣に取り組めばできたのに、それができなくて、こんな大きな災害になってしまった。この地震があつて津波があつて、実際に沿岸部は悲惨な思いをした。阿見町に関しては海があるわけでもない。そういう意味からすると、非常に震災にはある意味では災害に強い地域である。強い地域であるが安心できるかということとそうでもない。直下型でまたいつどこで何がどういう形で起きてくるかわからない。

そういうことを考えてみますと、1点、この災害に対する、防災に対する意識、物の考え方、前回もちょっとお話ししたと思うんですが、きちんと物事を組み立てて考え直さなきゃいけないんじゃないか。なぜ今まで、この震災であのような大きな災害が対応できなかったかっていうと、検証してみますと、1点は、応急対策をすべて重視してきた。災害対策っていいますと、そういう緊急のときに使う食料はどうなんだとか、備蓄はどうだとか、またそういう水の確保はどこにあるんだとか、避難所はどこなんだといったところは、どうしても国からの指針で最優先されてきてしまった。その結果どうなったかということ、大きなものが来たときに、それが全部何の使い物にもならない。地元の消防団の消防組織も、阪神淡路のときはできなかった。そういうことを見てみますと、政策的な国の誤り、そこから各自治体もそれにのっついてつくってきた分だけ、やっぱり今回の災害でも大きな被害を受けたわけですが、防災っていいますと予防として応急対策して復旧・復興という流れで、これもつくられているわけなんですけれども、この災害の予防と応急対策は、要するにどのように違うのか、どのように違うと考えているのか、その辺をちょっと1点お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。応急対策と予防対策の違いというような、考え方という御質問でございますが、考え方といいますか、確かにですね、その震災が発生する前はですね、そういった防災に対しまして、そんなに真剣に取り組んでこなかった。ですから、議員がおっしゃるとおりに、起きてからの対応っていう、そちらを重点で、予防といいますと自主的な訓練等も含めまして年に1度というような形で、おっしゃるとおりに、どちらかといいますと予防というような考えが大変甘かったというようなことかと思えます。

それで、これにつきましては、今回の災害を教訓にしましてですね、もうおっしゃるとおり、見直していかなければならないと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。そうなんです。これを内容を見てみますと、各自治体どこもそうなんです、災害が起きて、それから初めて使うもの、必要になるもの、それを準備しておくこと、用意をしていくことも予防対策に入ってたわけですね。ただ、その予防対策で、じゃあ災害を小さくできるのかっていうとできない。要は、起きてから使うものを、発生してから初めて稼働して使うものも全部予防として組み込まれていたという、その認識の甘さが1点あったということは、私も勉強して初めてわかったんですが、その辺の認識が多分一緒に、私もそうですけども、皆さんも認識できたんじゃないかと思います。

どうも冬になると風邪がはやってまいります。風邪の予防をどうするかって考えたときに、手洗いをしたり、うがいをしたり、栄養をきちんととったり、睡眠をとったり、また予防接種をしたり、要するにかからないための工夫をするわけです。ところが、どうもこの対策っていいますと、風邪薬を用意したり、水まくらを用意したり、どちらかというとかかってからのほうに、どうしても意識が行ってしまう。これがある意味で今までの各自治体また国から筆頭に全部、この災害というものをとらえたときにやってきた一つの大きな誤りがあったんじゃないかと、こうとらえられます。

今回、この震災を通して新しく防災計画をつくるっていう中で、この予防というものの認識をまずきちんとやっていかなくはないいけないのではないかと、そう感じました。そこで、ちょっと提案させていただくのは、まず予防対策で、前回もちょっとそういう提案資料、お渡しした記憶はあるんですけども、被害状況をまず現状で、最大規模の地震が例えばあったとすると、現状ではどのぐらいの被害が起きるのか。その現状のまず想定をきちんと厳しく見ていく必要があるだろうと。

次に、この予防対策で、それをどこまで被害を食い止められるのか。すべて災害に強い町にするということでお金をかけると、またこれはべらぼうなことになってしまいますんで、その中のどのぐらいまでが努力して災害を小さく抑えられて、こういうある意味で消火活動しなくても済む、非常用食料を用意しなくても、そういうものを使わなくても済む、水を備蓄しておかなくても大丈夫なような地域まちづくりをどこまでできるか。できないところをそういうものできちんと応急対策で処理していくというような、そういうものの考え方が大事なのではないかと、こう思われます。ただ、現状は非常に余震も多い。いつまた災害があるかわからない。そういう中で、先ほど紙井議員のほうからも、学校の一つの防災としての拠点、そのあり方等の話もありましたが、ぜひ緊急の中・長期を見たときの防災のあり方と、また今すぐ手を打って、要するに、今、そういういろんな大きな防災計画を立ててつくるっていうわけには、なかなか時間もかかりますんで、いかないと思われまして、その辺の緊急に立てなくてはいいな

い応急対策を、きちんとまた今回の震災を教訓にして立てていただくということが、これは大事なのではないかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） おっしゃるとおりでございます。よく想定外想定外と、これまで国もそうですけども、私どもも何回も、今回の震災をそういった表現でしましたが、本来、防災を考える意味では、想定外というのは、これはあってはならないことだと思います。ですから、すべてにおいてですね、想定をしまして、なおかつそれを、一番いいのは数値化して、その数値化に基づいて計画を立てていくと。おっしゃるように、防災につきましては、これは限りがありませんので、短期それから中期、長期というような形で、それから優先順位をですね、この阿見町に合った、そういった災害を想定しまして、立案っていうか策定していきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） はい、ありがとうございます。今回の震災を見て、先ほどの放射能の汚染の地図を見ても、ある意味でこれから人口減少が進んでいく中、非常に自治体の経営も難しくなってくる、今までとはまた違ってくる。その中で、この常磐線沿線といいますか、東京首都圏近郊にある自治体としては、ある意味で牛久であるとか土浦であるとか学園であるとか、そういうところが各地域ありますが、その地域間の競争になってくる部分っていうのは、非常に濃く出てくると思うんです。住民の皆さんは、住むんだったらどこが安全で、どこが文化的で住みやすいのかといったところを選択できる人はたくさんいらっしゃると思うんですね。その土地にずっと住まなきゃいけない人も中には、当然仕事の関係上あるかと思いますが、でもやはりそういう選択のできる人たちは、どこが安全で安心して文化的で住みやすいのかっていうことになってまいりますと、やはり各自治体の安全性であったり、将来どういうまちづくりをしていくかということを考えてみましても、非常にこの防災という観点から見ても、町の都市計画、大事になってくるかと思えます。

そういう中で、1点、この防災計画に関して、これは岡山だったかどこだったか、ちょっと私もぱっと新聞を見てそのまんま終わってしまったんで、定かじゃないんですが、ある町、ある市で、地域じゃなくてその地区ごとのハザードマップづくりがこの秋に始まったところがあります。非常にそうなる具体的なようになってまいります。ですから、前回配っていただいた地震のハザードマップはあります。ですから、これをもとに、やはり地域の人たちと、そしてまた職員の担当の皆さんと、また専門家と入れまして、阿見町も非常に広域で、広くて、商業地域があります、また工業地域もあります、また農村地域もあります。いろんな地域があるんで、どっかのサンプリングじゃあないんですが、先進的にそのパターンを分けまして、1地域だけ

でもいいから、まずきちんと専門家を入れて、こういう形でハザードマップをつくって、地域の安全確認、また打つべき手を考えて、具体的にいけばいいんじゃないかというので、その1つの手順として、やっていただくと非常にそれを今度は水平展開していくといいかと思われそうです。そうすると、具体的に来年度からまた1歩、他の周りの市町村また自治体と比べて、先んじてこの具体的な防災計画がつくられていくんじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えします。地域のハザードマップということでございますが、震災を受けまして、議員皆様からもですね、図上訓練ですとか、その地域のそういった訓練で、やはり地域ごとにきめ細かな防災対策をするべきではないかというような、そういった御提案を受けました。そういった中でですね、私ども、町長の答弁にもありましたように、全管理職がですね、図上訓練を実施いたしまして、その中で、その図上訓練の重要性それから有効性というのを認識したところでございます。ですので、これをですね、やはり地域におろしてですね、その地域で図上訓練をやっていただくことで、地域の改めてそういった防災のあり方というのをですね、検証する意味でも、大変有効と考えておりますので、これからはですね、まずは議員おっしゃるとおりに、あるモデル地区からですね、全町的に進めていければということで考えております。

○議長（佐藤幸明君） 3番川畑秀慈君。

○3番（川畑秀慈君） ぜひそういう形で具体的にいち早く手を打っていただきたいと思えます。前回もお話ししましたが、経済的に非常に厳しいキューバの防災のあり方、私も話しましたが、風速50メートル、60メートルの突風、ハリケーンの来るあの国で、実際に被害に遭って、災害に遭って亡くなる人がほとんどいない。なぜかっていうと、もう地域ぐるみでそういうハザードマップがつくられていて、この家はこのくらいの規模の嵐がくるとだめだと。この地域の避難所はあそこのうちになるっていうくらい、非常にその地域地域で細かくつくっております。ですから、そういう意味からすると、やはり命と財産を守るという意味から考えてみましても、ぜひこれは早急に手を打って、安心安全な阿見町であり、そしてまたそういう災害に強い、そして文化的で美しい町なんだということを、周りの自治体にも宣伝していけるような、そういう計画体系をつくっていただきたいと思えます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで、3番川畑秀慈君の質問を終わります。

次に、18番細田正幸君の一般質問を行います。

18番細田正幸君の質問を許します。登壇願います。

〔18番細田正幸君登壇〕

○18番（細田正幸君） 私は、通告いたしました2点について質問いたします。

まず、第1点目は、放射能除染対策のさらなる強化策をとということでございます。

私は、今度の議会で6月、9月それから12月議会と3回目の放射能対策についての質問となります。今回の一般質問でも、それぞれ3名の方から放射線の除染対策について質問がありました。これは、いかに阿見の町民が今、放射線の問題について心配をしているのかという反映だというふうに思っております。

国、文科省が発表しております放射能汚染物質対処特別措置法では、まず第一番目に、放射線の影響を受ける子供に対する対応を重点に書かれております。このことは、私は9月の一般質問でも強調しておきました。そして、12月定例会前、11月29日の臨時議会において、放射能対策事業費として1億5,993万5,000円が計上され、町内小中学校、保育所、児童館及び公園の砂場の入れ替え除染工事費等の費用が計上され、一定の除染が行われます。子供たちの健康を守るためにも、さらなる対策が必要になってくると思います。

まず、第1番目に、子供たちの放射能の影響を最小にするためにはどうするかという観点で除染計画を立てなければならないと思います。子供たちの全生活24時間にわたって除染計画をつくる必要があると思います。各家庭から通学路を通って学校に行く、学校から帰って公園で遊ぶ、うちの中に入るといった行動を考えれば、今回の除染計画から漏れている通学路の除染、公園、各家庭の除染の計画がなされなければならないというふうに思います。

今回の放射線量マップ作成委託料で、優先的に通学路のきめ細かな放射線の測定を行い、除染計画を立て除染すべきだと思います。また、各家庭、子供たちのいる家庭の除染を優先的に行うべきであるというふうに思います。子供たちに線量計を持たせて、1週間に実際どれだけの線量を浴びているかの測定も行うべきであると思います。また、除染方法の研究予算もとるべきだというふうに思いますがどうなのかということを知りたいと思います。

ここに、日本共産党阿見町委員会が住民とともに測定した阿見町内の通学路、公園、各家庭の測定結果があります。測定器はロシア製の測定器で、地上1センチメートルで測定し、3回平均したものです。地上1センチではかるということは、放射能は雨により地上に付着している。そして除染するためには、地表面をまずはかる必要があるということで、1センチということではかった数値です。

阿見町内で一番高い数値が出ておりました実穀小学校通学路の測定結果でございます。ここに表がございますけれども、まず人口の多い、子供たちが多い筑見団地のはじからはかりまして、近隣公園出口ですね、入り口、これが0.61マイクロシーベルト。それから池がありますけれども、池の真ん中で0.30マイクロシーベルト。以降、マイクロシーベルトを外します。それか

ら県道に抜けるT字路——これは細い通学路になっておりますけれども0.51。その隣のごみ置き場が1.40、実穀の十字路手前の右側が0.26、反対側のガソリンスタンドがあったところの枯れ草の上が0.62、それから実穀小のほうへ向かって竹林——カーブになっておりますけれども、これも細い通学路の出口0.79、それから道路わきの土が0.72、実穀小学校の正門0.35、県立霞ヶ浦豊学校の入り口0.40、それから実穀小学校の周囲——これは県道沿いのはじめですけれども0.60、その裏の実穀小学校の裏門が0.41、それから裏門から柴山商店、野口製作所のガードレールの下が0.81、そういうふうに数値はなっております。これはすべて文科省が基準としている0.23マイクロシーベルトよりは2倍、3倍の数値になっているわけでございます。実穀小学校は11月13日に測定を住民とともにいたしました。

次に、12月4日、舟島小学校がある南平台地域の通学路、公園の測定結果です。南平台は現在800世帯が住んでおり、子供たちの多い所です。通学路は中央にある南北に通っているせせらぎ公園内の歩道が通学路になっております。南平台保育所、舟島ふれあいセンターから中央の公園内通学路を歩いて舟島小学校裏門入り口まで14カ所測定しました。これは、地上1センチメートルと1メートルで測定をいたしました。すべての場所で、文科省・環境省が示している1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上を超えております。ここに放射線の測定結果が地図に落としてあります。順番から申しますと、南平台保育所前のバス停、数値を読み上げますが、1センチと1メートルの順で読みます。バス停が1センチ0.39、1メートル0.24。それから、隣の舟島ふれあいセンター、舗装の上0.66、1メートル0.34。それから、左へ行きますと公園の芝生の上0.81、0.44。調整池の橋を渡りましてすぐの芝生の上0.54、0.43。それから、敷石の上0.43、0.30。それから少し行った敷石の上0.53、0.40。川筋——せせらぎがあるわけですが、そのわきが0.32、0.32。そのわきの芝生が0.63、0.46。上へ登っていきまして、通学路の真ん中辺ですね、0.45、0.36。それから、噴水のわき0.44、0.38。その反対側のベンチの下0.50、0.40。周回道路を過ぎまして、敷石の上が0.35、0.29——これは忠魂碑のあるところですね。忠魂碑を下りまして、舟島小学校の裏門が0.39、0.29でございます。このように、すべて1メートルでも0.23を上回っております。

この2つの小学校の測定結果は、通学路の除染は直ちに行う必要があるということを示しております。

次に、子供たちが遊ぶ各地の児童公園の測定結果です。南平台中央近くにある陽だまり公園内8カ所の測定をいたしました。これは、地上1センチと1メートルで測定してあります。数字を言います。まず入り口のあずまやですね、この後ろ0.48、0.41。それから、ループの滑り台があるんですけども、その下が0.34、0.26。その隣の遊具下が0.30、0.42——これは1メートルのほうが高くなっております。それから、高台に敷石が敷いてある広場と自然石が敷いて

ある広場がありますけれども、人工の敷石の上が0.54, 0.38。それから、自然石の上が0.57, 0.44。そのわきの芝生の上が0.53, 0.37。滑り台の下が、これはゴムのマットがありましたけれども、その上0.32, 0.42——これは1メートルのほうが高くなっております。それから、中央の砂利が敷いてある広いとこですね、これが0.30, 0.24——ここが0.24が一番低いところでございます。また、東側のはじの風の子公園、ここで一番高いのは、コンクリートの湾曲になったすり鉢状の滑り台がありますけれども、その滑り台の砂場0.90, 1メートルの上で0.62——この0.90の3回はかって一番最高値は1.0ございました。あと、遊具の下0.60, 0.48。それから、ロープ状のジャングルジムがありますけれども、その下が0.42, 0.37。芝生の上が0.28, 0.33——ここがやっぱり1メートルのほうが高くなっております。

この公園の測定値、あとそのほかに中央の東公会堂前の公園ですね、中央五本松児童公園、これも9カ所測定しております。この公園内で一番高かったところは、これは1センチですけども、滑り台の下が0.81。遊具下0.30。それから、その滑り台の反対側にある、これもすり鉢状のコンクリートの滑り台の下ですね、0.56。それから、入りの敷石の上が0.30。中央公会堂の前が芝生になっておりますけれども、その前が0.56。その同じ地点の1メートルが0.35。それから、五本松公園の真ん中の広場ですね、この真ん中で0.38。

このように、すべての公園の測定場所で0.23を上回っております。五本松公園、はかったのが日曜日の午後でしたが、子供たちが大勢遊んでおりました。お母さん方から、この場所は立入禁止にしないとだめなのではと不安の声が上がりました。町はどうするつもりなのでしょうか。

次に、各家庭、庭の測定値、町内16カ所の測定結果がここに表になってございます。これは一々発表すると、時間がありますので省きますけれども、1家庭で5から8カ所測定しております。すべて0.23マイクロシーベルトを上回っております。各家庭とも一番高いところは雨どいの下で、一番高いのが実穀ですけども5.08, 3.93, 1.92, 0.98, 3.40, 2.07, 2.53, 2.00, 2.64という数値になっております。

以上、子供たちが24時間過ごす場所で、町の除染計画から漏れている通学路、児童公園、各家庭の測定結果を示しましたが、この結果は、すべて除染が必要な数値となっております。これは、文科省が発表した8月末の数値、茨城県内で阿見町が一番高い地域、全町の9割近くが高い地域になっているということの発表の証明にもなります。放射能の影響は、成長盛りの子供たちが一番多く受ける。影響があらわれてくるのは、5年後、10年後、15年後だと言われております。今、私たちが将来の子供たちの健康を守るために、できることはすべて行うことが、今の町政に、また阿見町の大人たちに負わされている責任だというふうに思います。

3月11日以後の子供たちが浴びた放射線量をはかるホールボディカウンターも必要ですし、

今現在、阿見町の子供たちが24時間にわたって実際に浴びている線量を調査、各学校前に調査する必要があると思います。放射線の原子力工学の専門家の話を聞きますと、1人の子供に1週間線量計を持たせて調査すれば、子供が浴びる放射線の線量がはっきりわかると言っております。現在、数字が出る積算線量計は、国内産で1個2万9,800円で購入できるとのことなので、町で購入し、除染計画の中に入れて、国・東電に経費を請求したらどうかと思います。

その他、汚染土の仮置き場の設置も、町が責任を持って決めるべきであるというふうに思います。町は今後どうしていくのか、具体的に示してもらいたいというふうに思います。

以上、質問いたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 細田議員，どうもありがとうございます。いろんな場所で線量計において調べていただいたという、このことに関しては、御礼申し上げます。

放射能除染対策のさらなる強化策をとという御質問についてお答えいたします。

まず、除染対策となると、除染計画につきましては、先ほど川畑議員の御質問にも答弁したように、現時点では特措法の具体的な除染内容が決定しておりませんので、町の除染計画については、これから環境省と協議してまとめていくのが法の手順であります。

昨日も、国会のほうに行ったときにちょっとお話ししたんですけど、やはり環境省の除染の方法っていうものが一番大事なんで、それにのっとってやる方法がいいんじゃないかっていうようなことを助言されました。

しかし、それでは対応が遅くなるということから、環境省が認める前倒し可能な小中学校等の子供施設を対象にした除染についてのみ、去る11月29日の臨時議会で補正計上したものです。議員御指摘の通学路、公園、宅地の除染等につきましては、除染計画からは漏れているのではなく、そのような理由から予算をしなかったものです。今後の除染計画には当然盛り込む予定であります。したがって、現在、町内全域の作業を進めており、放射線量マップや公園マップ等で汚染状況を把握した上で、より線量の数値が高いところから優先して除染を実施していくこととなりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、子供たちに線量計を持たせて1週間にどれだけの線量を浴びているのかを測定を行うべきであるとの御質問についてお答えいたします。

子供の推定被曝線量については、子供の関連施設で行っている定期測定及び一般家庭で行っている訪問測定の平均値により推定値が計算できます。県では、9月1日の「県議会東日本大震災復興・元気ないばらきづくり調査特別委員会」において、県民健康調査の必要性はないと

の見解を明らかにしております。また、11月29日の知事定例会見及び12月8日の定例県議会の一般質問の答弁においても、必要ないとの認識を改めて示しております。

そのようなことから、当町は日常生活を制限するまでの放射線量が高い地域ではありませんので、積算線量計を携帯させる有効性の有無及び児童心理上の配慮から、積算線量計を子供たちに携帯させるまでの必要はないと判断するものであります。

次に、除染方法の研究予算もとるべきという質問についてですが、このことは本来、町がやるべきことではなく、国及び東京電力が措置すべき性格のものであると考えております。今後とも、町の除染方法については、国から示される除染実施ガイドライン及び当町の状況に見合った技術的支援等により、子供たちの安全を最優先に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今の町長の答弁をメモしてたんですけども、要するに、いわゆる国の手順待ちっていうふうに答弁しているわけですよね。国のほうで具体的に手順が決められていないと。環境省の方法で行うのが一番いいんだと。しかし、現実には、国の方針そのものがころころ変わるわけですよね。例えば一番の悪い例では、学校の子供たち、これが1年間1ミリシーベルトじゃなくて、最初20ミリシーベルトと。これは放射能の従事者の値に近い値を出してたんですよね。国民のごうごうたる非難を受けて、その数値は変えないで、一番下の年間1ミリシーベルトつつうふうに、20分の1にしたという経過があるわけですよね。それを考えれば、阿見町は、いわゆる茨城県内で一番高い地域に入っているわけですよね。阿見町と同じ色で多いのは北茨城ですよね。その隣の福島県と。阿見町は福島県と同じぐらいの、8月の末の色分けでは青く塗られているわけですよね。そのことが私は一番問題だと。これは原発が事故を起こして、3月の21日、22日ですか、風が南に来て、そのときこの辺で雨が降ったということが、不幸にして阿見町が線量が高くなったという原因だと思います。

あと今、県の、ボディホールカウンターは必要ないとか、それから子供たちへの線量計も必要ないつつうことがありましたけれども、茨城県の44市町村平均を見れば、県知事のように必要ないってことを言えるかもしれませんが、私は、そのうちの44のうちの2市町は福島と同じ値を示しているわけですから、県知事がいいと言っても、そのまま「はいそうですか」と返事するのは、余りに子供の健康に対して、私は無責任な答弁ではないかというふうに思います。

放射線の国の補助、除染計画でも、家庭においても0.23ミリシーベルト以上は対象にするということを言ってるわけですから、きちんと家庭、通学路、それから公園の広場ですね、その除染計画も、今後、具体的に盛り込んでいってもらいたいというふうに思います。

今、町長の答弁では、環境省の方法で今後盛り込むというふうなことを言っていましたけれど

も、それでは私どもがはかったことについて、今、町ではその後、追跡して通学路の測定をしているのかどうなのか、質問をしたいというふうに思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） お答え申し上げます。先ほど、町長のほうからですね、通学路、公園、宅地等につきましてはですね、今後の環境省のガイドラインに基づきましてですね、よく内容を全容を把握してから予算化していくということで御回答しましたけれども、まさしくそのとおりでございまして、今後そのような形でしていきたいと思っておりますけれども、ただ、今回の除染ガイドラインにつきましてもですね、まだ説明会は行われておりませんで、内容をよく聞きましてですね、それで除染計画を立てていきたいと思っております。当然、その中にも、その内容に基づいた予算はしていこうと思っております。

それと、先ほど、五本松公園及び実穀小学校のですね、通学路の測定をしていただいたということで、数字をお示ししていただきましたけれども、私どものほうでも追跡調査をさせていただきました。その内容につきまして、測定器の違いも若干あると思っておりますけれども、私どもの追跡調査では、今、示された数字よりも大分下回っているという結果でございました。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今の答弁で、要するに、子供たちの放射線の影響を受けるっていうのは、間接ではないわけですね。環境省の指針では、いわゆる空中の線量1メートルつつうのが基準になっておりますけれども、その影響を受けるのは、大人も受けますけれども、成長が急激な、いわゆる細胞分裂が急激な子供たちが一番影響を受けるわけですね。それは、その影響がどれだけ蓄積されている、影響されているのかっていうのは、科学的に調べる方法がないんじゃないかって、空気中の線量をはかると同じように、体につけて24時間持っていれば、その人の1日の線量、平均とるのには1週間必要だって専門家は言っているわけですから、既に福島県では、全児童に持たせて、これは数値が出なくて、測定したやつを1カ所に集めて高い機械でやれば数値が出ると。1個1個は安いわけですが、阿見町の場合には、それじゃなくて、測定値、体につけるやつですね。1個が3万円弱で買えるわけですから、10個買っても30万、20個買っても60万なわけですね。11月の除染計画の1億5,900万から見ればわずかな金額で、実際に子供たちがどれだけ影響を受けているのかっていうのが直接はかれるわけですね。今まで私が、役場もはかるのは間接的な数値なわけですよ。そこにいけばそれだけ浴びますと。じゃあ、実際肝心なのは、子供たちの体に影響を受けるわけですから、体にどれだけ放射線が当たっているのかっていうことを調査しなければ、きちんと今後の統計をとるためにも、私は線

量が出てこないというふうに思いますので、それはちゃんと特措法の1月1日以降の除染計画の中に入れて、必要性を書いて、そして、阿見町は茨城県内でも特殊だということをつけて、やっぱり私は計画を出して、子供たちの線量をはかるべきだというふうに思います。

先ほど、川畑さんの回答で、教育長のほうから、子供たちに不安のないような正確な知識を教えるということをおっしゃっていましたが、今の問題について、実際、子供たちが一番影響を受けるわけですから、直接子供たちの影響を受ける線量をはかるということについて、教育長はどんなふうに考えているか、答弁をお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 先ほど、午前中、教育長も答弁したとおり、やっぱり子供らに不安を与えるっちゃうことが一番悪いっちゃうことがあります、先ほど町長が言ったとおり、今、生活を制限するレベルではないんですよ。ましてや1センチのところに24時間いるわけでもないし、今、そういう制限するところじゃないんで、あえて子供らに不安を与えるような、線量計をつけて歩かせるようなことは、今のところは考えておりませんので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私は、不安を与えるつつうことにはならないと思うんですよね。別に大きいものをつけるわけじゃないし、例えば、人間、放射線じゃなくても、お医者さんに行って聴診器を当ててもらったり、体の中の血液を調べて、その人の病気がわかるわけでしょうよ。今、放射線に言えば、いわゆる遠くから見ててどうなのかって言ってるだけの話でしょう。私は、子供に体に直接当たった放射線は調べるべきじゃないかと。放射線の専門家もそれは必要だと言ってるわけですよ。なぜできないんですか。なぜ不安を与えるんですか。聞きますけれども、国の環境省の方針がそんなふうになれば、すぐやるんですか。そしたら、上ばかり見て、子供の健康は、町長は子供の健康を一番に考えるって言いながら、具体的にやることは考えてないつつうことになるでしょう。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、答弁したとおりね、本当にその線量でね、子供たちが大変なかって、この間、田口先生の講演会も聞きましたけど、その1.0とか3とかそういう場所に24時間いる、そういう状況じゃないじゃないですか。だから、県のね、知事もこういう形で談話を3回も出してんですよ。今、県は、そういうボディーカウンターですか、そういうものを今やる必要はないんだと、そういうことを言ってるんですよ。県はそれだけの資料を集めて、それだけの専門家がきちんといて、そういう見解を出してるんですよ。その見解はうそだと、阿

見町は本当に線量が本当に高い、茨城県で一番高い。

○18番（細田正幸君） そうでしょうよ。

○町長（天田富司男君） ちょっと、もうちょっとよく調べてくださいよ。茨城県で一番高いってというのは、少し言い過ぎじゃないですか。

○18番（細田正幸君） じゃ、一番高いとどこなんですか。

○町長（天田富司男君） 一番高いとこ、まだ上にあるじゃないですか。

○18番（細田正幸君） どこにありますか。

○町長（天田富司男君） 今まで。

○18番（細田正幸君） ないでしょうよ。

○町長（天田富司男君） ずっと。よく調べてくださいよ、だから、一番高いのかどうか、今ね。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君、挙手の上質問してください。

○町長（天田富司男君） 阿見町が一番高いかどうか、よく調べてください。いつも一番高い、一番高い。これ非常に町民にとってもね、大変なことですよ、一番高い、一番高いって。じゃあ、一番高い根拠はどこなんだと。どことどことどう違って、どう阿見町が高いんだと、その根拠を示してくださいよ。どこが一番、阿見町が一番高いんですか。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 今の町長の話は、うんと矛盾してると思うんですよね。前段は、国の環境省それから文科省の指導を受けながら、除染方法それから通学路とかそういうのも盛り込んでいって言いながら、で、この一番高いってというのは、文科省の正式な発表、8月の末にヘリコプターで300メートル茨城県上空を全部はかって、それを地上の1メートルの数値に換算して発表した数字が、阿見町と北茨城が一番高いという数字が出ているわけですよ。それがインチキだっつたら、政府の言うことを信じない、町長は信用してないってことでしょう。私は、それは文科省の数字で一番高いと。ちゃんとはかってインターネットに出てるわけでしょうよ。阿見より一番高いところがあるって言うんなら、具体的に示してくださいよ、政府の数字で。全然、おかしい答弁でしょうよ。私は架空な数字を言ってんじゃないよ。

〔「うしろで手を挙げてっとほれ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それはね、文科省がそのときはかったときにでしょ。今の現在の状況はどうだっていうのを、よく把握してください。今も高い高い、阿見町が一番高い。そしたら、今も今も高いんじゃないかって思われるじゃないですか。全然、あの時点と今では違うじゃないですか。

○18番（細田正幸君）　じゃ、今はかった数値を出してくださいよ、そんなら。

○町長（天田富司男君）　だから、自分が一番高いって言うんだから、自分が出すべきでしょうよ。どういう現況で阿見町は高いんだ。

○18番（細田正幸君）　私は高い数値を出したでしょうよ、だから。

○町長（天田富司男君）　だから高いって言ってんだから、茨城県で一番高いってんだから、ね、細田さん、あなたがきちんと調べた数値を、こういう形で阿見町が一番高いんだよと。守谷も取手もここも、そういうことで、一番阿見町がこういう線量が出てるんだから高いじゃないですかと言ってくれれば、ああそうですねと言うけど、今、そういう状況じゃないじゃないですか。それで、どうにしろ環境省の除染計画が1月1日に出るわけですから、それは一つの指針になるっていうことは、これはだれでも当たり前じゃないですか。

○議長（佐藤幸明君）　18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君）　私は、前段で申しましたように、子供たちが一番影響を受けるわけですよ。それで、町のお母さん方も心配で、実際にここへ傍聴に来てるわけですよ。どうしたらいいんだろうと。その答弁が、国の言うことを聞いてやりますと。今の、私は、国の文科省がはかったやつで一番高いと言っていて、その後の数値は国ははかってないわけでしょうよ。これを個人にはかれなんつったって無理な話でしょうよ。で、文科省の数値を否定して、今は一番高くないって言うんならば、町長が町の組織を動員してはかった数値を言わなければ、阿見町が一番高いというところから、それは消えないでしょうよ。スポットで取手市とか守谷がありますよ。けども阿見町は9割が高くなってるんだから、一番高いってことは間違いのない事実なんですよ。そこに住んでるのが、あなた町長でしょうし、私ら議員ですよ。これは権限でもって、私は発言しているわけですよ。町長は、除染の仕事をやるっていう権限があって発言しているわけでしょう。で、議員も町長、執行部も、町内に住むお母さん方の心配を、1日でも早く解消するために、高いところは、いわゆる子供の生活するところは優先的にやったらどうかって、私は提案をしているわけですよ。それが国の方針を守ってついたら、町の独自性なんかどこにあるんですか。で、私は11月29日の測定は、1月1日を待って前倒しだから、それは独自性だと思うんですよ。せっかくそれをやったんだから、その次は何かっていうことを考えなければ、町民のお母さん方の不安は解消できないわけでしょうよ。

町長は、今後どんなふうにして、子供たちのお母さん方の不安を解消する、子供たちの放射線の線量をなるべく少なく、影響を少なくするという方法を、具体的にどういうふうにとるつもりなんですか。聞きたいです。

○議長（佐藤幸明君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君）　この答弁にもあるとおりですよ。この間の11月の29日の臨時議会

で、きちんとした話をしてるじゃないですか。まず、子供たちが一番いる時間が多いところ、それは小中学校じゃないですか。保育所じゃないですか。そういうところの除染は、0.23以上のものは率先してやっていきますよと。前倒ししてでもやっていきますよと、今、答弁してるじゃないですか。

○18番（細田正幸君） だから、それに漏れたやつはどうなんだっつってる。子供は18時間、学校以外にいるでしょうよ。

○町長（天田富司男君） それに漏れたやつもやってるじゃないですか。

○議長（佐藤幸明君） 個々のやりとりはやめてください。

○町長（天田富司男君） 各家庭のものはですね、やっぱりこの間も公聴会で話ありましたよ、ベランダが3だと。だけどそれはやっぱりね、自分のうちで水を流してきれいにしてください。はい、それは私やりましたと言っていました。やっぱり自分の自助っていうのもね、必要じゃないですか。何でもかんでも町・国・県がやれと、そういうものではないんじゃないんですか。やっぱり自分でやれるところはきちんと土のうを入れて、もしも高けりゃ土のう袋に入れて、そんで管理しておくという。これはやっぱり住民として、これは当たり前だと思うんだけど。それも何もかも……。じゃあ、行政が行って、土のう袋に入れてちゃあんと持ってくるんだ。今、そういう場所がないんじゃないですか。国も県も指定できない、町もなかなかそういう面では、仮置き場を設置できないという、そういう状況じゃないですか。それはやっぱり、一番、議員としてわかってるんじゃないですか。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 私が言っているのは、その家庭の方法までね、自分で自助でやるべきだっつうことは言ってないわけですよ。で、まず第一番目に、そのうちが高いか低いかは、はからなければわからないでしょうよ。通学路はだれがはかるんですか。各家庭がはかれなんでしょうよ。まあ、中には各家庭で線量計持ってる人おられますけれども、通学路については公共の道路でしょうよ。あとそれから、これは具体的な例ですけども、じゃ、町は、道路の側溝、具体的に、これは南平台2丁目にありました。自分で放射線の測定器ではかったら5マイクロシーベルトあったと。役場に何回も何とかしてくれつつたけど、らちが明かないと。で、最後、強い言葉で言ったら、町がやっと業者を派遣して側溝の泥をさらうと……。業者が来て、で、ペイントで印をしていったという経過がありましたけれども、町は住民が強く文句を言えば、その場所を除染するんですか。これは家庭内ではなくて公道ですよ、公道の側溝ですよ。今後、例えば、これは住民がはかったわけですけども、これは通学路については、特に言えると思うんですよ。これは個人ではかれつつたって無理な話だし、これは私ども、実穀の通学路、それから南平台の真ん中の通学路、これは12月になってからはかったわけです。1メータ

一のところでも、全部0.23を超えているわけですから、きちんと除染をしないと、私はまずいというふうに思うんですよね。その点、今後どうするつもりなのか、再度答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。その前にですね、ちょっと誤解があると思いますので、その辺をちょっと御説明したいと思います。8月30日に文部科学省が公表しました航空機モニタリングの測定結果。これはですね、4種類の図面を公表いたしました。まず1種類が、1つ目がですね、茨城県内の地表面から1メートルの高さの空間線量ですね、これを色分けしてます。2枚目がですね、これは地表面に沈着しましたセシウム134の濃度と、3枚目が同じくセシウム137の濃度で、4枚目がこのセシウム134と137を合計しました濃度、これを色分けした図面を提示しております。その中でですね、この辺が一番マスコミの、何ていうんですかね、怖さなんですけども、本来、人体に一番影響があるのが空間線量なわけなんですけど、マスコミはそれを公表せずに、一番インパクトがありますセシウム134と137の合計しました、表面に沈着しましたその図面をですね、どこのマスコミ等も公表しました。それがですね、阿見町がほぼ全域、9割ぐらいですね、これが色が染まっているというような状況でした。それが、1平方メートル当たり、大体6万から10万ベクレルというような、そういった数字がありまして、それで町民もそうですけども、我々もショックを受けたものでございます。ただ、現実論としまして、空間線量につきましては、阿見町それから周辺、県南地域なんですけど、ほとんどが0.2から0.5というような形で、少し黄緑がかかった青で示されている空間線量の図面が、特に人体に影響を与える数字かと思えます。それ以上のものについては、北茨城ですとか高萩等に、そういった以上の色で表現がされております。

文科省につきましては、空間線量のシーベルトですとかそれからベクレル等を、その範囲で色分けしたものでございますので、阿見町が幾らの線量があるのかとか、どれくらいのベクレルだというような、そういった個々のですね、表示はしてございません。そういったことから、阿見町が一番線量が高いというような、そういった勘違いをされて、電話等で問い合わせがあったことも事実でございます。しかし、そういったことはございません。

それを受けましてですね、町は文科省にちゃんと抗議しまして、その1週間後に、文科省の担当室長が町長に訪問しまして、その辺の説明をされたわけでございます。そういったことがありまして、まさに細田議員もですね、その辺が阿見町が一番というような、そういったマスコミ等の公表によりまして、勘違いされているのかと思えます。

ではですね、これからの対策について、町長の答弁と重なりますけども、御説明いたします。何回も申し上げますが、本来、環境省の指定に基づきまして除染計画を立てて、除染をして

いきます。これが、24年の1月1日施行ということですので、それ以降になります。ということで、大変遅いということで、町民の方からもありましたので、町はですね、前倒しが可能であるというような、そういった子供の施設ということで、小中学校・保育所の除染をですね、するべく、この前の臨時議会で予算計上させていただいたものでございます。

今、御質問の通学路とか家庭の問題につきましては、これは行わないということではなくて、まず状況を把握するというので、その空間線量について放射能マップをですね、今、策定してですね、全町の放射能のマップをですね、作成しているところでございます。それで、その全町的な線量をですね、把握した中で、高いところから優先的に実施していくというようなこととございますので、何もやらないと言っていることではありませんので、これから実施していくということですので、その辺は御理解のほう、お願いしたいと思います。

確かに、親御さんにつきましては、当然、高いので、すぐ除染してほしいという方は当然かと思いますが、これだけ広いとですね、一度にですね、まあ何というんですか、例えば、8小学校ありまして、阿見小から始まったら、違うところから、何でうちは遅いのとかって、そういうことがありますので、やはりその辺はですね、公平にやらさせていただきたいと思います。そういったことから、まずはマップを策定してですね、線量を把握して対策を講じていくというようなこととございます。

環境省がですね、例えばですね、そこまでやらなくていいというようなことであっても、やはり子供の健康が大事でございますので、これは町独自でもですね、実施していく考えでございます。

そういったこととですね、今、進めているところですので、御理解のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 町長の話より、より具体的かなというふうに思うんですけども、放射能の影響は、セシウム137が半減期30年、134が2年ですから、これから何年も続く問題ですよ。だから、今、直後が一番高いわけですから、今の時点で、やはり子供にどれだけ影響があるのかっていうのは、数値的に示しておかないと、後でははかれないわけですよ。そういう点で、いわゆる外から見る影響だけではなくて、子供が実際にどれだけ影響を受けるかというのは、線量計をつければ、1週間やれば、大体年間の線量が予想できるってことを言ってるわけですから、それも前向きで検討してやってもらいたい。今、部長が言ったように、子供の心配があれば、環境省の方針になくとも考えるということなのですから、そういう点で前向きにやってもらいたい。

あとそれから、私が高いのを誤解してるんじゃないかと言っておりますけれども、誤解はし

ておりません。その3種類の色分けもインターネットでとっております。それから、その中で、当初、守谷と取手が高かったわけですが、守谷と取手はスポットになってますよね。でも、実際は、雨によって放射能物質は地表におりてとどまってるわけですから、それが基本なわけですね。そこから1メートル、2メートルって放射線いわゆる電磁波のようなもの、光のようなものだと言われてますんで、そっからいつも発射してるわけですね。そのことを考えれば、私はこれでいいということはないかなと言えないと思うんで、しきい値はないということをお学者も言っているわけですね。阿見町は、今、部長が言ったように、地表では高いわけですから、そっから1メートルに反射するわけですから、当然1メートルも高いわけですね。今言ったように、0.2から0.5ある。0.23を超えるわけですから、0.23を超えるところは、やはりそれよりも少なくする方法を今後考えていくと。やらないわけじゃなくて、考えて計画していくってことですから、そういうふうにしてもらって、阿見町の子供のいる父兄ですね、安心感を与えてもらいたい。具体的に線量を下げることが一番安心になるわけですから、これは空論じゃなくて、実際にやってもらいたい。

あと、各家庭については、今、はかっているわけですが750軒ある。はかり方も、5カ所ぐらいはからないとだめだと思うんですね。はかってもらった人は、役場は何か線量の低いところをはかっただけじゃないかなんていう声もあるわけですね。そうじゃなくて、いわゆる人が一番通るところを優先に、何カ所かをはかるといことは私は大事だと思いますので、そして、各家庭は、高いところは町がちゃんと、こんなふうになれば線量が下がりますという方法を教えて、できるなら土のう袋もビニールつきでやって、今、阿見町では仮置き場はどこにもないわけですね。で、屋敷の影響のないところに埋めていくと、そういう方法を指導する、私は責任があるというふうに思いますので、それを具体的にやっていってもらいたいというふうに思います。

じゃ、次、2点目、質問いたします。

2点目は、牛久市と協同でコンサートができる中ホール建設の提案をしたらどうかということでございます。

阿見町では、かつて大ホールの建設計画があり、福祉センターとともに文化センター用地を買収し、現在、お祭り広場になっております。しかし、いまだに大ホールの建設計画の見通しが立っておりません。隣の牛久市では、大ホールはありますけれども、使い勝手のよい中ホールがないので、市民から中ホール建設の要求があると聞いております。阿見町では、各地区の地区公民館に小ホール、今、君原も入れれば3カ所がありますが、大ホール、中ホールがないわけです。

牛久市に中ホールの計画があると。これは今回の12月議会の質問でも、私どもの議員が提起

して、質問を聞いたというところによりますと、中ホール建設の計画はあると。で、単独ではなくて、阿見町と協同でつくるということも考えに入れたらどうかという提案をしております。阿見町と牛久で両方でつくるようになれば、経費は半分で済むことになり、利用することもできるわけですから、私は阿見町は牛久市にですね、中ホール建設計画があるならば、協同で考慮してはどうかという申し入れをしたらどうかというふうに思います。既に牛久と阿見で協同で持っているものは、うしくあみ斎場、これが協同で建設し運営しております。私もこのうしくあみ斎場の阿見代表の議員になっておりますけれども、あそこの斎場の利用は、牛久市よりも阿見町の町民のほうが多いわけですね。そういう点で、立派な斎場が半分のあるいは45%ぐらい阿見町は負担したと思いますけれども、その負担で使えるわけですから、コンサートホール、音楽ホールでもそういうふうな方向というのは、経費の節減で利用するという面についてプラスになるというふうに思いますので、中ホールの建設について話し合いをしたらどうかというふうに思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 牛久市と協同でコンサートができる中ホールの提案についてお答えいたします。

まず、文化会館建設に伴うこれまでの検討の経過でございますが、平成8年8月に阿見町文化会館建設検討委員会を設置し、施設内容、規模、運営方法等について検討した結果、その建設につきましては、平成13年第4回定例会において、議員からの一般質問に答弁されており、現在の町の財政状況では非常に困難であることから、その建設計画については、具体化に至っておりません。現在もなかなか具体化することは難しいのかな、そう思っております。

しかしながら、文化施設の整備を求める町民は多く、文化・芸術に触れる機会は重要であることも十分私も理解しているところであります。

このような状況を受け、町としましては、既存の施設である中央公民館、君原公民館、かすみ公民館や本郷ふれあいセンター、舟島ふれあいセンターのホールやロビー、また県立医療大のホール等をいろいろお借りしながら、音楽祭や映画界、演芸大会、伝統芸能祭りなど、さまざまな取り組みを行っているところでございます。

さて、議員提案の牛久市との協同での中ホールの建設でございますが、牛久市では、文化協会団体等から、中ホール建設の要望に対しまして、その要望を具現化するため、今年度、駅前エスカードビル内にある視聴覚室について、音楽を中心とした、252席、固定席のコンサートホールの改修に着手したと伺っております。今後、牛久市では、改修後のエスカードホールの利用状況、形態、利用頻度などを勘案しながら、状況によっては中ホールの建設について、整備手法を含めて検討していくというところまで来ているようであります。

阿見町としましては、既存の施設を最大限活用することを積極的に推進するとともに、新たな生涯学習施設の整備につきましては、町民ニーズを的確に把握し、施設整備の優先順位や整備手法、整備時期について、財政状況を勘案しながら検討してまいりたいと思っております。

したがいまして、現時点では、牛久市と協同での中ホール建設につきましては、適切な時期に整備手法の中で判断してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 18番細田正幸君。

○18番（細田正幸君） 町長は、音楽のまちづくりをやるということで、現実に「オーケストラと歌おう」というのが今年も今から募集するそうですけども、2年連続でやるわけですよ。そういう点では、より一層、そういう活動を広めていく必要があると。私も参加したんですけども、びっくりしたのは、去年の応募ですよ。140人あったと。今、既設の今までの町内の合唱団は3つあって、20人規模だつう話、聞いておりますけども、そうすると60人になるわけですよ。その2倍以上の人が応募があったということは、今までそういうことをやってなかったんで、町民のそういう文化的な要望が高いという、私は証明だと思しますので、今後、今の答弁では、中ホールについては、小ホールの利用度を考えながら検討していくということなので、牛久でも小ホールできましたけれども中ホールはないわけですから、そういう点は、これからつくる、すぐつくるわけでもないですので、合理的な利用方法を考えれば、また経費の点を考えれば、協同でやるということが合理的かなと。お金があれば、単独でやるのが一番いいですけど、そうもいかないでしょうから、それは今後話し合い、申し入れや窓口を開いて協議していつてもらいたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤幸明君） これで、18番細田正幸君の質問を終わります。

それではここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後2時35分からといたします。

午後 2時28分休憩

午後 2時36分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番石井早苗君の一般質問を行います。

7番石井早苗君の質問を許します。登壇願います。

〔7番石井早苗君登壇〕

○7番（石井早苗君） 皆さん、こんにちは。皆さん、この1年を皆さんはどんな年としてお過ごしになられたのでしょうか。この平成23年を振り返ってみると、まるで世紀末を思わせるような大きな大きな厄災に見舞われた年と言われるのではないのでしょうか。当たり前の日常、普通の生活がこんなにもありがたく大切なものだったことを、改めて思い知らされました。あの

3月11日の大地震によって、あつて当たり前の水、空気、電気などのライフラインがとまって、とても不安なときを過ごしました。それに続く放射能汚染は、私たちの住む阿見町でも、においもしないし、目にも見えない、呼吸をすることでさえ、もしかしたら危険なのかもしれないということになることが、改めて教えられました。かつて私は、県のふるさと自慢に、この阿見町を水と緑の美しい、災害の少ない豊かなよい町ですと自慢いたしました。その阿見町が、例の8月30日、文科省発表の汚染図で、町全域がホットスポットになっていると知らされたときの町民の衝撃はいかばかりだったでしょう。そして、私たちが思ったり感じたりする以上に、関東以西の方々には放射能に強く反応し、風評被害は深刻です。私が自慢して、季節季節に贈り物をしてきたお米を初めとする農産物は、「ごめんなさいね、せっかくですけれど、今年は送っていただかなくて結構です」と断られました。これは私だけの事例ではないようでございます。また、最近、農家の方々の口から、「野菜が売れなくて困ってるんだよ。固定資産税も払わなきゃいけないのに」というようなことを、持って行き場のない窮状を訴えております。こんな状況の中、起きてしまったことに、いかに被害を少なくし、いかに早急に対処し、人々の安心と平穏を保たせられるかが、為政者や行政の仕事だと思っております。そのためには、速やかなそして細やかな情報公開、見逃しのない手当てを、町民の協力を得ながら行う必要があるのではないのでしょうか。本日、私よりさきに、もう既に3名の議員の方々が放射能に関して質問しております。またかというお気持ちも多分わいてくると思いますが、それほど町民の関心は強いわけでございます。

さきに提出している放射能対策室と放射能汚染防御について、7項目をお尋ねいたします。

1、放射能対策室ができたと聞きますが、その仕事の範囲、規模、人容、予算はどうなっているのでしょうか。

2番、町内の汚染度マップづくりに取りかかっているそうですが、汚染数値が高いと出た地区住民への心と体のケアはどのように考えているのでしょうか。

3番、子供たちへの汚染を心配して、学校、保育所、公園などを重点的に除染対策をしてくださっておりますが、一番長い時間いるのはやはり家庭だと思います。個々の家庭への除染の仕方や周知、協力依頼はどのようにするのか。

4、世にいう50センチ以上の穴を掘り、汚染土砂を入れ、30センチ以上の覆土をせよと書かれてございますが、穴の掘れない家庭はどうすればよいのでしょうか。この穴の掘れないというのは、土地もありますし、それから人的に老人しかいない家庭もございますので、両方でございます。

農業集落排水の汚染度が高い数値を出していると聞きますが、この処理はどうしたらよいのでしょうか。

6番、地表2センチから3センチの表土に堆積していると聞きますが、春先の土ぼこりとともに拡散すると考えられます。JAなどが、今までほこり対策として麦の種などを渡していたと聞きますが、これを拡大して、特に住宅地近くの畑にまいてもらう計画は立てられないものでしょうか。お尋ねいたします。

7番目、先ほども出ましたが、町道の雨水ますの泥は、建設課が事業者委託で取り除いているそうです。普通の汚泥としての処理でよろしいのでしょうか。ちょっと心配しておりますので。

以上、7点を質問いたします。普通の家庭の主婦が理解できるように、町長、少しゆっくり口調でお答えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、ちょっと長くなります。9ページほどになりますので。それでは、ゆっくり、つつい慌て者なので、早く読んでしまうくせがありますので、そのときは「ストップ」って言ってください。それでは、お答えいたします。

最初に、放射能対策室ができたと聞かすが、その仕事の範囲、規模、人容、予算はどうなっているのかについてであります。過日の文部科学省の航空機モニタリングの測定結果から、当町は近隣市町村よりも比較的高い放射線量と発表され、町民の皆様に動揺と不安が広がりました。そのようなことから、これまで環境政策課で行っていた放射能対策を独立させ、10月17日付で放射能対策室を設置したものであります。

人容につきましては、生活産業部次長兼放射能対策室長、室長補佐以下、子供関連施設を管理する関係各課の係長以上の5人の兼任職員及び臨時職員4名で構成しております。

仕事の範囲や規模につきましては、国・県や近隣市町村の情報収集、5月下旬から子供関連施設を中心とした空間放射線量の測定及び公表、町全域44カ所の放射性物質の土壌調査、上水道や井戸水の水質検査、各小中学校、保育所等の放射線マップの作成や公表及び除染作業、臨時職員2名での一般家庭の放射線量訪問測定及び公表、一般家庭や事業所へ除染方法の助言、総合的な放射能相談窓口としての業務などを行い、町民の皆様の不安解消に努めているところでございます。

予算としては、11月29日の臨時議会で各小中学校、保育所、児童館、公園等の除染費用1億5,993万5,000円を計上いたしました。

次に、2点目の、放射線量マップづくりに取りかかっているそうだが、汚染数値が高く出た地区住民への心身のケアはどのように考えているのかという御質問についてお答えいたします。

川畑議員の御質問でも答弁いたしました。当町では、文部科学省が公表した航空機モニタリングや町独自の訪問測定の結果から、追加被曝線量はおおむね年間1ミリシーベルトであり、地域指定の条件としては、最下限値であります。このことは、放射線量は平常時よりは確かに高くなっているものの、日常の生活環境においては、町全域にわたり、十分に健康に支障のない範囲の数字であることを示すものであり、その範囲内で地区により高い低いの差はあるでしょうが、どの地区においても十分に安全な地区であることを示すものであると思います。

町内放射線量マップの公表については、測定結果の事実を伝えることは当然であります。それとともに、その結果について、きちんと以上のような説明をつけ加え、町民の皆様に不安を与えないよう、公表を行ってまいります。

次に、3点目の、個々の家庭への除染の仕方、周知、協力依頼はどのようにするのかという質問と、4点目の、汚染土砂を埋める穴の掘れない家庭はどうすればよいのかという御質問は、関連をしておりますので、一括してお答えいたします。

放射性物質汚染対処特別措置法においては、除去した汚染土壌等を国が最終処分場を設置するまでの間は、国・県が設置する中間貯蔵施設に保管し、その中間貯蔵施設に搬出できるまでの間は、市町村が一時保管場所を設置し保管することとなっております。しかしながら、国・県とも最終処分場、中間貯蔵施設の設置時期、場所については、確かな見通しが立っていない状況であり、どの市町村においても、一時保管場所の用地の見通しが立っていない状況であります。そのため、一般家庭の除染方法としては、雨どいの下等の比較的放射線量が高い地点の土壌を土のう袋等に入れ、敷地内に埋設するか、また埋設場所がない場合は、人が近づかない場所に保管するしかないのが今の現状であります。

なお、町は、国の地域指定により、この地域に見合う除染方法について、国の技術的支援を受けながら、平成24年1月1日以降に除染計画を策定し、除染作業を実施していくこととなります。このことは、広報紙の特別版、町ホームページ及び訪問測定時において、各家庭に周知していきたいと考えております。

次に、5点目の、農業集落排水の汚泥処理についてお答えいたします。

農業集落排水を供用している3つの地区のうち、汚泥は小池地区と君島大形地区の処理施設から発生しております。発生した汚泥については、搬出する前の段階の放射性物質の分析を実施しており、平成23年11月末までに18回行っております。その結果、放射性ヨウ素については全分析において不検出でありましたが、放射性セシウムについては、1キログラム当たり178ベクレルから460ベクレルの数値が検出されております。

国の原子力災害対策本部が示した脱水汚泥の取り扱いに関する基準によりますと、放射性セシウムの濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下の場合は、跡地を居住等の用途にしな

いこととした上で、埋め立て処分できることとなっており、この基準を大きく下回っております。また、農林水産省消費・安全局が示した基準によりますと、放射性セシウム濃度が1キログラム当たり200ベクレル以下については、肥料の原料として利用が認められております。農業集落排水の汚泥は、農地還元の考えから、これまで肥料の原料として再利用してきたところであり、分析の結果、この基準を下回る汚泥につきましては、従来どおり肥料の原料として搬出してまいります。しかし、1キログラム当たり200ベクレルを超える汚泥については、肥料原料として利用できないことや、現時点で埋め立てする適切な場所が確保できないことから、フレキシブルコンテナバックに入れ、なおかつブルーシートで包んで、処理施設敷地内に仮置きという形で保管しております。

今後も、引き続き分析を行い、国等の基準に基づき、適切に対応してまいります。

次に、6点目の、春先の土ほこり対策として、麦の種を住宅地近くの畑にまいてもらう計画は立てられないかとの御提案にお答えいたします。

農業委員会では、風害によるほこり防止用として、毎年農家からの申請により、無償で麦の種を配布しております。毎年4月ごろ申し込みを受け付け、7月ごろ種を配布します。その10月から11月ごろに播種し、翌年春一番が吹いた後の4月ごろにすき込んで緑肥にするというものです。

さて、議員の御提案ですが、農地はロータリー等で耕起攪拌されており、宅地等の土壌と比較すると表土の放射性物質濃度は低いと思われませんが、住宅地近くのほこり対策としての効果は大きいので、奨励してまいりたいと考えております。

次に、7点目の、町道の雨水ます等の汚泥処理についてお答えいたします。

現在、町道側溝及び雨水ますに堆積した汚泥については、各行政区等の要望により除去及び清掃を実施しているところです。実施方法は、町職員が現場の状況を確認を行い、清掃業者に委託して行っています。汚泥の処分については、委託を受けた業者により、町外の最終処分場に埋め立て処分されています。この最終処分場で処分できる汚泥の放射能物質の量は、暫定基準値である1キログラム当たり8,000ベクレル以下となっておりますが、現在までに町から搬入された汚泥は、すべて基準以下になっている状況であります。

以上であります。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 御答弁ありがとうございました。この御答弁が広く広報に載れば、町民も多分安心できることだと思います。それで、もう1つ伺いたいんですが、12月24日から来年にかけて、まいあみマルシェでイベントを行うという広報が入ってございました。そのときに、やはり阿見町産の農産物を売りますけれども、ここで私、前にも提案しておきました、

放射性物質不検出とかいう、そういう表示をしっかりとしていただけるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。御質問のまいあみマルシェにつきましては、スポット的に12月の24日、クリスマスイブに1日、あと1月と2月ということで、合計3日をやるものでございます。それで、まいあみマルシェはですね、これは町内にあります3つの直売所が交代でですね、品物を出店していただいております。この農産物につきましては、町のほうもですね、積極的にですね、町の食品測定機を使ってですね、測定してですね、安全だということで、その安全性をですね、消費者にPRするようにですね、その直売所にもですね、それから農家の方々にもお願いしているところですが、そういった中で、さらにですね、出すものにつきましては、測定をしてですね、公表していただくように指導のほうをしていきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） ありがとうございます。先ほども申しましたように、阿見町産と聞いただけで、梅干しを例えば干しただけでも「危ない」なんて言って買わない方が本当に多くなっているんですね。だったらば、阿見町の住民が協力して買えばいいんじゃないかと思っても、住民もやっぱり食べないとかになって、本当に農家の方、困っていらっしゃるんで、ぜひぜひ、今おっしゃっていただいた方法をとっていただきたいと思います。これは強く要望いたします。

これから、町民のボランティアっていうのはすごく期待されることだと思うんですね。こういう大きい広い範囲でやらなきゃいけない事業だと思うんです。先ほど来から町長がおっしゃってましたように、家庭のことは自分の家でやらなきゃいけないし、道路だって、自分たちがきれいに掃いたりしなきゃいけない。本当に大事なことだと思うんですけれども、やっぱりある程度町がですね、音頭取って、こういうことをやりましょうよっていう声かけていうんですかね、手を挙げる、言い出しっぺ、それをやっぱり町がやっていただいたほうが、効果が多いと思うんですね。皆さん家庭で落ち葉をちゃんととって、燃えるごみに入れて焼却場出してくださいよって広報に書くよりかも、それも1ついいことですけれども、例えば先ほどおっしゃっていた麦の件なんですけど、本当にレジ袋の削減をとめたときも、やっぱり大きな動き、団体に呼びかけ、人々に呼びかけて大きな動きになって成功したと思うんですね、八十何%も今、削減しているということがあるので、ぜひね、麦をまこうよという、そいで、手伝える人はいませんかとか、そういう呼びかけを町でしていただきたいんですけれども。それから、それに対して、多分茨大の農学部さんが一生懸命やってるということも聞きました。この春先の麦っ

ていうのは、何か、ひたちなか市も結構一生懸命やってるようなんですね。ですから、その辺をよく聞いていただいて、連携をとって、せっかく阿見町に農大があるんですから、呼びかけをしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長篠崎慎一君。

○生活産業部長（篠崎慎一君） はい、お答えいたします。ボランティアの活用っていいですか、町が積極的にそういった口火を切ってですね、活用することで効果が大きいというような御指摘でございますが、確かにそうかと思えます。これからそういった、何ていうんですかね、個人個人の宅地の除染となりますと、やはり行政だけではなかなかできないものですから、ボランティアの力を借りてですね、実施していくことが効果があるかと思えます。

そういった中で、麦の、今、御提案でございますが、この麦はですね、確かにほこり防止にはなりますが、やはりその所有者がですね、自分の畑にですね、うまくタイミングよく耕作、春先ですね、あいてるっていいですか、ほこり防止のためですので、その個人個人の栽培計画があるかと思えます。やはりその個人の判断でまいていただけるといいということでございますので、これをですね、ある程度奨励はしてまいりますが、なかなかですね、農地から農家はですね、生産しているものですから、その辺についてはちょっと難しいかとは考えています。

○議長（佐藤幸明君） 7番石井早苗君。

○7番（石井早苗君） 確かに伺えば難しいかなとは思いますが、やっぱりやってみていただきたいなど、ぜひ。難しいと思ってやらなければ、いつまでも何にも進んでいかないし、この阿見町は本当に心配のない町にしたいという気持ちが住民は多いと思うんですね。ですから、ぜひ、無駄であっても、声かけるぐらいは、そんなにお金かからないで協力得たりはできると思っていますので、やってみていただきたいなど、もう一度申し上げております。よろしく願いしたいと思います。

私、12月10日の常陽新聞の「紫音」という欄がございますが、そこで明治粉ミルクにセシウムが入っていたという問題が出ましたときにですね、そのコラム欄で、国立医薬品食品研究所の担当者の言葉では、「国の暫定基準以下であり、7倍に薄めて飲むものだから大丈夫です」と言っているが、4月に守谷市や千葉県柏市の母親の母乳から放射性ヨウ素が検出されたとき、関係者の産婦人科医が「どの程度の量なら心配ないとか、そんなことは全くわからないのです」と言ったそうです。そして、私が何度かいろいろな方の放射能関係の研究者の講演を聞いても、要するに後追いの研究をそれほどしていないから、どこまで大丈夫だっってはつきりは言えない。要するに国も暫定基準値ですよ。ですから、本当にそういうことを頭に入れながら、環境に一番敏感なドイツでは、大人は7ベクレル、子供は5ベクレルが基準だそうでございますので、学校給食もいま一度検討すべき対象であると思えます。「大丈夫だ、気にする

のはおかしいよ」ではなくて、専門家を交えて、町の住民が安心して暮らせるように、一刻も早く緑濃い健全な阿見町を取り戻すように、町民も一生懸命努力いたしますので、行政の方々、力を込めて活動していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

質問を終わります。

○議長（佐藤幸明君） これで、7番石井早苗君の質問を終わります。

次に、4番難波千香子君の一般質問を行います。

4番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔4番難波千香子君登壇〕

○4番（難波千香子君） こんにちは。通告に従いまして、初めに、ロタウイルスワクチンの広報と接種推進に公費助成の導入について御質問させていただきます。

ワクチンで防げる病気から子供たちの命と健康を守ることは最優先の課題と言えます。ロタウイルスによる感染症は、5歳になるまでにはほぼ全員がかかり、下痢や嘔吐、発熱、脱水症状が主な症状ですが、年間の発症は120万人、外来受診は約80万人、そのうち入院に至るのが約1割。特に、0歳、1歳児のころには重症化して入院する事例が圧倒的に多い。感染力の強さで、保育所がクラス閉鎖せざるを得なくなったり、その親はもちろん勤務できなくなる。医療費もかかる。ワクチンさえあれば防げるのであれば、子から親への感染も抑えられ、積極的にワクチンで防ぐべきであります。感染力が強いため二次感染が起き、衛生環境を整えても予防は困難をきわめ、災害時には最も注意すべき感染症とも言われております。

日本では、ようやく予防ワクチンが承認され、11月21日から接種が始まりました。安全性は世界中で多くの調査が行われており、極めて高く、確認されている副反応も軽いもので、そのため、WHO——世界保健機関は、2009年6月にロタウイルスワクチンを子供の最重要ワクチンの1つに指定しました。そして世界中のすべての子供が使用するようにと指示しました。既に120カ国以上で導入されております。国内の治験では、ロタウイルス胃腸炎を79%予防し、重症例を92%防ぐ効果が認められております。接種は任意であり、生後6週から母親から免疫が切れる24週、また6カ月までに2回接種する。しかし、2回の接種費用は自己負担であり、約3万円程度になり、保護者の経済的基盤によっては接種する乳児に有無の差異が生じ、乳児の健康を守る意味合いからも問題があると考えます。

阿見町の子供の命を守り育む対策として、防げる悲劇を考えると、積極的にロタウイルスワクチンをすべきです。阿見町としては、その広報や、接種しやすくするために接種費用に公費助成を導入すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 難波議員の質問にお答えいたします。私も、すぐ、これ11月の22日か3日かわからないんですけど、すぐこういう、ロタワクチン接種開始ということで新聞のほうを見て、すぐに健康づくり課のほうにお話しした覚えがあります。そういう中で、やはり積極的に医療費を削減していくことは、やっぱり予防医療というか、こういうものが本当に大事になってくるのかなというのが、子育て支援においてもやっぱり非常に大事な観点かなという思いはしております。

ロタウイルスワクチンの広報と接種推進に公費助成の導入についての御質問にお答えいたします。

ロタウイルスワクチンにつきましては、議員、先ほど御指摘のとおり、本年11月21日からワクチンの販売及び接種が開始されました。先ほども数字等も言われてますが、2度目になりますけど、ロタウイルスによる胃腸炎は、感染症胃腸炎の1つで、乳幼児の重症胃腸炎のうち最も頻度の高い胃腸炎です。国内では、年間約80万人が受診し、その約10%が入院しております。ロタウイルス胃腸炎には、5歳までにほぼ100%の子供がかかると言われ、生後3カ月を過ぎてからの初感染時に重症化しやすいことが知らされております。

激しい嘔吐、下痢を繰り返すため、水分補給が十分にできず、気づかないうちに脱水状態に陥ってしまうこともあります。重症化して脳炎、脳症による後遺症が残ることがあり、最悪の場合、乳幼児の命を奪うことさえあります。多くは3歳前の目が離せない時期にかかるため、ロタウイルス胃腸炎を発症すると家族がつきっきりで看病することも多くなり、感染したお子さんはもちろんのこと保護者への負担も大きいことから、ワクチンが果たす役割が期待されているものです。

このようなことを踏まえ、ロタウイルスワクチンの公費助成の導入については、今後、ワクチン接種後の副反応などについての状況等を確認した上で、接種費用の一部を助成することで考えております。

また、ワクチンの接種推進の広報につきましては、町広報紙、ホームページはもとより、乳児健診の際に、ワクチンの効果や他の予防接種との接種の間隔についてアドバイスするなど、予防接種法で定められている定期の予防接種とあわせて情報提供をしまいたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） はい、ありがとうございます。前向きな御答弁、大変にありがとうございます。期待しております。

まず、副反応を確認して考えるということですが、まず1点、早期にお願いしたいわ

けですけれども、町で接種できる医療機関等はお調べになっているのかどうか。既に始まっておりますので、御見解をお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康づくり課長篠山勝弘君。

○健康づくり課長（篠山勝弘君） ただいまの御質問にお答えいたします。阿見町では、東京医大とですね、宮崎こどもクリニックで実施しております。接種した人数なんですけど、実際、東京医大のほうで12月1日以降で1名の方、宮崎こどもクリニックのほうでも1名というふうになっております。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） 発売してまだ三、四日ですので、現実はまだ数名だと思うんですけども。これは冬場に大流行はするんですけど、一年中かかるということなんですね。それで、実は私も小児科の院長にいろいろ聞いてきまして、日本のメディアというのは、先ほども副反応ですよ、これを中心に警戒しているということで、かなり激々というか、すごい、メディアに対してと不認識をかなり嘆いておりました。ぜひ町といたしましても、こういった小児科とは連携をこれからももちろんしていかれると思うんですけども、この辺のところ、どのように進めていくのか、スケジュール等をぜひお聞かせ願いたいと思うんですけども。

ワクチンを打たない国、1点なんですけど、日本は先進国の中でも、まれに見るワクチンを打たない国、ワクチンの種類が少ない国であるし、また回避するっていう。で、ワクチンは副作用が怖いっていう、そういうのがメディアからかなりインプットされていて、皆さんも御存じで、ヒブと肺炎球菌が一時、副反応で亡くなったっていう事件っていうかそういうものがありまして、一たんやめたときもあるんですけども、そういった御自分が見たのではなくて、メディアによって怖がっているっていうのが、日本の現状なんですね。そういうことをぜひ払拭するためにも、担当部課でそういった医大また小児科に行っていただいて、ぜひ連携をとっていただきたいふうと思うんですね。その辺はいかがでしょうか。この辺、やっていくに当たって、そのようにしていただきたいと思うんですけども。御見解、お伺いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。民生部長横田健一君。

○民生部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど、町長答弁しましたように、今後、その費用の一部を助成していくというようなことで、これからそういう副反応の調査とか、その辺を確認させていただきたいというふうに考えております。

それと、町内の医療機関と実施するについては、当然、そういう打ち合わせ等は十分させていただく予定にはなっております。先ほど、難波議員御指摘のように、ワクチンに対する認識ですね、それがやはり保護者にとっては、乳幼児を抱える保護者にとっては、定期接種も含め

まして、かなりの種類のワクチンを打っていかなきゃならないというような、スケジュール的にかなり厳しいスケジュールで実施するというのが現状であります。そういう中で、先ほど言われたように、肺炎球菌とヒブを同時接種して死亡例があったというようなことが、やはり保護者の方にも、やはりそういう事実が心配されているというようなところもあろうかと思えます。今回、子供ですから、乳幼児ですから、3カ月後に接種とか、1回目接種した後に24週とかその後に、また受けなきゃなんないとかいうような、間の期間が定められておりますが、1回目接種するとき体調が悪いかいことで受けられないという場合も多々あると思えます。そういう場合に、違うワクチンの接種時期と重なったり、そういうことがあると、なかなか保護者のほうでも、いつ受けたらいいんだろかというような御心配が多いというふうに伺っております。その辺については、町の保健師のほうでも、乳幼児健診なりそういうときに十分説明をしながら、これはあくまでも任意接種ですので、そういう危険性もやはり保護者のほうも十分理解していただいて、それで十分そういうものを知識を入れた中で接種をしていってほしいというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） よろしくお願いいたします。ちょっと追加で、同時接種が今、小児科では全部一遍にやっているということで。B型肝炎がありますよね、まず。それからあとはヒブがあって、小児用肺炎球菌、あと3種混合、BCG、それを全部一遍に、今、お子さんはやっているということです。そういったこともこれからよくお聞きになって、今のことが解消されるかと思えますのでね、よろしくお願いいたします。

全国に先駆けて、子育て日本一の阿見を、こういった風評被害でかなりいる中でね、子供に少しでもそういう補助を、またそういう先進的なね、阿見町をぜひ、町長を筆頭に築いて支援をしていただきたいなと思えます。

1つだけ、今、忘れました。阿見町に健康診断・予防接種予定表というのがあるんですけども、これは本当に家の壁に皆さん、これを見ながらスケジュールをやるんですけど、ここに1点、これは見本なんですけれども、任意接種がきちんと書いてあるんですね、これを受けなさいという。それが阿見町はちょっと漏れてますので、そういった今度追加のあるときに、ぜひこういったものを利用して、皆さんにぜひ推進していただけるように、お願い申し上げます。ありがとうございました。

では、次に移らせていただきます。

次に、「こころの体温計」ということで、次々に耳なれないものが出てくるんですけども、質問させていただきます。

うつ病対策に「こころの体温計」の活用導入への所見をお伺いいたします。年間自殺者数は

13年連続で3万人を超え、これは1日に約90人がみずから命を断っている計算になります。このうち、うつ病の原因、動機と見られる人が最も多く、厚生労働省によると有病者数は250万人、うつ病を含む気分障害の有病者数は1,000万人以上いると推定され、日本人の15人に1人が経験するといわれ、大きな社会問題となっております。また、1年以内の受診率は2割にとどまっていることも深刻の度を増してまいっております。さらに今年は東日本大震災という未曾有の震災もあり、余りの環境の変化の背景に、心のケアが必須となっております。

うつ病対策については、前に認知行動療法についても質問させていただきましたが、阿見町におかれましても、心の相談、講演やセミナー等を開催して取り組んでいただいているところではありますが、これに加え、携帯電話やパソコンから気軽にいつでもメンタルヘルス、心の健康をチェックできる「こころの体温計」というのがあります。近隣では、つくば市が運用を始めており、自殺予防につながると期待されております。私もホームページに入り、アクセスしてやってみました。「こころの体温計」は、自分の心の状態、ストレスなどを確認するもので、人間関係や生活の充実度など、13項目の質問にゲーム感覚で答えるだけで利用者の心理を判定するものです。また、身近な人の心の状態をチェックする家族モードや育児ストレス度などを調べる赤ちゃんママモードもあります。それぞれの結果判定の画面では、自治体——県の相談窓口や専門病院などの連絡先を紹介するものです。そこで、うつ病の早期発見を促すため、町のホームページからアクセス、また携帯電話からアクセスできるシステムを導入できないか、お考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） うつ病対策についての御質問にお答えいたします。

うつ病の主な原因としては、学業や仕事における大きな失敗、挫折や病氣、人間関係の悩み、大切な人との死別や離別、脳の障害や薬の副作用等さまざまな要因による肉体的、精神的なストレスを受けることでうつ病に罹患すると言われており、最も重い症状として自殺してしまうケースもあります。

平成11年以降、全国の自殺者数は年間3万人を超える高い水準で推移しており、うつ病対策を初めとするメンタルヘルス問題は、自殺予防対策としては広く取り組まれているものであり、国では、平成18年に自殺対策基本法、平成19年には自殺対策総合大綱が制定され、これに基づき国と地方が連携、協力して自殺総合対策を推進しているところです。

また、自殺を図った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数がうつ病等の精神疾患に罹患していることがわかっていることから、議員御指摘のとおり、うつ状態にある人の早期発見、早期治療を促進するための取り組みが非常に重要であると考えています。

現在、町では、こうしたうつ病等の精神疾患及び心に強いストレスを感じている方への取り

組みといたしまして、「こころの健康相談」事業や町民の方からの個別相談に関して、保健師が電話で随時個別の対応をしているところです。また、個別相談等においてうつ病等の精神疾患の症状が重く緊急性が高い相談者については、社会福祉課や児童福祉課及び保健所や児童相談所等の関係部署と連携を図りながら、訪問相談を実施しております。

議員御指摘の「こころの体温計」は、インターネットのホームページ上にあるメンタルヘルスに関する13項目の質問に答えることにより、回答者及び家族のストレス度及び落ち込み度を簡単に確認することができるものであり、相談者用、家族用、出産後の女性用の3つの対象者用にそれぞれの設問が設定され、ストレス度等を判定することができるようになっております。

メンタルヘルスの相談に関しては、家族が本人の変化に気づいても、本人に精神科医師の相談を受けさせることが困難なケースや、相談者自身が周りの人の目を非常に気にするケースもあることから、こうしたインターネットでいつでも気軽にストレス度や落ち込み度の判定ができることは、ストレスや心の悩みを抱えている相談者や家族にとって、非常に利用しやすいものであり、うつ病の早期発見、早期治療の促進に効果が期待できるものと考えております。

こうしたことから、この「こころの体温計」につきましては、来年度に事業実施をする方向で進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ありがとうございます。大変に期待しております。一人でも多くの若い命がまた救えると思うと、大変にうれしいなと思います。

あと、今、うつ病というのは、町長の答弁にもありましたけれども、非常に若い方が多い。昔と違うというのは、1点、我慢ができない。昔と違ううつ病が今、新うつ病という、何か2通りあるということで、いろんな方の状況があるんですけども、特にその入り口を気づかせてくれるということで、1つの手だてになるかなと思いますので、期待するものでございます。また、このホームページ開設したときには、町の情報等にもクリックできるという、そういったこともしていただけるものと期待してよろしいでしょうか。はい。

あと、1点なんですけれども、これは最初に導入したときに、わあっとアクセスが、つくばも7万、8万、10万件ばあっと来て……。

〔「そんなに……」と呼ぶ者あり〕

○4番（難波千香子君） ちょっとけたがあれでしょうか。ちょっと減ったりする場合もあるということで、その陰の努力は、やっぱり広報を町でしているということで、チラシをまいたり、そういった啓発をしながら、ぜひそれをやっていただきたいということと、あとやる前に、職員で、これは国の施策なんですけど、心の健康づくり計画というのが、今、出てるかと思うんですけれども、事業主にそういったメンタル対策支援ということ呼びかけているんですね。

当然、阿見町でもやってらっしゃると思うんですけども、そういった意味合いからも、ぜひ職員の皆さんにもやっていただいて、まず改良できる点もあるということで、いろいろ奥に奥に入っていく場合もありますので、このほうが良いという、そういう御意見を聞いて、また改良して、ぜひ、いきながら進めていただければなあと思います。よろしく願いいたします。

じゃあ、次に移らせていただきます。

最後に、放射線対策及び放射線相談コーナーの設置についてでございます。最後になりますので、よろしく願いいたします。

3. 11東京電力福島第一原発事故で飛散した放射性セシウムは、文部科学省が発表したところでは、4つのルートのうち2つが阿見にかかるルートでございました。外部被曝より内部被曝が問題と指摘されているところではありますが、放射能同位体であるセシウム137の半減期は約30年の長期にわたると予測されているところですが、町民の不安払拭を図るべく、放射能対策室が全力で対処していることに評価するものでございますが、この長期的展望に立ちまして、この阿見町町民の不安に対して、全力で対処していただきたいと願うものです。町民の命、生活、環境を守る立場から、放射能汚染の対応をお伺いいたします。

また、放射線健康相談コーナー、また総合的な放射線相談窓口の設置についても、その対応をお伺いいたします。

また、今まで摂取したものに対して、健康検査を希望しておられる方も何人が御相談をいただいておりますが、そういった方々の子供たちの健康診断、またホールボディカウンターによる検査も、大変高いものでございますので、こういったことも将来的には県に要望していくべきではないかなと思いますので、見解をお伺いいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 放射線の問題は、今日、何人かの人たちに答弁をしております。必ず同じような答弁になると思いますが、よろしく願いしたいと思います。

放射線相談コーナーまたは総合的な放射線相談窓口の設置についてという御質問についてお答えいたします。

放射線を中心とした放射能全般の相談については、10月17日付で放射能対策室を設置いたしましたので、こちらに御相談いただきたいと思います。

しかしながら、今般の放射能対策については、対応分野が広範囲に及ぶことから、放射能対策室のみでは対応し切れるものではありませんので、個々の事案について、例えば学校関連については学校教育課、保育所関連については児童福祉課、農作物については農業振興課等に、それぞれ相談していただきたいと思います。

なお、放射能は妊婦及び乳幼児に影響が大きいと言われておりますが、さわやかセンターの

健康づくり課で行っている乳幼児健診，マタニティクラス，離乳食教室等において，妊婦及び母親等からの相談は現時点ではほとんどない状況であります。しかしながら，健康相談については，乳幼児健診等の行事のときでなくても随時お受けできますので，御心配なことがあれば御相談いただきたいと思ひます。

次に，子供たちの健康診断，ホールボディカウンターによる検査を県に要望していくべきではないかということについてお答えいたします。

これは先ほど，細田議員の御質問また石井議員の御質問にも答弁しておりますが，9月1日の「県議会東日本大震災復興・元気ないばらきづくり調査特別委員会」において，県民健康調査の必要性はないとの見解を明らかにしております。また，11月29日の知事定例会見及び12月8日の定例県議会の一般質問の答弁においても，必要ないとの認識を改めて示しております。その理由としては，茨城県より放射線量が非常に高い福島県でも先行実施されたホールボディカウンター及び甲状腺の検査結果について，健康に影響を及ぼす値が出なかったこと，放射線医学総合研究所及び放射線影響研究所等の複数の専門家から，茨城県での健康調査は必要ないというような助言があること，行政が必要と判断すると，住民が受けなくてはいけないと思ひ，逆に不安を招いてしまうこと等から，必要ないと判断しているものであります。

このような状況から，本町においても，健康診断，ホールボディカウンターによる検査を県に要望していく状況ではないと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ありがとうございます。今後，状況もいろいろ変化していくと思ひますので，その都度その都度また御丁寧な正しい，また御説明をしていただきたいと思ひます。

先ほど御質問した議員もごさいますけれども，放射能対策室での，そこが一括窓口，総合的，総括的な窓口，そこから要望によっては，農業，学校，さわやかセンター，個々に行くということで，そういうような答弁だったかと思ひますけれども，町民のニーズ，かなりいろんなことが来ているかと思ひますけれども，例えば，そういったニーズはすべてクリアできているのかどうか。私の知るところによると，そっけないというか，なかなか理解できなかったということを言われた方もおりますので，その辺に関しても，担当，一生懸命，本当にやられているのはわかるんですけれども，どういった内容のものが来て，またどのように完璧にやられているのか，スムーズにいつているのか，その辺，もし，わかる範囲で詳細をぜひお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部次長兼放射能対策室長大野利明君。

○生活産業部次長兼放射能対策室長（大野利明君） お答えいたします。さまざまな御相談が寄せられております。電話等では、現在の阿見町の放射線量はどうか、あるいは文科省のモニタリングの結果に基づいて高いと言われて、ホットスポットと言われてはいますがどうなんですかということや、あるいは尿検査をしていただけないのかとかいう御相談が大分寄せられています。

その都度その都度、十分に、なるべく御丁寧に回答はさせてもらっているわけなんですけども、やはり多少私どものアナウンスが悪いせいもあると思いますが、十分に丁寧に御説明していると思っております。そのとき、尿検査をしていただけないかとか、あるいはホールボディカウンターはというお問い合わせも実はあります。茨城県内に今、ホールボディカウンター3カ所あるわけなんですけども、水戸医療センターとそれから県立中央病院とそれから日本原子力研究開発機構の中にそれぞれあるんですけれども、3カ所とも現在、運用していないという状況でございます。なぜかと聞くと、東海第二原発の臨界時期に設置したもので、その作業員のために設置したもので、現在は、やってないということでございます。そういうことも御説明したり、あるいは尿検査についてはですね、つくば市で民間企業でございますが、尿をですね、約200ミリリットル集めていただきまして、これは持っていくしかないんですけれども、持っていただければ、約1万円から2万5,000円程度で検査をしていただけるとかいうことも御説明してございます。1万500円というのは数が集まった場合なんですけども、大体1体だとすると2万5,000円から3万円ぐらいはかかるんじゃないかと思っています。

以上のことをですね、今回の11月29日の補正予算で議決いただきました広報の特別版のほうにですね、詳しく御説明していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） ありがとうございます。済みません、また御質問にお答えしていただいております。成りかわって御礼申し上げます。

やはり内部被曝ということで、給食等にもかなり不安の問い合わせが来てるかと思うんですけれども、あれは一つ一つの食材をシステムで検査してるかと思うんですけれども、やはりその中で、1食丸ごとという、そういつてはかっているところもあると思うんですけれども、今後そういったことは考えていかれるのかどうか、お聞きしたいんですけれども。食材一つ一つ、今インターネットで出てますね。ゴボウ何ベクレル、キャベツ何ベクレルって、ばあっと出てますけれども、そのほかに、それっていうのは一部なので、実際それが自分の給食にどうのというのは現実にはわからないとこで、1食ですね、例えば牛乳とかすべてをひっくるめてやっているところもあるって聞いたんですけれども。牛乳とか、あとはパンとか、食材1人分の…

…。そういった、払拭するためにやっているということもお聞きしてるんですけど、そういったのは、余り、今後検討されていくのかどうか。結構給食が心配でという、いまだにお弁当持って行ってらっしゃる方もいらっしゃるんですね、現に。その辺、1点お聞きしたいと思います。結構、切りがないんですけれども、そういった不安のところはある程度対処して押さえていただければなあっていうふうに、先ほどの尿検査もそうですけれども。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。学校給食センター所長石神和喜君。

○学校給食センター所長（石神和喜君） それでは、ただいまの難波議員の御質問にお答えいたします。先ほどの午前中からの質問にもありましたとおり、10月21日から昨日まで、合計85検体の食材につきまして検査しております。10月中は2献立ございますので、毎日2品目ずつ合計4検体実施してはおりますが、季節ごとの変動等ございまして、例えば野菜等につきましては他県産の作物等もありますので、なるべく地元産の食材を中心ってことで、阿見町産の不安を解消するという意味もございまして、地元産優先で現在は1日2品目程度行っております。

ただいま御指摘ありましたように、ちょうど昨日、私もセンターの職員に指示しましたが、1食分、それを例えばおかずと主食と全部入れた状態でやってみるよう、ちょうど昨日も中で話したとおりで、検討してはおります。実際のとおり、龍ヶ崎さんはそれで実施しております。ただいまの御指摘を踏まえまして、早急にそのような検査を実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 4番難波千香子君。

○4番（難波千香子君） よろしくお願ひします。ありがとうございます。阿見町がまたいろんな面で除染、風評いろいろありますけれども、ぜひ前向きにやっていただきたいと思ひます。

それで、聞いたんですけど、除染を一番やっている大学、学校、今、非常に人気があるという、そういった公開していくってことは、逆に隠すのではなく、やはり、こうなれば安心してくださいという、やはりそうしたことがかえって皆さんに安心感を与えていくということでもありますので、これからはどうか、大変なことが長く続くと思うんですけども、どうぞお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） これで、4番難波千香子君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 3時43分散会

第 3 号

[12 月 15 日]

平成23年第4回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成23年12月15日（第3日）

○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君
教	育	長 青山壽々子君
総	務	部 長 坪田匡弘君
民	生	部 長 横田健一君

生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消防長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	湯原幸徳君
管財課長	朝日良一君
都市計画課長	菊池彰君
中央公民館長	浅野耕一君
生涯学習課長	建石智久君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	大竹久

平成23年第4回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成23年12月15日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成23年第4回定例会

一般質問2日目（平成23年12月15日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 柴原 成一	1. 「区域指定」導入のタイミングとガイドラインを問う	町 長
2. 諏訪原 実	1. 霞ヶ浦大橋について	町 長
3. 浅野 栄子	1. 地域活性を図る公共交通の現状と課題を問う。 2. 意義ある心に残る成人式典に。	町 長 教 育 長
4. 吉田 憲市	1. 大室ストックヤード跡地の現状と今後の計画について	町 長
5. 藤井 孝幸	1. 経費削減について 2. 経費の使途について	町 長 町 長
6. 久保谷 充	1. 2019年第74回大会、茨城国体開催に対する阿見町の対応について	町 長

午前10時00分開議

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（佐藤幸明君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を1時間といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、8番柴原成一君の一般質問を行います。

8番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔8番柴原成一君登壇〕

○8番（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。

今回の質問は、「区域指定」導入のタイミングとガイドラインを問う、と通告いたしました。実は私、区域指定については、平成18年9月議会において1度取り上げております。

結論から言えば、当時の川田町長は、区域指定の導入について、当分の間原則として実施しないと答弁されました。それ以来の質問ですが、5年を経過し、もう「当分の間」を経たので、考え方に変化はないか、改めて質問をするというだけではございません。情勢は大きく変化し、今この機を逃すと、阿見町として長期的なまちづくりに禍根を残しかねないとの危惧を持って、再びこの問題を取り上げるものです。

情勢の変化の第1は、人口動態の変化であります。この11月までに、平成22年国勢調査の集計が順次まとまってきて、我が国の人口動態は確実に減少いたしました。そして、茨城県も、平成17年に比べ、マイナス0.2%と、わずかですが減少しております。県南地方は総じて増加基調にありましたが、阿見町はマイナスの0.1%と減少を余儀なくされたのであります。

私はこれまで、阿見町の人口増を図りたい、人口増をもって阿見町発展の基盤にしたいという考えを取り組みの基本に据えてまいりましたが、どうやら、これからは人口減少を前提にした地域振興策というものを、あわせて考えていかなければならないのかなと、そんな思いにとらわれております。それは、町においては、総合計画等によって取り組むべき課題ではありま

すが、実は、地域の人口減というのは、区域指定の導入と密接に結びついて、早急に検討すべき状況になっているのです。

区域指定と申しますのは、わかりやすく言えば、市街化調整区域の既存集落に、農家の分家とかではなくとも、つまり、だれでも家が建てられる、その諸条件を規定した都市計画法上の制度でして、茨城県では平成14年に条例化されました。

お手元に区域指定の資料を配っておりますので、ご覧ください。

もっと基本的なことを申しますと、市街化調整区域と市街化区域というのがありますが、市街化調整区域というのは、都市計画法上、人口の張りつきを抑制するというのが、市街化調整区域であります。で、市街化区域というのは、計画的に人口増を図るというのが市街化区域ということになっております。

都市計画法第34条の規定から、既存宅地制度の代替である11号区域と市街化区域から1キロメートル以上離れた集落を単位とする12号区域とがあり、いずれも道路や上下水道の整備が、集落として一定水準に達していることが条件になります。制度以降、つくば市などの特例市、土浦市などの事務処理市は独自に条例を定め、かなり広範囲な区域を定めています。阿見町は茨城県の条例が対象市町村とした20市町村に含まれ、市町村長の申し出について、県の檢察審査会の意見を聞いた上、知事が告示する手続で効力が生じます。

この20市町村では、平成22年4月までに11号区域は11市町村の3,036ヘクタール、12号区域は8市町村の2,684ヘクタールで指定されていますが、阿見町は、龍ヶ崎、牛久、東海村と並んで、指定されていません。この4市町村については、1つ、市町村の区域内の都市計画区域に占める市街化区域の割合が県平均値12.8%以上であり、かつ、2つ目、市町村全体の人口が、直近の国勢調査年と、調査年から起算して10年前と比較して、つまり増加しておりという要件が指定を容易でなくしているところでして、県の資料では、1種集落——沿道型です、4種集落——独立型、6種集落——その他の区域指定、12号ですね、には、市街化調整区域の人口、または市街化調整区域内の一部の区域の人口が減少していることが条件と書かれているそうです。つまりは、人口が減少していないと、既存集落の維持が困難との判定ができないとしているわけで、逆に言えば、人口減の地域では、区域指定を真剣に考えましようと言っているわけです。

まず、執行部としては、このように事態が変化しているということを承知されているのか、区域指定の緊急性を認識しているかということ、質問の第1点といたします。5年前に、関係各課の検討協議で、当分の間原則として実施しないという結論を出したので、もういいや、まだいいやと思っていやしないか。まずはその点をただしたいと存じます。

次に、5年前、関係各課の検討協議で、当分の間、原則として実施しないという結論を出し

たのは、区画整理事業を進めた本郷第一地区や荒川本郷地区等の新市街地への人口の張りつきを優先させるべく、これらの事業の進捗を見きわめたいということもありました。これに対し私は、区画整理事業へ人口を誘導したい気持ちはわかるが、住宅宅地を購入する立場から見れば、値段や環境の面から、既存集落への需要もあるはず。幅広い選択肢を提供するべきではないか。それが、町内においても深刻化する過疎、高齢化の歯どめにもなるのではないかと主張しました。

この主張は、今でも有効だと思います。いや、むしろ、団塊世代の大量リタイアやスローライフ志向などから需要はむしろ拡大しているのかもしれませんが。なのに、受け入れ側の既存集落が維持困難な状況になればなるほど、需要にこたえにくくなります。区域指定の対象となる既存集落の実態を、町はその後どのように把握しているのでしょうか。過疎化の進行、児童数の減少などには、常に目配りをしておかななくてはなりません。これが質問の第2です。

さて、私は人口減時代の阿見町という観点から区域指定の導入を提起しているのですが、実際には上下水道など、公共施設の整備水準が要件としてあって、対象がどの程度のエリアにあるか判断がつきません。5年前の調査ですと、11号、12号、合わせて23地区、548ヘクタールあるということでしたが、その後の追跡調査は行っているのか、対象等に変化があれば教えてください。

そして5年前、この調査と検討を行ったのは、関係各課の職員による調査検討委員会なるものだそうですが、こうした将来のまちづくりの根幹にかかわる協議を、町内の内部組織にのみ、ゆだねるだけでいいのでしょうか。当時から疑問を覚えておりました。今後、このような検討機関を設置する際には、町民参加ということも考えていただけたらと存じます。

以上、御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願ひます。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

それでは、柴原議員の質問にお答えいたします。

区域指定については、先ほど、るる柴原議員のほうも説明はございましたけど、重複するとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

質問にもありましたとおり、市街化調整区域において開発の許可を行う場合の許可基準の1つとして、平成13年5月18日に施行された改正都市計画法で追加された制度であります。この制度は、市街化調整区域における既存集落のうち、一定の基準を満たした土地の区域について、対象となる市町村が区域指定の申し出を県に行い、県が条例により区域を定め、建築物の用途

を制限し、開発を許可するものであります。条例で指定された区域であれば、市街化調整区域であっても、集落の出身等の要件を問うことなく、住宅等の一定の建築物の建築が可能となるものであります。この制度が都市計画法に追加されたことに伴い、県では茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可基準に関する条例を平成14年4月1日に施行しているところであります。

その県条例施行に伴い、町でも区域指定を導入すべき地域の実態把握をする調査を、平成14年度に県の指導のもと行いました。平成18年度に、区域指定導入について柴原議員より質問があった際、当時の調査に基づき、町として、将来の市街地形成を計画的に進めていくため、当面は新市街地としての位置づけがなされている本郷第一地区や荒川本郷地区、阿見吉原地区に優先的に職・住機能を導入し、新市街地の形成を推進するべきであると考え、区域指定導入については今後の状況や社会情勢等を見きわめながら判断していくとの答弁をしております。

現在では、当時の調査時とは大分都市施設の整備状況が変わってきております。本郷第一地区においては、今年度、換地処分を予定しており、荒川本郷地区は平成21年度に主要な都市計画道路が開通いたしました。阿見吉原地区の東工区についても、現在、おおむね基盤整備が整いつつあります。また、近年この区域指定制度の導入を図り、まちづくりを進める市町村が増えてきております。このような状況を踏まえ、ますます多様化する生活スタイルや地域の活性化に向け、区域指定制度の導入については、前向きに検討していきたいと考えております。

続いて、導入の際のガイドラインでございますが、指定に際しては、県の開発行為の許可等の基準に関する条例がございます。県条例によりますと、一体的な日常生活圏を構成し、おおむね50以上の建築物が連坦している地域であり、市街化区域に隣接・近接している集落を対象とするものと、集落のコミュニティ維持を図るため、市街化区域から離れている集落を対象とする場合の2つの区域指定がございます。その2つの区域に対して、宅地率や、道路・排水施設・給水施設の配置状況等について、さらに市街化区域から離れている地区については、町全体及び市街化調整区域等の人口が国勢調査での10年前と比較し、減少していることなど、規則・運用基準が示されております。それらの基準に基づき指定するものとなるため、現在の既存集落の実態調査を行っておらず、今後区域指定するに当たっては、県のガイドラインに基づいた調査をかけた上で再度整理する必要があります。今後区域指定制度を進めるに当たり、最終的には、区域指定を検討する地区の皆さんの御意見を踏まえ、都市計画審議会の諮問を経て判断していきたいと考えております。

今後やはり、少子高齢化の中で、人口減少というのは、これはもうどこの地域でも起こり得ることですね、そういう面で、先ほど柴原議員が言われたとおり、どのような土地を求めているかと。やっぱり求めているものを町が提供できるような状況という、やはり区画整理事業の中

でもいいんだとか、いや、5万ぐらいの土地じゃなけりゃ、とてもうちは建てられないとか、そういう、消費者というか、求めている土地というものはみんな違うわけですね。そういうものをやはり、商品をどのようにして並べていけるかというのは、やっぱり区域指定の中で考えていかなければいけないのかなと、そういう考えを持っております。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） はい、ありがとうございます。

この都市計画法という法律というのは、もう、できて大分、法律自体は古いんですが、私が特に思うのは、不公平感。市街化区域は、当然町並みをそろえるという点では重要なことですが、そうしたら、調整区域に入ってしまった人たちは、インフラ整備もできていない、上下水も入らない。しかし、固定資産税、その他の町税を払っている。その町税が、例えば都市部にある下水道——例えば、予算とか特別会計に町税のほうから、一般会計から下水道会計に、年間7億も突っ込んでいくと。それは、調整区域で恩恵を受けない方の税金もそこにつき込まれている。

確かに、上下水道が完備していれば住みやすいし、すべてにインフラ整備というのはすばらしいことだと思うんですが、しかし、片や調整区域の方は土地を売りにたくても売れない。例えば病気になって、入院費を払いたい、土地を売って払いたいと言うけども払えない。例えば、農機具を買って、農業を大きくしたいつつても、農地が売れないから農機具が買えない。すごい、都市計画法上の不公平感があるわけです。それだけではありませんけど、それを是正するためにも、この区域指定制度というのは導入されたんじゃないかと、私は思っております。

よく言いますけど、この前、ブータン国王が参りました。そして、ブータンでは、国民総幸福度というものがあるそうです。阿見町も、市街化調整区域に住んでいる方の不公平感をなくし、全町民が幸福だなという感じにするためには、早いうちに区域指定を取り入れて、過疎化を防ぐための手段としていただきたいと思う次第であります。

今の御答弁では、前向きに考えるということでもあります。その前向きに考えるという意味の中で、今後のスケジュール等がありましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。都市整備部長横田充新君。

○都市整備部長（横田充新君） はい、お答えいたします。町長の答弁にもありましたように、この11号、それから12号区域については、いろいろな基準がございます。その後の18年ですか、1度一般質問があったようですが、その後、詳しい調査はしておりません。そういう中で、実際に県に申請するようになりますと、かなり詳細な調査が必要になってきます。そういう中で、来年度、平成24年度には、この対象になり得る地区を、まず町のほうでピックアップしたいと考えております。そういう中で、それと、そういう調査の委託の見積もり等、調整しまして、そ

の後、当然調査費の見積もりについては、財政当局と調整する部分もございますが、それは25年度以降の早い時期に、県のほうに、この調査を経て、先ほどありましたように、区の意見、それから都市計画審議会等の諮問を経まして、県のほうに申請していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 8番柴原成一君。

○8番（柴原成一君） はい、ありがとうございます。

具体的に動き出すというスケジュールを聞きまして、私も安心しております。

土地の需要と供給というのは、一番だれが知っているかという不動産業者であります。不動産業者が、例えば土地を売りたい、どうしましょうと相談を受けます。でもこの、調整区域だし、家建たないし、1反分50万だよ、1反分30万だよとかと、そういう世界に今なっております。ただ、可能性があれば、そういうところも売れるわけですけども、その需要と供給のバランスを知っている不動産屋さんの意見も聞いていただきたいと、今言った町民参加という点では、不動産業者さんからの意見も、情報として聞いていただきたいというふうに思います。

都市計画審議会という会がありまして、私も委員になっておりますけれども、今後ともそういう審議会の中で区域指定の話何かにつけ話題にしたいと思います。

結論としましては、町長より前向きな答弁をお聞きできましたので、さらなる進捗のスピード化を図っていただきたく、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで、8番柴原成一君の質問を終わります。

次に、17番諏訪原実君の一般質問を行います。

17番諏訪原実君の質問を許します。登壇願います。

〔17番諏訪原実君登壇〕

○17番（諏訪原実君） 私は、通告に従いまして、霞ヶ浦大橋について質問をさせていただきます。

今回の霞ヶ浦大橋は、あくまでも仮称でございます。実際に橋が完成する暁には、県民に親しまれるすばらしい名称をつけていただきたいと思っております。私はこれまでも、圏央道インターからのアクセス道路や霞ヶ浦の大橋について質問をしてまいりました。最初に質問したのは平成3年第1回定例会のときであり、架橋建設の必要性などを申し上げ、当時の松島町長からは、県に積極的に要望していきたいとの答弁をいただきました。あれから20年の年月が流れ、その後も何度か同僚議員による質問などもありましたが、霞ヶ浦大橋についてはなかなか具体化しなかったというのが現状であります。

御案内のとおり、茨城県におきましては、圏央道のほか、東関東自動車道水戸線、北関東自

動車道など、道路交通網の整備が着実に進行しております。さらには、平成22年3月に茨城空港が開港したことによりまして、県道を南北に結ぶ総合的な交通体系の整備が極めて重要なものとなっております。

このような中、霞ヶ浦の2つの入り江に橋をかけ、茨城空港を経て、幹線道路を整備しようというのが霞ヶ浦二橋構想であり、平成8年には、関係する11市町村によりまして、霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟が設立され、県知事や県議会議長を初め、関係機関への要望活動などを展開しております。期成同盟のメンバーは、各市町村長、各市町村議会の議長となっており、私も議長時代に会議等に参加させていただきました。

しかし、既に圏央道の町内区間はすべて開通し、アクセス道路も着々と整備が進んでおります。そして、このほど、県道竜ヶ崎阿見線が、阿見東インターから国道125号線バイパスにクロスし、島津地区まで到達する運びとなりました。現在、年度内の完成を目指し、工事も順調に進捗しているところであります。ここに至るまでの地権者の皆様方の御協力と、そして工事関係者の方々の苦勞に対し、深く感謝をする次第であります。

この竜ヶ崎阿見線の開通によりまして、圏央道からのアクセスは利便性の高いものとなりましたが、このアクセスを架橋建設によってさらに北に延伸し、茨城空港と直結することで、観光資源としての活用、あるいは物流の活性化、経済・文化活動の発展が期待できると思います。

なお、南平台という優良団地の圏央道インター、あるいは東部工業団地のアクセスが直結することで、商業・工業・住宅団地という、職・住一体型のまちづくりにもなることが期待されております。私は、南平台地区を阿見町発展の核として、大いに位置づけるべきものと考えております。

また、平成18年には、利根町と千葉県栄町との間の利根川には若草大橋が完成しております。霞ヶ浦に大橋ができれば、千葉県側から真っすぐ北上して茨城空港にアクセスすることも可能になります。

なお、霞ヶ浦二橋の建設では、当初の構想では橋梁だけでも750億円とされてきました。しかし、横浜ベイブリッジが平成元年に完成したことを皮切りに、その後も国内では大規模な架橋建設が進み、さらに欧米を中心とした技術革新によりまして、土木工学は飛躍的に発展を続けております。低コストで環境にも優しい架橋建設は十分に可能であると思います。

先ほど申し上げました期成同盟会という組織もありますが、やはりこの橋が完成することによる効果は、我が阿見町が一番大きな恩恵を受けるものと思っております。そのため、今回私は、霞ヶ浦二橋のうち、特に阿見町からかすみがうら市にかけての大きな橋の実現に向けて質問をさせていただいた次第であります。

今年には東日本大震災、さらには放射能問題など、暗い話ばかりではありますが、しかし、霞ヶ

浦大橋の建設によりまして、地域の発展や経済効果につながり、そして新たな観光スポットとして、町民が夢と希望を与えることができるものと私は確信しております。竜ヶ崎阿見線の開通に合わせ、今こそ大橋の建設について、県に対し力強く要望すべきときではないかと思いません。

町長のお考えをお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 諏訪原議員の質問にお答えいたします。

その前に、竜ヶ崎阿見線ということで、今日ですね、12月27日、今年度どころじゃなくて、今年中に、27日に開通式をするという、竜土のほうから連絡がございました。非常にいい、早期でよかったなど、そう思っております。

議員御質問の霞ヶ浦大橋は、民間共用化が進められていた百里飛行場から、小川・美野里台地を経て、玉里・霞ヶ浦地域へ、さらには稲敷台地への圏央道や、千葉茨城道路へのアクセス道路への整備の一環として、霞ヶ浦の高浜入りと土浦入りに橋をかけようとする計画と思えます。この2つの橋の建設に当たりましては、平成3年に霞ヶ浦二橋建設促進準備会が結成され、平成5年には、霞ヶ浦二橋建設促進協議会として発足、平成8年には当町も含めた——合併していなかったのが17市町村、現在は11市町村により、霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟が組織されました。この同盟は、霞ヶ浦を横断する二橋建設の早期実現を図り、関連する主要道路等の整備を促進することにより、関係地域の発展を図ることを目的としており、現在も架橋に関する調査研究や整備所管であります茨城県等への陳情活動を行っております。

当町では、圏央道が開通し、本年度末には県道竜ヶ崎阿見線の追原・南平台区間が開通することに伴い——これは先ほども言ったとおり、12月27日に開通するというので、非常に喜ばしいことです——圏央道阿見東インターチェンジから霞ヶ浦湖岸までの道路アクセスが完成することになります。さらに霞ヶ浦湖岸から、架橋により道路が延伸されることになれば、議員御指摘のとおり、物流・経済・観光・文化等の面から、地域の発展につながるものと考えております。今後も、霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟の構成市町村と連携しながら、茨城県に対し積極的な要望活動を実施してまいりたい、そう考えております。特に、霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟は、来年度から阿見町が会長という大役をいただきます。そして、かすみがうら市長とも、私の2年先輩の宮嶋市長とも話しているんですけど、宮嶋市長がちょうど町長さんになったときに、この問題が出たと。これをやはり積極的に進めていこうという話をしております。本当に、圏央道もですね、有料道路方式ということで、必ずできるという状況になってますんで、

これはもう是が非でもやり遂げなければいけない。

特に、この地図を見ましても、やはり町にとってどれだメリットがあるかというのがよくわかると思います。茨城県が残された道路行政の中での最後の大きなプロジェクトになると。そういう意味では、やはり阿見町が積極的に推進していかなければならない。特に今現在、葉梨衛県会議員は自民党の幹事長であります。そういう意味でも、やはり積極的にですね、一緒になってこの問題を、やっぱりやっていかなければいけないのかなと、そう思っております。

是が非でも、調査費等をつけていただけるような運動を、来年度、積極的に推進していくつもりでありますので、諏訪原議員におかれましてもですね、本当にそういう思いでね、一緒にやっていただけたらと。ライフワークにしていきたい。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 17番諏訪原実君。

○17番（諏訪原実君） はい。いい答弁をいただきました。積極的、積極的という何回も、やる気十分という町長の誠意が見受けられます。

この霞ヶ浦大橋は、以前から島津地区が起点として、これはもう最有力視して、これはもう間違いないと私は確信しておりますけれども、今言われたように、阿見竜ヶ崎線が開通ということですね、絶好の条件が整ったと思います。阿見圏央道の東インターチェンジ、それからアウトレットの繁栄、それから東部工業団地の大手企業の雪印の進出と、そしてまた、構想実現に向けて今頑張っております道の駅ですね。本当に最高の条件が整ったと。そういうことで、これが、今、町長も放射能問題ですね、東日本大震災の復興ということもね、そういう最優先課題がありますけどもね、今さっき何回も言われましたけども、霞ヶ浦二橋建設期成同盟という、連綿と続いておりますけれども、宮嶋市長との仲もね、緊密な仲ということで、非常に運動しやすい条件ね。そういうことで、これからも町長が積極果敢にね、運動を展開していただけるよう、私は期待をし、希望をして質問を終わりたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） これで、17番諏訪原実君の質問を終わります。

次に、9番浅野栄子君の一般質問を行います。

9番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔9番浅野栄子君登壇〕

○9番（浅野栄子君） 皆様おはようございます。通告に従いまして、地域活性を図る公共交通の現状と課題についてを質問させていただきます。

自動車社会の推進、そして少子高齢化の進行で、鉄道やバスといった公共交通を取り巻く状況は厳しくなり、採算がない理由で、廃線・減便などで交通利便性の低下が生活に直接影響を

及ぼす結果を招きました。これによって、交通弱者と言われる高齢者や障がい者、児童生徒等の移動手段がなくなり、大変不便な生活を強いられる状態となりました。移動手段の確保は、快適な生活環境には必要不可欠の前提条件であります。このような状態から、町は福祉巡回バスを運行しました。しかし、利便性が悪く、利用者も少なく、問題視されていました。

今年2月、ようやく公共交通システムが導入されました。近隣の市町村では、既に導入されて運行しておりましたので、よりよい方法での運行であると思われませんが、デマンドタクシー型が導入されました。特に公共交通バスでは補えない、高齢者・障がい者・要介護者の皆さんにとって、使い勝手のよい、戸口から戸口へ、つまり、door to doorが売りのようです。

そしてまた、大変よいアイデアであると思われますのは、やはり名称を募集したところだと思います。阿見の「あみ」、走り回る・動き回るの「まる」から、「あみまるくん」。多くの人に親しまれ、阿見町の中を走り回るように願って名前を考えたそうです。ぜひ町民の足となり、交通弱者のみならず、外出を支える交通手段として、みんなのために活動して、みんなの笑顔を増やしてほしいと思います。外部との交流を図り、生き生きと社会生活を送るためには、交通手段の確保はまず前提条件でありますから。

さて、この「あみまるくん」が活動を始めて10カ月が過ぎようとしています。より高い利便性、満足度を追求していく中で、見えてくる課題や問題があるようです。それらの現状についてお伺いしたいと思います。

まず1つ目に、「あみまるくん」に乗車するためには、登録が必要だそうですが、この登録者数は現在何人ぐらいで、どのような年齢層なのでしょうか。

2つ目。これまでどのぐらいの利用があったのか、利用状況の現状はどうなっているのでしょうか。

3つ目。町民の声、利用者の感想や改善してほしい点などの情報の把握はどのようにしているのでしょうか。

4つ目。公共交通についてアンケートを実施したそうですが、どのような方に、どのような方法で選び、いつ実施したのでしょうか。そして、その回答から、どのような課題が見えてきたのでしょうか。その対策、改善をどのように図ったのでしょうか。

5つ目。県内の乗り合いバスで、高齢者が乗りおりしやすいノンステップバスの導入が進んでいて、県内の導入率は2002年、平成14年では、1.5%、16台にすぎなかったのが、2009年、平成21年度は、11.47%、116台と大幅に伸びたそうです。バス利用が減少傾向の中で、バス会社は主な利用客の高齢者へのサービス拡充のため、目玉としてノンステップバスを積極的に導入しているようです。関東鉄道も乗り合いバス335台のうち、ノンステップバスは2割強の76台。茨城交通は、全路線の約270台のうち、ノンステップは9台で、今後も導入を進めていく

そうです。また、ノンステップのほか、階段が1段の、低床であるワンステップバスを導入し、高齢者や障がい者の利用を促しているそうです。自治体では、つくば市の小型のデマンドバスは、ノンステップバス2台、日立市もノンステップ車。坂東市、笠間市、土浦、石岡でも、車いす対応の車両を走らせています。土浦市は「キララちゃん」でノンステップバスを1台新たに導入。この型は、ジャンボタクシーとの切りかえで導入し、高齢者や車いす利用者が快適に乗りおりができると喜ばれているそうです。

このことから、バリアフリー化を図る、高齢者や障がい者のためのノンステップ車について、阿見町はどのようなお考えをお持ちになっているのでしょうか。阿見町の公共交通事業の考え方として、路線バスの拡充、地区内短距離交通への確保、コミュニティバスの運行、公共交通空白地帯の解消、デマンドタクシーの運行、企業バスの共同運行など、今後の方向性をイメージ化していると言いますが、どのように進展しているのでしょうか。

6つ目。今や地域連携・広域連携の拡大が、いろいろな分野で行われています。消防、警察、医療、そのほかにもあると思いますが、この公共交通にもネットワーク化が必要ではないでしょうか。土浦の「キララちゃん」との接点の持てる場所があれば、「あみまるくん」から「キララちゃん」への乗りかえをし、土浦へ移動することもできるし、また、荒川沖駅へ行くにも、阿見町の町の町界線でおろさせられることもなく、移動できるわけであります。利便性の向上を図るためにも、地域公共交通連携計画の策定を推進し、せめて荒川沖駅までの延長を図れないのか。その辺の連携計画策定の現状はどのような状況なのでしょうか。

また、町民の声としては、1点、土日に移動したいが、土日が運行しないので、できればしてほしい。2点目、うしくあみ斎場の通夜の場合、行くときは行けるが、帰りの移動ができず、大変困っていると聞きますが、葬儀についての特別な設定はできないのでしょうか。3点目、年金者にとって、片道400円、往復800円では、気軽に利用できません。400円では高いと思いますが、安くならないのでしょうか。4点目、障がい者も乗れるようにしてほしい。車いすでも利用できるよう、ノンステップのような車両があるとうれしい。5点目、時間帯を長くしてほしい。6点目、荒川の駅までは行ってほしい、などなど、いろいろな声があります。アンケートを実施した中にも記述されていると思いますが、町民、高齢者や障がい者の外出を支える交通手段として、低料金でより利便性の高いデマンドタクシーとなっただけですよう、要望を込めて質問させていただきます。

御回答よろしくお願いたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 浅野議員の「地域活性を図る公共交通の現状と課題を問う」についてお答えいたします。

町では、平成20年度に阿見町地域公共交通活性化協議会を設立し、町内の公共交通の総合的な改善を図るため、様々な検討を行いながら、平成21年度に具体的な事業を実行していくための指針となる阿見町公共交通総合連携計画を策定いたしました。この中で、優先的に実施する事業として、高齢者を初めとした、車を持たない方々の買物や通院などの町内での移動手段を確保するため、平成23年2月から、町内全域をカバーするデマンドタクシー「あみまるくん」の運行を開始したところであります。

「あみまるくん」の利用については、町内にお住まいの方が対象で、事前に登録申請をしていただき、利用したいときに予約をしていただく公共交通となります。利用できる方は原則1人で乗降が可能な方ですが、1人で乗降できない方は付添人が同伴する場合は利用が可能になります。おかげさまをもちまして、利用者の方々には御好評をいただいております、利用者数も順調に増えてきております。

1点目の登録者の状況ですが、11月末現在、1,191名の登録がありました。内訳としましては、80歳代以上が25.3%、70歳代が36.5%、60歳代が17.3%であり、60歳以上の登録者が全体の79%を占めております。また、身体障害者手帳、療育手帳などを交付されている方や、要介護・要支援の認定を受けている方の登録状況は237名で、全体の19.9%となっております。

2点目の利用状況ですが、運行を開始した当初は、運行車両2台で、1日当たりの利用者数が19.4人でありましたが、最も利用の多かった10月には44.3人で、利用者数も順調に増えてきております。また、年齢別の利用状況は、60歳代以上の利用が全体の約80%を占めており、特に利用が多いのは70歳代で約40%となっております。

3点目の町民の声の情報把握であります。昨年度に、33地区の単位シルバークラブ会長で構成するデマンド交通利用者専門部会を設置して、意見交換会を開催するとともに、シルバークラブ10団体に対しまして、説明会を実施しました。また、デマンド交通利用者専門部会の御協力のもとに、運行前アンケート調査として、主にデマンドタクシー導入に対する意識調査を実施しました。さらに、今年度につきましても、デマンド交通利用者専門部会での意見交換会を実施するとともに、運行後アンケート調査として、10～11月にかけて登録者を対象に実施するなど、随時、町民の声の情報把握に努めております。

4点目のアンケート調査における課題と対策・改善についてであります。主な調査内容としては、利用料金やよく利用する施設、時間帯、所要時間、利便性、荒川沖駅付近への乗り入れ等について伺いました。アンケートの調査は、現在、詳細な集計・分析を行っているところでありますが、この中で特に、希望する時間帯に予約がとれないことや、荒川沖駅への乗り入れ

などについての御意見が多く見受けられました。今後、利用者も増えてきていることから、運行事業者や関係機関等と協議調整の上、平成24年度に運行車両を増車し、少しでも多くの方に利用してもらえるよう取り組んでいきたいと考えております。また、荒川沖駅付近への乗り入れについては、町外であるため、路線バス事業者、タクシー事業者等との調整が必要になりますので、土浦市や関係交通事業者等と協議調整を行いながら、できるだけ早い時期に実現できるように努力していきたいと考えております。そのほか、運行の曜日や時間帯、利用料金等についての意見も含め、阿見町地域公共交通活性化協議会での検討を行い、改善を図りながら、利便性の向上に努めてまいりたいと思います。

5点目の、バリアフリー化を図ることについてですが、「あみまるくん」は、高齢者や障がい者、さらには介護の認定を受けている方の利用も多く、そうした交通弱者の方々スムーズに乗降できるよう、低床ステップを装備しております。ただし、ノンステップ対応の車両ではないため、車いす等の方が1人で乗降することは困難ではありますが、付添人の方が介助・同乗できる場合は、「あみまるくん」を利用することは可能であると考えております。

6点目の公共交通のネットワーク化についてですが、公共交通は町内のみの整備ではなく、近隣市町村との連携が重要であり、JR鉄道駅までのネットワーク化は重要な課題であると認識しております。当町におきましても、デマンドタクシーの運行と既存路線バスとの連携を図っていくため、引き続き阿見町地域公共交通活性化協議会において検討させていただきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） はい。2月から始まって、徐々に利用者数が多くなっていくというのは、大変喜ばしいことでございます。また、利用者が大変うれしいと、便利になったと、それもいいことだと思います。

しかしながらですね、現在登録者数が1,191人とおっしゃいましたけれども、この阿見町の65歳以上の高齢者人口は9,845人。そしてまた、0歳から14歳の年少人口が6,314人。とすると、こちらで1万6,159人いるということですね。交通弱者になっている65歳以上の高齢者が9,845人もいるという中で、1,191人の登録者数は、大変まだまだ少ないような気がいたしますけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えをいたします。デマンドタクシーの利用につきましては、まず登録していただくということで、希望される方が登録をしていただくということでございます。

それで、浅野議員のお話で、高齢者の方と0歳から14歳の方で1万5,000人ぐらいがいるけ

ども、登録者数が少ないというなお話でございますけども、あくまでこのデマンドタクシーの必要性を感じておられる方が登録していただいているというふうに思っておりますので、その他の方、まだ登録されていない方もいらっしゃるかもしれませんが、例えば、60歳以上でも車をお持ちで、現役でばんばんまだ自分で活動されてる方もいらっしゃるでしょうし、また、14歳以下の方では、学校の通学にはバス路線が確保されていて通学できると。今の状況の中で、必要のない方は当然登録されませんので、そういったことでこの数字になっているというふうに考えております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 先ほど、シルバークラブへですね、説明会をしたと、そのようなお話がありましたけれども、シルバークラブの会にですね、いつ説明会があつて、説明会の後と前の登録者数はどのように変化したのか、お願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。事前にですね、シルバークラブの方々と意見交換会をしたということで、これは、今年の2月からデマンドタクシーを開始しましたけれども、それ以前に意見をいただくということで実施をしております、22年の8月下旬にですね、行っております。10団体に説明会をしたということでございます。

それで、したときと、その以前と以後の利用状況ですか、そこまでは把握しておりません。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 私、なぜ、何人かというのをしつこく聞きますかというのですね、より多くの町民の利用を促すため、そしてですね、私は自分の地域でも、86戸あつて、たくさん高齢者がおります。1人で遠くに行くことができない方もいらっしゃるんですが、登録している人は5人しかいなんですね。やはり、それを話をすると、「え、そんなのあるのか」と、そのようにおっしゃる高齢者の方もおります。ですから、やはり、もっと広く啓発をしてほしいと思います。その啓発についてはいかがでしょうか。もっと広く皆さんにお知らせしていただきたいということですが、いかがですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。現在ですね、運行しているところで、そのアンケートの調査も、これは利用されている方に実施しているんですけども、そういった調査も行っておりますし、この後ですね、やはり意見交換会も、この活性化協議会で予定をしております。そういったことを含めて、広報を主体としたPR、それからいろんなあらゆる機会ですね、イベントもございますし、いろんな地区の集まりもあると思いますけども、そういったものを利用して、啓発、PRをやっていきたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） はい、ありがとうございます。やはり、啓発、PRは、毎月ですね、広報でもお願いしたいと思います。

それから、今、アンケートというのがありましたけれども、アンケートの結果はいつごろ出るのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。このアンケートは、今年10月の下旬から11月の初めにかけて実施したものでございます。1,000名を超える登録者、7月末現在の登録者ですけれども、の中から抽出をいたしまして、約400名——40%の方に実施をしているということでございます。

それで、このアンケートの集計、分析はですね、連携協定を結んでおります茨城大学の先生にお願いをしております。まだ集計中と。ちょっと先生はお忙しいということで、今集計中ですので、なるべく早くですね、集計をしていただいて、結果を明らかにしていただいて、またそれに対応することをこちらでも検討していきたいというふうに考えております。

○9番（浅野栄子君） はい、ありがとうございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） はい。それでは、料金についてちょっとお尋ねします。

400円という料金は高いのかどうかというので、1つニュースがありました。那珂市なんですけれども、那珂市の有料コミュニティバス「ひまわりバス」というのが、利用者数が5,000人も減少しました。このコミュニティバス導入前は無料だったそうです。無料で福祉循環バスというような感じで、無料だったそうです。ところが、その利用していた数は2万2,938人。ところが、100円の有料コミュニティバスになってからの利用客が、1万7,472人ということで、5,464人、たった「100円を取りますよ」ということで、大幅に減少したと。そのような原因ですね、100円の有料化で23.8%減少したと。このことについても、400円というのですね、もう一度考えていただきたい。国民年金で暮らしている高齢者の方にとっては、400円というのが高いのではないかと思われそうですが、この点は改善の余地はあるのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。

まず、今御紹介いただきました那珂市のコミュニティバスですけれども、これは今阿見町で運行しておりますデマンドタクシーとはまた形態が違っていて、決まった場所に決まった時間に運行すると。バス停に運行して、決まった時間に運行するというようなことで、このデマンドタクシーは原則door to doorと。お宅まで、自宅までもお迎えに行くというようなことで、そ

ういった性質、経費のかけ方の違いもありまして、コミュニティバスのほうが、一般的には安いというようなことかと思えます。

で、阿見町の400円が高いかどうかということなんですけども、まず、1人の方が週にしてどのくらい利用するのかということで、正確な数字——調査ではないんですけども、多くて1人の方が2回だろうと。往復ですけども、2回だろうということでございます。年金の方、生活者の方、収入が少なくて大変かと思えますけども、多くて2回、普通、一番多い利用の方は病院ですけども、病院の利用の方は1回でしょうということで、そのくらいの範囲では、十分この400円でも大丈夫じゃないかというふうに考えています。

それと、このデマンドタクシーが始まりますと、経費が高くなったからすぐやめるというわけにはいかないと思います。継続して、長期的なサービスをしていかなければいけないと。それで、さまざまは改善をしていきますと、やはり町からの税負担も増えていくというようなことを考えますと、応分の負担はいただきたいというふうに思います。

さらに、今の分析の中で、利用されてる方は60歳以上の方が8割だということで分析の数字が出ております。ですので、60歳以下の方はほとんど利用しないということかと思えます。

それで、町の税金の話になってしまいますけど、税の負担をされている方は、やはり60歳までの働いている方かと思えます。そういった方の交通の手段はですね、個人でやはりお金を出して交通手段を得ていると。例えば自分で車を買って、ガソリンを払いながら交通手段として利用していると。かなりの負担をしているわけです。そういった方がさらにこのデマンドタクシーのために税金も負担しているというようなことを考えますと、決して400円では高くはないというふうに考えています。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） わかりました。それではですね、乗車をするときには1人では乗れない方のために、1人付き添いがつきますね。その付き添いの方は、その方のためにボランティアで付き添っていらっしゃる。その方の200円というのはいかがなものでしょうか。無料にはありませんか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） 付き添いの方もですね、いろんな付き添いの方、ボランティアなのか家族の方が一緒にどこか出かけられるのか、そういった分析はまだわかりませんが、付き添いの方も乗られるということで、1つの席を使用してしまいますので、付き添いの必要な方が一般の人の半額の200円。で、付き添いの方も200円というふうに、活性化協議会の中でも決定しておりますので、これで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） それでは、そのデマンドタクシーに介護を必要とする方と言いましたけども、その乗れる範囲ですね。例えば、手帳とかがあって書いてはありますが、要介護度からいけば、1度、2度、3度ありますが、大体要介護何度まで、要介護5と言われても、乗りたいという人は乗れるのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。半額の方で要介護者・要支援者というように一定の決まりはございますけども、介助者がいらっしゃって乗れる場合は、その介護度のランクに関係なく利用できます。介助者がいて、介助者と一緒に乗れる方なら結構ですということですよ。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） はい。では、次に時間なんですけれども、大変時間が短いと。8時から4時までということでしたよね。それは、時間は少し延長はできないのでしょうか。

特にですね、時間延長とともにですね、土日の運行ですね。これはいかがでしょうか。例えばですね、もう土日は休みだからと、それでもう一概に終わりと、やりませんと、そのようにおっしゃれば、もうそれ以上先には進みませんね。でも、この阿見町の庁舎もですね、前はですね、土日は休みですということですずっとお休みしていましたが、やはり町民の声を聞いて、日曜日に開庁しましたよね。そのように、町のそういう意見や体制によって、やはり頭を柔軟に変えていかなければならないのではないかと思います。

で、そこで、土日の運行と、それから時間の延長と、2つをお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えします。今利用者の方の状況の分析をしておりますけれども、まずは、利用されている方が8割が60歳以上だということ。それと、利用される場所ですね。場所で一番多いのが病院だと。かなり病院はいろいろな病院を利用されている方がいます。まほろばも含めるとかなりいらっしゃいます。そういったことで、まず土日の利用はかなり少ないだろうというふうに考えております。これからいろんな要望を伺って、さらに分析しなければいけませんけども、そういった高齢の方、さらに利用が病院だということから考えますと、かなりの経費を投入して、土日まで運行するのは、2月から始まったばかりですから、まだ尚早ではないかというふうに考えます。

それと、同じように、帰りの時間ですけども、時間帯は、利用者の数の時間帯分析をしておりますけども、一番多いのがやっぱり、一番ですから、多い帯が朝の9時から10時、11時。それで、帰る時間だと思うんですけども、多いのが午後2時、3時ということ、60歳以上——何回も言いますが8割の方が利用されているということで、遅くなって、余り高齢の方は活

動しないで、早く帰ってふろに入って寝るというようなことかと思えますけど、そうでない方もいらっしゃるかと思えますけども、そういったことを考えますと、この時間帯が一番多いということで、今のところは延長は考えておりません。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） そのような規則正しい生活ももちろんいいんですけども、病院ではなくですね、例えばうしくあみ斎場のお通夜なんてゆうようなときですね。行くときにはそれを使うんですけど、帰りたいのに困ると、そういう意見があるんですが、その斎場に対しての配慮はできるのかどうか。それをお願いします。

それから、土日の運行なんですけど、牛久は毎日運行してるんですね。そして、12月31日から1月3日だけが休みで、あとは毎日運行してるんですね。ですから、こういうのを見ると、やはりですね、考える余地はあるのではないかと思います。

でも、近い将来、そちらに向けて働きかけるというお考えはおありなのでしょう。うしくあみ斎場と土日の運行について、再度お願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） まず斎場のほうなんですけども、まずはですね、斎場に行く回数ですね。果たしてどのぐらいあるのかということを考えますと、私は結構つき合いが多いので、皆さんも多いかと思えますけど、行かれる方も回数が多いかと思えますけども、この利用されている方がですね、こういった年齢の方が、果たしてどのぐらい利用するのかということを考えますと、斎場に行かれる時間は、今の運行の時間に、お通夜でも、その時間に入れば、利用させていただいて結構なんですけども、帰る時間が例えば7時とか8時になった場合、その数少ない方のために、そこまで経費をかけてですね、運行するのはいかがなものかということで、これはまだ、私の段階ではちょっと、そこまでのサービスの拡大は、今のところ考えられないというように思います。

それと、土日の運行ですけども、先ほどお答えしましたとおり、利用者が少ないのではないかというふうに考えてますので、これも交通活性化協議会の中でいろいろ検討していただければ、まだ結論は出ませんが、今のところは、現状の平日だけの運行だということでございます。

で、牛久市の場合は、コミュニティバスですので、またこれは運行の形態、対象の利用者の方、考え方が違うかと思えますので、これはまた、牛久市の考え方で運行されているというふうに思います。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） でも、公共交通という分野にしてみればですね、コミュニティバスで

あろうがデマンド交通であろうが、利便性と満足度を求める根拠は同じだと思うんですね。で、人数が少ないからと、少なくともその人1人は100%なんです。4万7,000の中の1だと、みんなから見ればそうですけれども、その人1人から見ればその人は100%なんです。その人が大変困っていると。公は、多いと少ないと、それを合わせて平均して、公平に、それが公だと思うんですね。少ないからここはやめましょうと、そんなふうに言ったら、公の公平さ、それから、皆さんに同じように平等に配ると、そういうのがなくなってしまうんじゃないかと思うんですね。だからやっぱり、その1人の意見っていうのも、これは少ないからやめようっていうのではなく、考慮する必要があるのではないかと思うんですけれども。1人はみんなのためにみんなは1人のためになって、やっぱり1人の重要さっていうのを、もう少し考えていただきたいと思います。

その点はいかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） サービスと言えば、いくらでもサービスできるという、そういう状況じゃないんじゃないですか。やはりできることを、町がやれることをやっていくっていうことは大事だけど、やはり、これもあれも、これもすべてのサービスをやっていくっていう状況じゃないってことは、もういろんな面でわかってると思うんですよね。十分、公共交通のデマンド交通っていう1つのシステムをつくって、皆さんに、私は喜んでいただいているなと思っております。そういう面では、土日はやはり、これは非常に厳しいっていう答えが出てますし、また、4時までっていうのは、やはりタクシー業者とかそういう人たちのことを考えて、民間のことを考えた中で時間帯をそこにしたわけですから、そこら辺はもう前々からそういう話の中で皆さんには御理解いただいているのかなと、そう思っております。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） おっしゃることは当然だと思いますけれども、やはり町民のですね、利便性と満足度を高めるためにはですね、考慮する必要があるのではないかと思いますので、葬儀場に関してはですね、少し思いをとどめておいていただきたいと思います。

それからもう1つですね。地域の公共交通の連携なんですけれども、前に荒川沖まで行かないという、先ほどもありましたけれども、荒川沖駅が目の前にあって、マクドナルドでおろされると。そこから歩いていくんですね。それを見ると、消防も警察も医療も、みんな広域化しているんですね。そうすると、やはり近隣の市町村との連携、ネットワーク化が必要であると思われま。先ほどネットワークが必要であるというふうに御答弁もなさいましたけれども、そのことについては、これからどのように進めていらっしゃるのでしょうか。お願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君）　まずですね、荒川沖駅への乗り入れですけども、これにつきましては、アンケートの中でも要望が多いということもございます。それと、総合連携計画の中でも、荒川沖駅への交通、バスも含めた交通の強化ということもありますので、今から力を、今協議をやってますけども、これは力を入れて進めていかなければいけないというふうに考えています。で、今、土浦市との協議を行っているところでございます。それで、乗り入れるためには、タクシー業者さん、バス業者さん等々の、やっぱり調整が必要ですので、これはなかなか、数も業者の方は多いので、今から頑張っ調整をしていきたいというふうに思います。

それと、ネットワーク化なんですけども、他市町村とのネットワークももちろん必要ですけども、まずはこの総合連携計画の中では、既存路線バスとの連携というのを優先課題と挙げておりますので、こういった既存バスとの連携を図って、まずは町内の公共交通の充実を図っていくということを優先的に進めていきたいと思っております。

○議長（佐藤幸明君）　9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君）　ありがとうございます。よろしく願いいたします。

先ほどの御答弁の中に、平成24年度に運行車両を1台多くするというお話がありましたけれども、これはどのような車両をいつごろ購入するのでしょうか。

○議長（佐藤幸明君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。企画財政課長湯原幸徳君。

○企画財政課長（湯原幸徳君）　はい、お答えいたします。現状、かなり登録者数、利用者数も増えてきておりますし、予約もできないというようなところも出てきております。で、来年度、運行車両を1台つけるというような考え方でいるんですけども、運行を4月1日からできるか、それとも6月ぐらいか、ちょっと交通活性化協議会とも話をするしかないんですけども、今考えているのは、こういう10人乗りのワゴン車ではなく、既存のタクシー車両を1台増しようというふうには考えております。現状、10人満杯になるというようなことがほとんどないということなので、十分それで対応できるだろうということで考えております。

○議長（佐藤幸明君）　9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君）　今、タクシー車両というお話がありましたが、今までの乗車の中で、車いす、または足が不自由でなかなかそれに乗れないという乗車の方は何人ぐらいいらっしゃったのでしょうか。それが多ければですね、やはり普通のタクシーではなく、ノンステップまたはワンステップの、そういう低床のタクシーが、その多さによってですね、車両の車種を変えということも可能ではないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。企画財政課長湯原幸徳君。

○企画財政課長（湯原幸徳君）　はい、お答えします。障害者の方についてはさつき町長から答弁があったように、低床型のステップで、今2台を進めております。介助者がいれば、その

低床車のステップのほうでも、車いす利用でも、介助者がいれば、折り畳みの車いすがあれば、乗ることは可能だろうというふうなことで、仮にそういった方がいたとしても、そういう人たちは、8人乗りの、現状の2台の中で運行ができるというふうにご考えておりますので、それほどの、そうした障がい者が、人数は把握はしておりませんが、かなり多いというふうな状況ではないので、十分に対応はできるかなというふうにご考えてます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 公共交通サービス水準向上の必要性ということですね、2009年7月の広報あみに掲載された分があります。これは、やはり町民が安全・安心に暮らせる生活環境の確保、町の活性化を支える地域の人々の交流促進、そして子孫の代への負担ともなりかねない地球環境への負担軽減といった、さまざまな影響を考慮して、公共交通の推進もですね、総合的な改善を検討していくことが課題になっていまして、このように、2009年7月の広報あみに掲載されました。公共交通の利便性向上と、新たな公共交通環境の形成を目指しての一文ではありますが、この記事をご証明していただくためにも、地域の人々の交流促進のため、これからも、速やかな改善と課題解決策をしていただきたいと思います。強く要望して、第1問目を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開を午前11時35分といたします。

午前11時27分休憩

午前11時35分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま15番大野孝志君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は18名です。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君、質問を続けてください。

○9番（浅野栄子君） それでは、第2問目、意義ある心に残る成人式典にということで質問させていただきます。

平成23年、広報あみ3月号に、「第63回成人式典が、成人の日を前に町民体育館で開催され、今年488人成人者中319人が出席。久しぶりに友人を見つけ、互いに話し合ったり写真を撮ったりする姿が見られた」。これは、広報あみの表紙は、成人式典の記念写真の一コマで、昨年一昨年と同じような写真と記事内容でありました。

成人式、それは、選挙権を得、大人として責任を負う、人生の記念すべき第一歩となる貴重

な年齢です。テレビ、新聞では、会場での混乱の様子がよく放映されますが、阿見町でも、このごろは目に見える行動をする成人は少なくなりましたが、やはり、多少なりはいるようです。

会場が騒がしいのは、成人者だけが悪者ではないと思います。式典の内容が、来賓のあいさつ、代表の言葉、記念写真撮影では、現代の若者の心を充実感・幸福感では満たせないと思うからです。若者が一番興味を持って聞き、これからの人生の生き方へ勇気を持ってスタートできる指標となるようなものが入った、有意義だったと言える式典が必要なのではないかと思います。ぜひ検討していただきたく、お伺いいたします。

1つ目。自分の成人式には、成人式典委員会を発足し、人数は10人ぐらいだったと思いますが、式典の内容に、全員で歌った記憶もありますし、当日はオイルショック、また生活改善や何かで節約ムードだったので、女性は洋服でしましよと呼びかけ、質素な感じの成人式でしたが、式典の内容に、全員で歌った記憶もありますし、自分たちの成人式という意識もあり、心に残っておりますが、式典についてアンケート調査は行っているのでしょうか。アンケートを実施し、二十の若者の考えを聞いて、どのような式典を望んでいるのかがわかり、今までの若者の悪いイメージは少なくなるのではないかと思います。この点はいかがでしょう。

2つ目。出席率はどのぐらいなのでしょう。

3つ目。各中学校から1名ずつの代表あいさつがありますが、学校代表となると、生徒会長の子になるのではないかと思います。みんな内容が同じような、これまでの感謝、これからのことが、まじめに書かれています。もし選ぶのであれば、農家で家を継いで働いている人、職業を持っている人、学生と、それぞれの考えの発表が、バラエティーあってよいのではないかと思います。この点はどうなのでしょう。

3つ目。障害を持っている方の出席は、ここ数年間見られません。障害を持ってらっしゃる方に対してどのように対処していらっしゃるのでしょうか。

4つ目。短時間になると思われませんが、人生の先輩、歌手、マジックなど、ふだんと違う世界を持つ人のショーなどの企画はどうなのでしょう。

5つ目。町の行事など、すべてとは言いませんが、まい・あみ・まつりなどへの招待などの機会はあるのでしょうか。

6つ目。やはり、阿見へ戻ってきてもらう、そういうためにも、阿見のよさを知ってもらうパンフレットなどを配布したら、ふるさとの阿見の認識、再確認できるのではないかと思います。この点についてはいかがでしょう。

7つ目。広報あみには、成人式典の表紙写真と出席人数、そのときの成人者数のみです。編集ページを拡大してもよいのではないのでしょうか。そして、より多くの成人者の短いインタビューでも載せてはいかがでしょう。

以上7点について、意義ある、そして心に残る成人式にするため、質問いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願ひます。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 意義ある心に残る成人式典についてお答ひいたします。

成人式典は、年度内に成人に達する人々を招き、激励・祝福する行事として、町では、今年度で64回となり、平成24年1月8日、日曜日に実施する予定になっております。

最初の質問の、式典についてアンケート調査は実施しているのかですが、7年前までは毎年調査を行っておりましたが、協力は得られませんでしたので、現在は実施しておりません。議員からご指摘いただきましたアンケート調査については、今の若者の考えを把握する上でも重要なことと思ひますので、今年度は、積極的に協力を呼びかけて実施してまいります。

2点目の、出席者の割合は、ここ10年間の開催でどのくらいの率かというご質問ですが、5年前と10年前についてお答ひします。5年前の平成17年度の成人式典が65%、10年前の平成12年度が63%で、過去10年間をみると60%から70%の間の出席率になっております。

3点目の、各中学校から1名ずつの代表あいさつがあるが、どのような経過があつたのか、また、本当に必要かの質問ですが、昭和55年に朝日中学校、昭和60年に竹来中学校が開校になり、阿見中学校と合わせて三つの中学校ができたことで、各校1名の代表者に抱負を発表していただいているものであります。各中学校にお願ひし、当時の生徒会長を代表者として選んでおります。当時の生徒会長が、20歳を迎え、どのような考えを持ち、どのように生活しているかなどを話していただき、同級生の仲間と思ひを共有することが大切であると考えております。

4点目の、障がい者に対してはどのように対処しているのかとの質問ですが、成人式の通知は健常者と同じく、郵便により差し上げております。また、会場では、担当職員を配置し、車いす等の準備をし、付き添って案内を行っております。

5点目の、人生の先輩・歌手・マジックなど普段と違う世界を持つ人の短いショーの企画はどうかについては、現在のところ式典として行っていることから実施はしておりません。なお、近隣の市町村の成人式を確認しましたところ、1部を式典、2部をアトラクションといった2部形式で実施しているところが多くありました。今後は、新成人による実行委員会等の組織、行政と実行委員会による成人式の運営、2部形式での開催等について、検討してまいります。

6点目の、成人者招待の機会はあるのかのご質問ですが、町が主催する行事に、成人者を特別に招待する仕組みはございませんが、成人のみならず多くの方に、広報やパンフレットを見

て積極的に参加いただいております。

7点目の、阿見町の良さをアピールするパンフを配布したらどうか、ふるさと阿見を再認識、再確認してもらうため、地元に戻ってくるようなアピールをについてですが、商工観光課からは、阿見町消費生活センター「悪質商法から身を守れ！」を、生涯学習課からは、生活習慣改善「健康への7つの戒」を、総務課からは、選挙管理委員会から「選挙について」を、国保年金課からは、「国民健康保険・国民年金について」など、大人として身につけておきたい事についての資料をお渡ししております。今後は、ふるさとの大切さをアピールするパンフレット等もお配りできるよう考えてまいります。

最後に、広報に多くの成人者の一言を掲載するという質問ですが、紙面の関係で成人者全員というわけにはいきませんが、インタビュー等の記事を掲載できるよう進めてまいります。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） 再質問がないような前向きな御回答ありがとうございました。

私も成人になったわけですがけれども、実行委員になりまして、自分たちの手づくりの成人式ということで、みんな一生懸命やってくださったのね。で、先ほど、町でもアンケートをやって、若者の気持ちを聞いてやりましょうというお話がありましたが、アンケートの回収が余りなかったというお話でしたけれども、じゃあ、どのようにアンケートをなさったのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。浅野議員の御質問にお答えいたします。7年前ということで確かではないんですが、当日、町民体育館でしようが、あの中で、項目としては5項目の簡単なものかと思っておりますけれど、そこに置いといて、回収箱を置いたという形になっておるかと思っております。

よろしいでしょうか、以上で。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） その当日ですよ、成人式のとき。やっぱり成人式の当日、筆記用具を持ったりね、書くという時間は余りないのではないかと思うので、もしできれば、その式典の違うときにですね、そういう二十になる方へのアンケートとして配って、若者の意見を聞くというのはいかがでしょうか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 先ほど教育長が答弁いたしましたけれども、平成23年度の成人式でございますが、来年1月8日に実施するわけございまして、その段階では、これは変な話ですけど、教育長は書くまで出さなっちゃう、そういうことは無理かとも思うんですが、今年

に限っては、まことに申しわけないんですが、担当者を配置して、同じような形で皆さんに積極的に協力を求めていくちゅう形で進めたいと思います。さらに今度は24年度ちゅうことは、25年の1月になろうかと思いますが、今御提案のアンケートを別な日につちゅう部分については、手づくりの成人式をみずから新成人に企画・運営してもらおうということもありますので、それについては24年度の成人式から、そういう形で検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） その出席率ですが、この10年間、60%から70%と。これ選挙のときに60%、70%ってすごい率ですよ。でも、出席率が多いから企画がすばらしいというのではなく、若者たちはその後に同窓会というものを企画しているんですね。ですから、友達同士同窓会に会うために集まっているという、そういう意識もございますので、出席率がいいからと、そのように思うだけではなく、やはり工夫をしていただきたいなと思います。

それから、今年度ですね、書くまで出ないっていうのは、それはちょっと大変じゃないかと思うんですけども、やはり落ちついて書けるような、そういう時間のほうがよろしいのではないかと思います。

それから、先ほど3つの中学校から、生徒会長が選ばれてというお話がありましたけれども、やはり生徒会長だけではなく、先ほど言ったように、職業的にですね、後継いで、農家でこんなふうに頑張ってるよ、それから、こんな職業についてこんなふうに頑張ってるよとか、それから、僕は学生でこうだよっていう、いろんな方の意見があってもいいのではないかなとは思いますが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。浅野議員の御質問にお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれども、成人を迎える人が率先して自分たちの成人式をつくっていくことが、当然必要だと思っております。当然先ほど教育長が答弁したように、実行委員会をつくっていきますので、今うちらほうとしては、中学校3中学校ありまして、その中でやっぱり実行委員会が集まってきていただいて、その中でいろんな創意を工夫をしながら、浅野議員がおっしゃられる手づくりの成人式を目指して努力したいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 9番浅野栄子君。

○9番（浅野栄子君） ありがとうございます。やはり、選挙権を得、大人への第一歩ということですので、意義のある心に残る成人式を開いていただきたいと強くお願いいたします。

2問目の質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（佐藤幸明君） これで9番浅野栄子君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午後1時からといたします。

午前11時54分休憩

午後 1時00分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま16番榎田豊君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

次に、12番吉田憲市君の一般質問を行います。

12番吉田憲市君の質問を許します。登壇願います。

〔12番吉田憲市君登壇〕

○12番（吉田憲市君） 私は、通告に従い、次の1点について質問をいたします。大室ストックヤード跡地の現状と今後の計画についてであります。

当地の経緯を振り返ってみますと、平成8年に、茨城県環境センター誘致に始まり、まず第1回目にここで地権者の同意・了承を得ています。平成10年に環境センターを取り込んだ、霞ヶ浦湖岸公園構想が策定され、そのDゾーンの中に、環境センターとストックヤードが位置しております。これがそうなのですが、この位置ですね。同年7月に環境センターの誘致が失敗をいたしまして、今これご覧になったDゾーンのですね、計画がなくなりました。

平成11年に跡地利用計画等の説明をし、第2回目の地権者の同意・了承を得ておりますが、公園整備計画による盛土を計画したところ、平成14年に、農地法の規定により、暫定利用による町の耕作を目的とする転用が不可能であることが判明し、急遽公園計画もなくなりました。

そこで第3回目、地権者の農地返還の説明をし、同意・了承を得ています。特に霞ヶ浦湖岸公園構想Dゾーンの実現に向けては、地権者28名の皆さんは大いに期待をし、その反面失望感も大きかったことと思います。

その後、平成15年に、転作事業とあわせ、町がフラワーコリドール事業を委託いたしました。しかし、平成16年、発芽が少なく、これも失敗に終わっております。景観作物としては、現在は菜の花のみであります。

平成21年、地権者総会を開催し、当分の間現事業の実施で行くとの説明に対し、第4回目の地権者説明会の中で、地権者はやむなく同意・了承しております。

振り返ってみますと、平成8年から現在まで、計画が二転三転と変更され、そのたびに地権

者の方々は、今後の当地の行く末に心配を募らせてきました。現在の社会経済状況の中では、大変厳しいことかと思いますが、この当地に対して、現実味を帯びた具体的な事業計画を立てるか、または土地の返還に当たって、町の責任において土地を確定していく必要があるかと思いますが、何よりも地権者の方々には最初の計画から協力をいただいております。一日も早い解決が必要かと思いますが、いかがお考えでしょうか。質問いたします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 吉田議員の質問にお答えいたします。

るる説明等も吉田議員のほうがしていただいたんで重複すると思いますが、よろしく願いいたします。

大室ストックヤードは、議員御承知のとおり、霞ヶ浦の浚渫土のストックヤードとして旧建設省が借用していた大室地内の約7ヘクタールの土地であります。当該土地につきましては、平成8年に地権者と土地利用協議を行い、茨城県環境科学センターを誘致すべく、平成10年に策定した霞ヶ浦湖岸公園構想に位置づけ、誘致活動を行いましたが、結果的に誘致ができませんでした。その後、町が公園整備を前提に借地しようとしたところ、農地法の規定により、町の借用ができないことが判明し、具体的な土地利用方針が決定するまでの暫定措置として、平成15年度より転作事業と町事業であるフラワーコリドール事業を実施し、現在に至っているものであります。

事業の実施に当たりましては、地権者により大室地区転作組合を組織し、転作事業として、地力増進作物であるソルゴーの作付、また、フラワーコリドール事業として、景観作物である菜の花の種まきを実施しており、春には花の回廊による魅力ある景観を創出し、霞ヶ浦のイメージアップと地域の活性化に一役買っていたいただいております。

しかしながら、これはあくまで暫定措置として実施しているものであり、当該土地利用につきましては、これまでも町事業の実施検討や民間活用も含めた土地利用を検討してきたところであります。

しかし、現在の社会情勢の中では、町としての事業実施の財源確保も非常に難しく、民間活用においても、なかなか条件に合致した引き合いがないのが現状であります。町としても苦慮しているところでありますが、これまでの経緯を踏まえ、町の責任として解決していかなければならないと考えております。

今後の計画としましては、引き続き、地権者との協議を行いながら土地利用の検討を行うとともに、現在、盛土により所有地の境界が明確でなくなっていることから、当該農地の底地に

ついて整理を進めてまいりたいと考えております。

町としましては、地権者の意向に沿って、最善の解決策が何なのかという、そういうものを努力していきたい、そう考えております。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 大変前向きな、漠然とした答え、ありがとうございました。

私はかつて平成15年の3回定例会において、仮称霞ヶ浦平和記念公園計画の進捗状況にという問いかけによってですね、その中で、大室ストックヤードの跡地の事業計画について質問をしております。

ちょうどその時期にですね、町では環境センター誘致に失敗をし、その後の対策として、平成11年から13年にかけて、国交省へ公園整備を前提に盛り土の依頼をしております。そして平成14年、さらに町では跡地を借り上げようと計画をいたしました。先ほどの町長の答弁にもありましたように、当地は農地であり、町が耕作を目的として借地することは農地法に抵触し不可能であるということが、そのときに判明したわけです。急遽この計画も断念をしております。それと同時に地権者への農地の返還を、このときに決定をしているわけであります。

このことについて強いて言うならば、地権者には全く落ち度はなく、基本的な事項、農地法の何たるかを考慮していなかった行政側の完全なる失態であったことは明白であります。

また、その後転作事業の実施として、平成21年5月に地権者総会を開いております。転作組合総会を開催し、平成21年度から23年度までの計画を立てて、転作事業の実施が了承されておりますが、平成24年度以降も、このような状況で、行く末のはっきりしないまま、何の計画もなく、ずるずると現状維持ということになれば、町を全面的に信用し、何回もの変更に対して協力・了承をいただいていた地権者の皆さんに対して、最悪の裏切り行為になるのではないかと、この声は避けられません。

現在、現実的な事業計画がないというのならば、いつまでにと期限を切って、地権者の方々に土地の確定をし、返還をするか、または何らかの策を講じて借り上げるか、買収するか、はっきりとした答えを早急に出さなければならぬ時がもう既に来ております。23年度までの事業計画しかございません。24年度以降は、地権者は、どうなるのかと、その気持ちでいっぱいだと思います。ですから、期限を切ってということは、24年度にはこういう形で、例えば土地の確定を始めますとか、そういう具体的なですね、計画を示してやる、私は必要があるというふうに思います。それに対して何らかの措置で、例えばここに事業計画ができるのであれば、いち早く地権者の皆さんに、こうこうこういう事業計画があるから、それに対して24年度に準備の実施をするとか、施工準備を迅速にするとかですね、そういうような何らかの説明をしてあげないと、町の責任としてはですね、大変重要なものじゃないかと思っております。

というのはですよ、平成8年から、もう23年度も終わろうとしてるわけですから、かなりの期間にですね、この地権者の皆さんには期待をかけたか、もちろん霞ヶ浦湖岸構想の中のね、公園計画がありますけども、こういうものを含めて、かなりの期待をかけてきたわけですよ。当然に、地権者の方もね、そういうものを切望していたから、こういう事業に展開していったんだと思いますが、それがことごとくですよ、ことごとくだめになって、結局農地法なんてのは、一番最初っからいけば、基本的な基本ですよ。それも、事業を行おうとして、そのときに判明したなんちゅうのは、これ、正直言って情けない話かなど。

町長もね、議員当時は大変、大室のストックヤードについてはね、心配してたんですよ。昔、町長とよくお話した時期があったんですがね、今は余り話してないですけど。事業をやったときにはこれをどうするかという問題があったんですよ。本当に。町長、そうだよ。そのとおりだよ。だから、これね、もちろん私よりもずっと先輩だしさ、十二分に考えてたことなの。だからこれは、地権者の皆さんが、何かにつけ、二転三転しても協力してくれたんだから、これは何らかの方法でね、解決してあげてほしいなというふうに、私は思いますよ。それは、何らかの方法というのは、期限を切ってね、24年度以内にこういうふうな形を示しますよっていうような、そういう期限を切ってですね、ぜひともそういうような形にしてほしいな。もう、町長の気持ちはそれをやろうって気持ちで100%まんぱんだと思いますけども、そういうふうにかがえられますけども。

あとですね、つけ加えてね、数字がちょっと間違ってたらごめんなさいね。27かもしれない、29かもしれないですけど、地権者の数だと思いますけども。

〔「30」と呼ぶ者あり〕

○12番（吉田憲市君） 30ですか。そうですか。大室出身の先生が言ったんだから間違いはないですね。

質問を続けさせていただきます。

国交省のですね、当初は平成8年の、ストックヤード当時のですね、土地の要するに賃借料のですね。浚渫、へドロを上げたときの。それから、15年度以降の転作交付金、それから組合に対するコリドール事業のですね、交付金かな。これ当初ですね、国土交通省が絡んでたときは、大体1反分ですね、15万幾ら、16万近かったと思うんですが、その補償をもらってたんですね。それで、それが、その後、当然ですね、環境センターが来るということでですね、地権者としては、この金額はですね、変わらないんだろうと期待をしていたわけですが、ストックヤードがだめになって、この事業計画がだめになったということで、15年からはですね、転作事業ということで、転作交付金、1反分当たり6万円。またはフラワーコリドール事業で3万円、これはずっと変わらないんですが、そういう形で2年間、15年、16年と2年間ね、そういう形で

支給がされておりました。実際に手にしたお金というのは1反分6万円かな、という話なんです。

さらにですね、17年から20年のこの4年間にかけては、転作交付金がですね、1反分当たり5万円になっちゃったんですね。それで下がったんですよ、当然。それで、21年から23年度までの最終的な計画ね、これにおいては、転作交付金が1反分当たり3万円と、当初から比べると半額以下の交付金に変わってきたんですね。それで現状はどうかというと、自分の土地がどこにあるかわかんないんですよ。

大室の先生も言ってますけども、例えば相続が発生したと。そしたら登記簿で相続登記はできますけども、そうじゃなくて、おれんちの土地はあそこにあるんだよっつっても、どこが土地なんだかわかんないと。自分の土地がわかんないと、こんな情けないことはないんであつて。そういう問題もですね、今後出てくるんじゃないかというふうに思いますんでね。

金額のことを言って申しわけないんですが、当初16万をいただいたときからですね、3万円ですか、約5分の1だという形にもなっております。それでも、じつところえてね、大室の地権者は、もう我慢してんでしょね。いつ自分の土地は返ってくるのかな、いつ町ではどういうふうに借り上げてくれるのかな、買収してくれるのかなという、そういう心配で、多分いっぱいだと思うんですよ。

それとですね、この転作交付金。この行方ですね。24年度からは何の報告もないわけですけども、今の町長の答弁ですと、24年度以降もね、このままの状況で新しい事業を模索しながらという話が今出てましたけども、この転作交付金の行方というのはですね、これに対する考え方、町の考え方というのをですね、ひとつ聞かせていただきたいと思います。

あと、期限を切つてね、24年度から、何かをきちんとやれるというような、方向性がついているかどうか。また、これからつけようと思ってるかどうかね、その辺、この2点をですね、もう1回、再質問したいと思います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） お答えいたします。

まず1点目の転作の考え方ということなんですけども、15年からですね、当初、転作交付金が10アール当たり6万円ということで、地権者の皆さんに転作事業ということで御協力をいただいていたんですけども、17年からまた5万円に下がって、21年度からは3万円に下がったというようなことで、転作事業に関しましては、だんだんその単価が下がってきてるということで、それでも御協力をいただいていることに関しましては、大変感謝を申し上げるところでございます。

この転作の考え方ですけども、これはあくまで転作の交付金、補助金ということで、交付金

ですので、この国から来る交付金につきましては、この額でお支払いをして、御協力をいただきたいというようなことをございます。ただ、フラワーコリドール事業で、そのほかに実際の作業に要しました費用については、町のほうで負担してお支払いしているというところをございます。

ちょっと聞くところによりますと、転作事業は24年度以降も交付金の対象になるということをございますので、ただ金額に関しましては、上がるとか下がるということは今のところ申し上げられませんけども、事業は続けられると、転作交付金の対象になるということをございます。

それで、今後の計画を、期限を決めて方向性を出したらどうかということですけども、まず町の考え方としまして、地権者の方と協議をしながら、境界が明確でない部分をはっきりしなければいけないというふうな考え方を持っております。これは地権者の方とですね、御相談をしながら、地権者の方もいろいろ境界の確定ばかりじゃなくてですね、そのほかにも御要望があるかもしれませんので、そういったことを協議しながら、地権者の方と方向性が見出せれば、いつまでという話ができるかと思っておりますけども、現時点では町の考え方を地権者の方にお話をして、いろいろ御要望等を伺って、方向性を出していきたいということで、今のところは期限は町のほうとして一方的には決められないということをございます。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 町のほうでね、一方的に期限は決められないという話なんですけど、先ほどの町長の答弁の中ではね、差し当たってのその計画がないということですよ。予算もないということなんで、これはそういう要望を聞いてね、どうのこうのって言う前にね、これはきちっとね、24年度は土地の確定をしますとか、返還に向けて行いますとか、それに当たっての、要するに計画がないんであればね、土地を確定して返還するほかないというふうに私は思うんですね。で、それをですね、何らかの形で、また別にですよ、借り上げるとか、買収するとかいう話になればまた別ですけども、それにしても、何の計画もないままに、また24年度以降もずるずるとね、このままで行きましようというのは、余りにもですね、地権者をばかにしているとしか言いようがないと思うんですよ。

ですから、今、土地の確定もするような話は部長がしてましたけども、これは、例えば、地権者集会を開くのは来年度のいつ、来年度に向けての地権者集会を例えば来年早々にやるとか、そういう具体的なものを示さなければ、阿見町自身が勝手にですよ、やることはできないですよ。勝手にやるんじゃないでね、地権者はもう心配してるんですよ。二転三転している。平成8年からですよ、これ。ですから、来年に入ったら、1月に地権者集会を開いて、皆さんの要望を聞いて、その中で返還していくのか、何かを借り上げていくのか、買収するのかという要

望もあるでしょうから、そういうきちんとした日時を切って、期限を切ってってことは日時を切ってってことですよ。来年度の計画がないわけだから。23年度の計画までしかないんだから、24年度の計画は、きちんと日にちを切ってね、来年早々1月にやりますとか2月にやりますとか、その予定でいますとかいうくらいのですね、答弁をね、総務部長ね、聞いている、そのぐらいのきちんとした答弁をしてくださいよ。ね。

町長が話したいようだから、それについて。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 確かに、地権者にはね、非常に迷惑をかけてるということは、これは重々承知でありますし、確かに町がそれだけ、農地法までわかんないで、そういうことでやってしまったっていうね、これはもう、行政はずっと継続してるわけですから、非常に申しわけない。

じゃあ、今現実的な対応はどうすんだ。まあ、33名っていう、大野先生のほうからお話がありましたけど、きちんとした地権者とのね、現実的な話し合いをやれば、それでどういう形で解決していくかというのは、その中から生まれると思うんだよね。だから、どういうふうにする、それはやらざるを得ないんじゃないですか。

それでどういう結論を、地権者の人たちは望んでいるのか。今から土地利用って、本当に、返されたからってすぐできるものじゃないよ。実際に難しいですよ。だから、7ヘクタールを本当に民間で使っていただきたいとか、そういうのはだれでも思ってるんですよ。おれらも本当に思ってますよ。あの場所自体がいい場所だし、何に使われてもね、非常にいい場所なんでね、そういう面では、何か民間で使ってもらえるものがあつたらなっていう思いは、皆さんも同じでしょうけど、そういう思いをしています。

だから、日にちはなるべく早目にね、地権者との話し合いをしていくと。現実的に地権者がどういう考えを持っているか。今、吉田議員が地権者の代弁として今言ってるんだかわかんないんですけど、実際どういうことを考えてるのか、よく把握して、それで町の対応を決めていきたい、そう思っています。

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） 天田町長の言わんとしていることと私が考えてることは同じですよ。

ただ、1つね、ここで約束してもらいたいのは、24年度からの計画がないんだから、23年度までしかないんですよ。だから、23年度はもうすぐ終わっちゃうんだから、地権者の皆さんは、24年度以降は、今の答弁の中ではそのままずるずると行くような話をされてるんですが、そうじゃなくて、地権者の要望をね、聞く、その集会。地権者集会でも組合集会でも何でもいいですよ。とにかく地権者の生の声を聞けるですね、その集会を、24年度にずるずる持ち越すんじ

やなくて、来年早々やりますとか、そういうきちんとしたね、なるべく早くじゃなくですよ、来年入ったら、だって1月2月3月しかないんだから。その中の早い時期なら、1月、2月、3月と。例えば2月なら2月でいいわけでしょう。そんな集会を開くなんて簡単なことですよ。そういうことで、地権者に安心をね、与えるような、措置を早くとってほしいということとであります。

どうぞ、何か意見がある。いいの。

○町長（天田富司男君） いいよ。

○議長（佐藤幸明君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 何しろ、私も出席させていただきますよ。それで、今年度中ね、今年度中ってことは3月までにはきちんとやりたい、地権者と話し合いをやりたいと、そう思っています。

〔「はい、頼みます」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 12番吉田憲市君。

○12番（吉田憲市君） じゃあ、最後にね、その地権者集会を開いたときのですね、注意と言いますか、先ほど町長のほうからも答弁されたんですけども、地権者の方々の考えをね、要するに、たくさんの地権者がいるとね、なかなか手を挙げてしゃべるなんていうことも、なかなか不得意としている人もいるし、また、飛び上がってね、1人の人ばかりがしゃべって、その人に誘導されちゃうってこともありますんでね、それをまず、人の話を、よく意見を聞いてください。で、考え方を聞いて、希望を聞いてください、まずね。そしてそれをですね、持ち帰って、ゆっくり取りまとめて、こういうふうになりましたよと、その結果をですね、もう一回地権者集会を開いて、皆さんに報告してください。その中で——これは基本的な、本当に釈迦に説法なんですけどもね、ちょっと聞いてくださいね。そんなきちんとしたですね、そういう、念には念を入れたようなですね、説明会をしてほしいんですよ。それで、後に遺恨を残さないような形にしてほしいと思います。

町長も先ほど言いましたけども、あそこの場所というのはね、非常に立地条件もよくて、それで景観もいいしね、今後町としても霞ヶ浦を利用して、環境計画なんかもね、数々つくっていかれることでしょう、これから先ね。霞ヶ浦を利用してね。また、町長もね、霞ヶ浦を利用して、観光計画ですか、あるような話も以前にちょっと聞いたような気がします。それをですね、霞ヶ浦のこの公園構想から観光構想をね、すばらしい構想をお持ちになっているようなんだから、それをまず実現するには、この足元のこれ、足元の今のこの小さい問題を解決しとかなないと、次の構想の実現にはつながらないと思いますんでね、ぜひともその地権者のですね、意見をよく聞いてですね、それでいい方向で結果を出していただくということで、お願いしな

がら、質問を終わります。

○議長（佐藤幸明君） これで、12番吉田憲市君の質問を終わります。

次に、10番藤井孝幸君の一般質問を行います。

10番藤井孝幸君の質問を許します。登壇願います。

〔10番藤井孝幸君登壇〕

○10番（藤井孝幸君） では、皆さんこんにちは。通告に従い、質問いたします。

今回の私の質問は、経費削減と経費の使途のあり方についてでございます。

まず初めに、経費削減についてお尋ねをいたします。我が町は、現在町債が213億9,000万、9月現在ですね、あります。これを1人当たりで換算すると、45万5,000円の借金というふうになります。もちろん貯金もあります。それで、22年度はですね、約15億8,000万、元金、利子を含めた返済をしております。多少の借金はどこの市町村でもありますが、いかにして早く返済するかが、執行部、そして我々議員の責務であろうかと思えます。北海道の夕張市みたいにならないように、議会もしっかりとチェック機能を果たさなければならないというふうに思っております。

我が町も、いろんな節減策を考え、実行していますが、さらに努力の余地はないのかと言え、知恵を絞ればあるような気がいたします。多くの経費削減策の中から、本日は電気料金と人件費の削減についてお尋ねをいたします。

2000年の4月から、電力供給の自由化が進められてきました。いわば、電力事業の制度改革です。電気の供給は、地域ごとに、国から許可された電力会社のみが行ってききましたが、しかし、制度改革により、新たに電気事業に参入した事業者——これは特定規模電気事業者というんですが、や、他地域の電力会社から電気を購入することができるようになりました。

そこでお尋ねをいたします。まず初めに、役場、公民館、学校等の電気代の削減についてですが、町全体として年間どれぐらいの電気代を支払っているのか。それから2番目に、契約電力会社はどこか。3番目にPPS、つまり特定規模電気事業者から電気を購入すれば、どれぐらい電気代が安くなるか。その概数と積算の方法についてお尋ねをいたします。

削減の大きな2番目の質問です。次に人件費の削減についてお尋ねをいたします。昨年12月に、私は同じ質問をいたしました。議事録を読んでも議論がかみ合っておりませんので、再度質問となりました。町長は適正な人事評価のもと、組織をスリム化して、人件費を削減すると公約をされております。阿見町職員の給与のラスパイレス指数は99.9、これ22年度でですね、国家公務員と同じでございます。一般的には給料が安いというふうには言えません。それを承知の上で町長は公約されたのだとは思いますが、どのような手順で、いつから、どれぐらい削減するのかをお尋ねをいたします。

ちなみに、全国の市町村の平均のラスパイレスは95でございます。

以上、質問を終わります。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 藤井議員の経費節減についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「役場、公民館、学校等——公共施設の電気代の削減について」ですが、最初に、P P S 特定規模電気事業者について改めて説明を行ってから、質問事項についてまとめてお答えしたいと思います。

P P S 特定規模電気事業者については、規制緩和と電力の自由化の流れを受け、東京電力株式会社などの一般電気事業者が有する電線路を通じて需要家に電力供給を行うことができるよう制度改正により新たに認められた電気事業者のことであり、平成17年度から自由化の範囲を拡大し、契約電力が50キロワット以上の需要家に対して電力供給ができるようになったところです。この特定規模電気事業者の状況としては、経済産業省資源エネルギー庁のホームページにおいて、全国47事業所、そのうち東京電力を供給区域とする事業所として14事業所が公表されております。

それでは、順不同になりますが質問にお答えいたします。

まず、契約電力会社についてですが、町の公共施設すべてで一般電気事業者である東京電力から購入しており、特定規模電気事業者から電力の供給を受けている施設はありません。

次に、年間の電気料金についてですが、直近の平成22年度の状況としては、公共施設全体で年間約1億6,700万となっております。特定規模電気事業者から電力供給を受けられる契約電力50キロワットの施設として、役場など22施設があり、年間の電気料金の合計は約1億1,300万となっております。

次に、特定規模電気事業者から電力を購入すればどれくらい電気料金を削減できるかについて、お答えします。これまで、特定規模電気事業者に問い合わせをするなどして、この制度の効果や手続きなどの参考情報を収集してきた段階であり、まだ電気料削減の概算金額や積算方法については、把握できていませんので、できるだけ早く、特定規模電気事業者と削減に向けた具体的な協議を進めることにより、把握したいと考えております。

現在実施もしくは検討している電気料金削減に向けた取り組みについて、公共施設の照明をLED照明に切りかえていきます。役場庁舎については、寄付により大部分実施しており、消防署及び中央公民館について、補正予算で進めていきたいと考えております。

この電気事業者は私の同級生で関東保安協会の専務理事をしている人がおります。そこで私

がお願いしたのは、阿見町に、その退職者で能力がある人がいるかということで聞きましたところ、そういう人がいるよということで、今管財課とですね、いろんな意味で電気料の軽減をどうやってやっていったらいいかということを探しています。非常に大きな策ができるんじゃないかなと期待しているところです。

2件目の人件費の削減についての質問にお答えします。この件については、就任以来、藤井議員から同様の質問をいただいており、答弁が繰り返しになる部分もあろうかと思いますが、ご了承願います。

私が所信表明の中で申し上げましたことは「役場組織の活性化を図るために、外部からの人材登用や適正な人事評価を行い、組織の機能化、機動化を進めます」ということが主旨でありまして、そして、その取り組みが、ひいては人件費の削減につながっていくといった、副次的な効果としての人件費の削減について、申し上げたものであります。まず、その点について、ご理解をいただきたいと思えます。

そこで、改めまして、今回の質問である、人事評価を通じた組織のスリム化による人件費の削減について、お答えします。

まず、人事評価の目的ですが、公正かつ客観的な人事評価を人事管理の基礎とすることにより、年功序列にとらわれない能力実績に基づく人事管理の徹底を図ろうとする点にあり、その評価を給与等の処遇面にも反映させていくことがその目的の1つであると考えます。しかし、人事評価の目的はそればかりではなく、人材育成や公務能率の向上といった各分野にしっかり活用することを通じて、組織全体の士気高揚を促し、職員のレベルアップにつなげるのが最も重要であると考えております。当町の行っております人事評価につきましては、職員一人ひとりが組織の目標を明確に意識した上で行動し、その結果を検証することにより次の行動に役立っていく、目標管理の仕組みを制度に取り入れております。こういった新たな制度を通じて、職員の公務能率の向上を図っていくことが、中長期的に見て組織のスリム化につながると考えているところであります。要するに、一人ひとりの能力を高めていくということが大事なのかなと、そう思っております。

当町においては、これまで職員削減計画を策定し、平成11年度から平成15年度に32名、平成17年度から平成21年度には21名の職員削減を行い、職員数の適正化を図ってきたところであります。さらなる職員数の適正化は困難な状況にありますが、人事評価等の新たな制度を活用し、職員の資質向上を図ることで、一層の職員数の適正化に努めていきたいと考えております。そういうことが、ひいては人件費の削減にもつながると考えております。

条例が9月議会で否決されました阿見町の一般職の任期職員の採用及び給与の特例に関する条例を活用し、緊急かつ短期的な案件、事業について対応する職員の確保を図ることや、現在

検討を行っている、稲敷、阿見消防組織の広域化を推進することなどにより、増大する行政需要に対し、職員の増員をできるだけ抑制し、町民サービスの向上を図っていきたいと考えております。

専門的な人が非常に必要になってきているということは、だれもが認めるところでありますし、今回の電気の問題においても、町長ならボランティアでいいよというような話でね、ボランティアでやってもらってますけど、本当であるなら幾らかでもお金は払いたいなと思っております。やはり、今からの行政効率を上げるには、やはり外部からの専門家をいかに登用してやっていくかっていうことが、町にとって大きな課題ではないかなと、そう考えております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 外部からの登用の話は別にしまして、今日は電気代と人件費について。

今日の私の質問はですね、どちらかといいますと、ただすというよりも提言という意味合いのほうが私は強いと、自分自身思ってるんですよ。だから、お互いにリラックスして、質疑、討議をやりましょう。議論をね。

そういうことで、まずですね、私が質問した部分のほとんどは答えていただきましたんでね、この50キロワット以上、これ契約電力がね、22施設あると。その中で、1億1,300万の金を使っていると。ほかの小学校とかですね、22施設の中でね。私がざっとして1億2,000万というふうに計算はしたんですが、ほぼ同額でした。この中でですね、PPS利用で幾ら電気代が削減されるかという質問の中で、質問というのか、電気代安くなるかという、PPSを利用するとどれぐらい安くなるかということですけども、これはね、やろうと思えばインターネットとかでどれぐらい安くなったというのが出てるんですよ。大体3%からね、25%ぐらいまで出てるんですよ。

で、ちなみにね、東京都の立川市、これ競輪場があるところですね、ここはですね、これほど安くなるとは思わなかったと。うれしい誤算です。PPSに切りかえて、立川市の競輪場の電気代が6,280万から4,600万に、23年度、今年ですね、小中学校、保育園、公民館、52施設をPPSに切りかえると、立川市はこう言ってるんですよ。で、町田市はですね、2008年に切りかえてるんですよ。これも先行的にやるところはやってるんですね。で、2008年に切りかえて5,800万の電気代が3,900万になったと。さらに小学校なんか入れると、全体で5,000万円ぐらいの、ちょっと規模が大きいですからね、うちよりも。5,000万円ぐらいの電気代の削減になると。こういうふうにはですね、いろんな、今の東京都、神奈川、千葉、埼玉、群馬、これは60自治体で今PPS使ってるんですよ、電気料。

で、ちなみに紹介しますとね、東電管内でPPSをやっているところの市町村は、東電管内で

386市区町村があるんですけども、その中で60自治体がもう既にやってるんですよ。60自治体。それで、この震災以降ですよ、震災以降158自治体がP P Sに切りかえますと、こういうふう言ってるわけですね。だから、それだけ茨城県では、筑西市がですね、24年度中、来年度中に全施設P P Sに切りかえると。だから、乗りおくれないように、これをね、すぐやれって言ったってなかなかできるもんじゃありませんので、町長、前向きに、今自分の友人もおるからといって検討するという話ですので、これ、本当に、もう既に乗りおくれてるんですけども、乗りおくれないように、ぜひこれ、検討していただくということで、お願いをしたいと思えます。

それですね、切りかえる意思は十分にあるというふうには見ました。で、これはいいことばかりでもないと思うんですが、ここでデメリットは何があるかを、ちょっと皆さん方、もし検討していたら教えてください。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） P P S投入のデメリット、課題という御質問ですのでお答えします。今の時点で町で考えていますことですけども、まずそのP P Sの事業者ですね。東電管内でも、先ほど申し上げましたとおり、14事業所ですか、おられるということですので、まずはそこのほうに問い合わせして、具体的な話を進めていくんですけども、やっぱり競争性を確保しなければいけないということで、できれば入札とか、そういったことをやってみたいと考えてますけども、それが、その事業者さんが対応してもらえるのかどうか。参加してもらえるのかどうかということがございます。

それと、これは環境の配慮、地球温暖化対策等のことですけども、やっぱりこの発電に伴い、二酸化炭素の排出量ということで、今申し上げましたとおりLEDとかですね、違った環境対策もありますので、そういったものと、この事業者との、二酸化炭素中心の排出量とかの環境の面でどうなのかと。現在がいいのか、こういった事業者さんを使って、さらに環境面でもいいのかどうかというようなことも検討しなければならないと思います。

それと、町長が先ほど申し上げましたけれども、アドバイスをいただいている方の助言から、基本料金を下げていくというデマンド性を、今やろうというふうにかけていたところですので、このデマンド性の、東電の基本料金を下げていくという考え方と、このP P Sの事業者と、ここにかみ合うのかどうかというようなことも検討しなければいけないと考えています。こういった課題があるということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 事業に参加してもらえるかどうかという話ですけども、これはP P Sの参入業者が、東電関連で14社あるんですからね、これはその心配はなさそうな気がするん

ですよ。

それと、環境汚染の問題はね、これは概略を言えば、東電の発電・送電部分を使って、もちろん自家発電するところもありますけども、つくるんだから、これは国全体で環境汚染を考えるんで、そこの環境汚染の心配もまた、ないと思います。

で、あとはですね、心配なのは、これだけの業者が、60自治体やって、158の自治体が今度参入しようというふうに考えているんですよ。すなわち、東電管内の市区町村の56.4%が一挙にどっとPPSを使いたいというふうになってるんですね。だから、今その話は出なかったからちょっと申し上げますと、供給と需要のバランスが、果たしてとれるかという、これもまた大きな問題ですけれども、ここはなるべく早く契約をすればね、乗りおくれないようにすれば、何とかなるような気もしますよね、早く契約をするような手続きを、研究をしてやっていただきたいというふうに思います。

要は、いいことは間違いないんですからね。安くなるということ。25%も安くなるということもあるんで、そこは本当に真剣に考えてやっていただきたいというふうに思います。

次にですね、人件費の削減ですが、これは、町長と私は、不毛の論理を突き合わせてもしようがないんで、要は、私が言うのは、人件費を削減をしますよと、町長は、1つはスリム化すると。それとかですね、スリム化して、そして人事評価をして、ひいてはこれが人件費の削減になるというふうになってますけども、こんなことでは削減にならないんですよ。これは、靴下の上からかゆいところをかくようなもので、これは削減にならないと、私は思います。

ちなみにね、人事評価して、5段階であんたはA、B、C、Dってつけて、給料の大きな予算は決まってるんだから、A、B、C、Dつけて、Aの人とB、C、Dの人の差はつきますよ。だけど、それによって人件費が削減するちゅうことはないと思います。ただ、大幅に人を減らす、こういう意味ではなりませんけどもね。ただ、人事評価とかは、まず人件費の削減にはなりません。これはもう承知してると思います。

で、もう1つはですね、組織のスリム化というふうに挙げてますけれども、町長の公約ではね。この組織のスリム化もね、なかなか今できないんですよ。で、町長になって2年になりませんけども、1年半以上過ぎましたけども、スリム化はできてないんですよ。どうしても必要性が絡んで、1部、1課が増えたりとかするわけですよ。だから、この組織のスリム化というのは、これもまた、人件費の削減にはつながらないですよ。ということは、人件費を削減するというのは、本当にですね、中央政府が今人勧も実現できない、それから78%の人件費削減も見送り、自治労が反対してっから。これはもうしようがないんですよ。お互いのせめぎ合いだから。だからこれはね、町長が何ぼやるって言ってもね、難しいんですよ、やること。もう、やるとしたらですね、英断で、この職員組合とけんかしてでもですね、やるぐらいの腹がない

と、この人件費削減はね、組織のスリム化とか人事評価ではできないと、私は思います。だから、そう言っている以上はね、この削減というのは絵にかいたもちというふうに私はとっておりますので、もしやるんだっただらですよ、やるんだっただら、人件費何%カットというか、それからラスパレス市町村、全国の市町村並みに95%ですよとかいうふうに、荒療治というのか、町長の意思をぼんと出さないと、この人件費削減の公約はね、非常に難しいと思います。

だから、これは、できないならできないでいい。町長は、今の状態ではできないと。中央政府も民主党も言ってるんだから。先送りしますという話だから、これはね、それでもう、できないならできないというふうに言ったほうが、私はいいと思います。これもね、やってて、入ってみればできるものとできないものがありますから。外でやってて。その点は町長どうでしょうかね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 久しぶりに優しい言葉をいただきました。ありがとうございます。

確かに、行政需要がね、いろんな面で煩雑になってきてるんですよ、仕事も。国からのものとか県からのものが落ちてくる。その他、こういう形で放射能の問題と。そういうもんで、なかなか行政をね、スリム化するっていうのは、非常に、藤井議員が言われたとおり難しい、そう思います。それにしても、また、じゃあ給料をぼんと下げるかっていうことも、これもまたね、難しいですよ、橋下と私は違いますから。やっぱり人間が優しくできて、なかなか難しいなと思いますし。その中でどういうふうにしたら、少しでもね、経費の削減、今、藤井議員が最初に言われたこの電気料とかね、そういうものをやっぱりきちんと精査しながら、いろんな行政経費もあるじゃないですか、そういうものをやはりメスを入れていくっていうことが大事かなっていうことは考えております。

そういうことで、藤井議員の言うことにやっぱり賛成ですね。よろしくお願いします。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 何か私もちょっと矛先が鈍っちゃって、次の質問が出なくなっただけですけれども。

いずれにしてもね、もし町長が公約どおりやろうと思えば、相当な英断を振るわないとできないです。ということは、これはできないというふうに私は踏んでます。だから、その点はそれで、別の機会に、できないというふうに言ったほうがいいかと思います。

では、次の質問です。

○議長（佐藤幸明君） ここで暫時休憩です。

○10番（藤井孝幸君） はい、わかりました。

○議長（佐藤幸明君） 暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時からといたします。

午後 1時55分休憩

午後 2時00分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま2番平岡博君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は16名です。

10番藤井孝幸君、質問を続けてください。

○10番（藤井孝幸君） はい、質問します。

次の、大きく2番目の質問ですが、経費の使途のあり方についてでございます。通告にありますように、防衛施設周辺の生活環境等の交付金の使途についてお尋ねをいたします。

我が町は、防衛施設が武器学校、それから朝日燃料支処、霞ヶ浦駐屯地の一部、これは航空学校ですけれども、があります。このような国の施設があることに対し、総務省及び防衛省から、交付金として毎年歳入があります。また、阿見町がいろんな建物を建てる時にですね、これはその交付金とは別にですね、その都度助成金というのがありまして、例えば公民館の建設費の一部に助成が出るとかね、それから、施設周辺の防音処置、これは工事があります。騒音等でうるさいという部分も当然ありますが、町としては、財政上、税収以外の収入でございますので助かっているということもあろうかと思えます。しかし、この交付金に対して、使い方によってはですね、施設周辺に居住する町民にとっては不満が出る場合があります。

そこで、国からの交付金を、交付目的に沿った使い方をしているかどうかについて私は尋ねます。まず1つに、町への防衛省からの交付金は年額幾らか。まあ、総務省も含めていいですけども。それからどのような目的で交付されているのか、この交付金の目的。そして、交付金は何に使われているのか。4番目に、防衛省の施行令の一部改正、これ、今度改正されたんですけども、23年度に新たに交付金が出るような改正が行われました。その改正の目的は何か。で、5番目に、その額と使途はどのように考えているのかと。こういうのが、大きな2番目の質問です。よろしくお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 防衛施設周辺の生活環境整備等の交付金の使途についてお答えいたします。

1点目の防衛省からの交付金の年の総額であります。現在当町に交付されている防衛省からの交付金等については、平成23年度当初予算歳入項目の第1款町税の固定資産税に計上されている国有資産等所在市町村交付金と、交付金ではありませんが歳入項目第15款の国庫支出金に計上されております自衛官募集事務委託金について町の歳入として計上しております。

歳入額については、国有資産等所在市町村交付金については、防衛省からの交付金として、22年度の決算で390万6,300円であり、23年度につきましては、429万を見込んでおります。また、自衛官募集事務委託金につきましては、22年度の決算で3万4,000円、23年度につきましては、1万8,000円の歳入となっております。

2点目の交付の目的であります。国有資産等所在市町村交付金につきましては、国有資産等所在市町村交付金法に基づき、国、地方公共団体が所有する固定資産のうち、使用の実態が民間の所有のものと類似しているものについて、その固定資産が所在する市町村に対して、地方税法で定める固定資産税のかわりに交付されている交付金です。当町では、その対象が、自衛隊関連施設に関しては貸付資産等に使用されている官舎等の固定資産税相当額が交付されております。

何か少ないよね。

〔「少ないな」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 本当に少ないなと思いますよ。力になってください。もうちょっと多く。

〔「藤井さん、頑張ってもってこうよ」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） 本当に少ないですよ。138ヘクタールもあるんだから、阿見は。

ちなみに、当町では、国有資産等所在市町村交付金以外にも、23年度歳入項目第9款で、国有提供施設等所在市町村助成交付金を総務省から交付されております。この助成交付金は、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律に基づき、自衛隊が使用する飛行場及び演習場、弾薬庫、燃料庫及び通信施設等の固定資産税にかわるものとして交付されるもので、基地交付金とも言われており、用途の制限のない一般財源として総務省から交付されております。対象となる施設は、航空学校霞ヶ浦校、掛馬射撃場、霞ヶ浦貯留施設、朝日燃料庫ですね、高射教育訓練所が対象となっており、23年度の交付については4,273万4,000円が交付される予定となっております。

また、自衛官募集事務委託金ですが、都道府県及び市町村が法定受託事務として処理することとされている自衛官及び自衛官候補生の募集事務に必要な経費として、自衛隊法の規定に基づき支給されております。

次に、3点目の交付金は何に使われているのですかですが、国有資産等所在市町村交付金につきましては、国・地方公共団体の固定資産税相当に対する交付金であり、一般財源として使用しております。自衛官募集事務委託金につきましては、その目的が自衛官及び自衛官候補生の募集事務に必要な経費に対する委託金となっております。

次に、4点目の23年度の新たな防衛省からの交付金の内容と目的についてであります。議員

からの説明がありましたとおり、今般、防衛施設周辺の環境整備等に関する法律・政令の改正に伴い、特定防衛施設周辺整備調整交付金が交付されることとなったものです。

調整交付金の内容ですが、防衛施設周辺の環境整備等に関する法律では、特定防衛施設周辺地域における生活環境、またはその周辺の開発に及ぼす影響の程度及び範囲、その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備、またはその他の生活環境の改善、もしくは開発の円滑な実施に寄与する事業について、特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設とし、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として指定することができるとなっております。これが今回阿見町が指定された。

今回の政令の改正により、飛行場その他大規模な防衛施設であって、ヘリコプター基地等ですね、回転翼航空機の離陸または着陸が頻繁に実施されるものが追加され、航空学校霞ヶ浦校が特定防衛施設に位置づけられたため、その周辺地域として阿見町と土浦市が調整交付金交付の対象となったものです。

5点目の交付額と使用目的・活用方法ですが、23年度の交付額としましては3,906万3,000円が通知されております。

使用目的ですが、調整交付金の対象事業については、ハード事業としての公共施設の整備や、公共施設整備以外のソフト事業等に活用することができます。非常に広範囲な活用が認められております。具体的に申しますと、ハード事業として交通施設、教育文化施設、スポーツレクリエーション施設等が該当となり、ソフト事業としては防災に関する事業、住民の生活の安全に関する事業、医療・福祉に関する事業等、広範囲に活用することができますが、ソフト事業については、対象事業ごとの基金の造成が条件となっております。

今年度の活用についてですが、霞クリーンセンター並びにさわやかセンターの修繕工事と、今回補正で計上しておりますが、消防署で購入する高度救助資機材の経費、合わせて6,100万円の事業の財源の一部として活用したいと考えております。現在、交付申請の準備を進めており、今後、防衛施設局と調整しながら進めていく予定でおります。また、24年度以降の調整交付金の活用については、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の趣旨に基づき、活用していきたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 防衛省の、安いと言っても、これは私じゃ何ともできませんので、一応お断りをしておきます。

で、総務省からの固定資産税というんですか、これがあるのと、それから、基地周辺対策費、項目は基地周辺対策じゃないんですけども、4,200万。それと、今回プラス23年度に追加され

ました3,900万。私は4,000万と聞いたんですけど、ちょっと、まあいいです。3,900万。これがですね、何で新たに追加になったかっちゃうことなんです。この3,900万がね。そこで、町長回答のところであらと触れてましたけどもね、これ、追加になった部分はね、「飛行場その他大規模な防衛施設であって、回転翼航空機の離陸または着陸が頻繁に実施されるもの」、これが新たに追加になってるんですよ。その点ちょっと言ったけど。だから、この回転翼ちゅうのはどこを指すかあったら、さっき言ったようにヘリコプターね、これを言ってるわけですよ。ということは、ヘリコプターちゅうのは航空学校なんですよ、そこにあるね、阿見町にある。それを、この用途について、私は霞クリーンセンター、それは必要ですよ、とか、一般の道路を整備するとかね、そういうものに一般財源に繰り入れていいようになってんだけど、わざわざ回転翼、ヘリコプターのことに対して、追加をしている条文なんですよ、ここはね。これは迷惑料ですよ、きっと。だから、その霞クリーンセンターなんかを使うんじゃなくて……

〔「いや」と呼ぶ者あり〕

○10番（藤井孝幸君） 提言してるんだから、提言。

その回転翼の基地周辺の、基地とはいいませんけども、周辺の地域に還元するのが、それが真の使用目的ではないかというふうに私は思うわけですよ。どうでしょうかね。まあ、クリーンセンターが必要なことはわかりますよ。それはわかるんですけども、新たに追加した法令の主旨をしっかりと理解して、それで、その周辺に対して、公会堂をすとか、防災無線を先につけるとか、そういうことに使うべきではないかと。そうしないと、住民だって、知ったら、「何だよ、おまえ、霞クリーンセンターか」なんちゅう話になっちゃうんで、しっかりとした交付目的に合わせた使い方をしないと、これはね、使い道に誤りが出てくると思います。その点どうですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長坪田匡弘君。

○総務部長（坪田匡弘君） はい、お答えいたします。この法律ですね。政令の改正等をよく読みましても、また、防衛局のほうの説明も、担当が伺ってきましたけども、伺ってもですね、今、藤井さんが言われたように、町の一部の地域ですよ、周辺だけに使用するというようなことは一言も触れておりません、町全体が今の離陸・着陸が頻繁に実施される地域とうふうに定めておりますので、だから、阿見も土浦も一緒だと思んですけども、その中で、いろいろハード・ソフト事業のメニューが示されましたけど、そのメニューに合致したもので適当なものに充当していくということでございます。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） これはまた水かけ論になるね。やるほうとお願いするほうとだから。

だけど、これはね、わざわざ防衛省の気持ちから行くと、わざわざ回転翼の離発着のところの周辺を整備してくださいよと言う——それは大きな目的は違いますよ、大きな目的は一般歳入でも何でもいいんですけども、新たに追加をされたものですから、その地域に、私は使うべきだというふうに考える、そのほうが普通だと思います。

何でここに追加されたか。町全体にどうぞ自由に使ってくださいという意味では、私はないと思います。だからそこに、「回転翼を」というふうに、わざわざ新たに追加をしているわけですから、私はそこに重点的に使うべきだと思うんですけども、今までどおり一般財源に繰り入れて、周辺には余り影響のないような使い方をやるのかということ、再度、もう一度お願いをします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） この使用がね、じゃあ基地周辺ばかり使うんだよという、1つの規定がきちんとあれば、それはそこに使うほかないですよ。だけど、これだけ広範囲の中でね、これにも使ってもいい、これにも使っていいって書いてあるのに、それを限定するものではないじゃないですか。特に防音装置等がね、行き渡ってないと。阿見町にとって、あの近辺、上郷とか荒川、一区南とか、そういうとこでね、防音装置がね、行き渡ってないっていうんなら別ですけど、これ、ほかでこだけデシベルになったのにね、ここはだめだっていうとこ、全然補助くれなかったんだから、前。そういうとこをやるっていうことは、1つの案かわかんないけど、ただ、ほとんど防音装置はよ、でき上がってんじゃないですか。それであるならば、何もここに使っちゃだめだと言ってないわけだから、この広範囲の中でこのお金を使っていいですよって、向こうで言ってんですよ。あなたが言うんじゃないで、向こう、国が言ってんだよ。国が言ってんのに、何でそれを使ってだめなの。そうでしょう。やっぱり町が、今から必要な施策の中で、そこに当てはまったものに使うんなら、これはどれでもいいんですよって言うてるんですよ。だから、それはもうきちんと使えるように、やはり、これは住民の——住民はそこだけじゃないんですから。ヘリコプター飛ぶとこは、その基地周辺ばかりじゃないんだからね。おれんとも、びびびって震えるんですよ。いろんなとこが震えんの。だから、町全域に金を使うっていうのは、これは当たり前の話。

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） そこはやっぱりね、町長と私たちの見解の相違でしょうし、執行権のあるほうが強いんでね、私はお願いしかないんですよ。ただ、新たに条文が追加されたというのはね、ヘリコプター基地周辺のために使ってくださいよって、それは町全体はそうでしょうけども、だから、やることがなければいいんですけども、私も先ほど例を挙げましたように、そのヘリコプター基地の、航空学校の周辺の公会堂の整備とか、防災無線の優先的な設置と

か、道路の補修とかあると思う。そこを私が提言をしてるんで、それを執行部でやらないと言や、私は何も、町全体で使うと言え、それを言えないところも私たちの弱さがあるからすよ。それは執行部が強いからしょうがない。だけど、私はあるべき姿はそうではないかということ言ってるわけです。だから、町民も、その近所の区長さんなんかにお話ししても、やっぱりしてほしいことはいっぱいあると思いますよ。だから、そこをやっぱり目的として考えて、再考できるんなら再考してほしいと、こういうふうに思います。

何か答えてくれるの。違う違う、手を挙げてるから。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。企画財政課長湯原幸徳君。

○企画財政課長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。今、先ほど町長が答弁したとおり、国有提供施設等所在市町村助成交付金、これは一般財源に使っているんですけども、先ほど調整交付金は一般財源に使ってもらいたくないというふうなことだったんですが、これはあくまでも一般財源ではなくて、特定目的の財源に使うというふうなことでございます。

先ほど藤井議員が、やはりヘリコプターの離発着の周辺地域に、やっぱり還元すべきじゃないかなというふうな話があったけれども、今回の創立の主旨は、先ほど総務部長が言われたとおり、その周辺の市町村すべてが該当になるというふうなことでございます。ですから、対象としては町内全域の、今回の調整交付金の該当する事業、先ほど答弁書の中でもいろいろ言いましたけれども、目的がある事業に対処できる事業の中で取り組むというふうなことになっております。先ほど藤井議員が言われたように、離着陸の周辺に使うということであれば、それは確かに道路整備だとか、例えば道路の補修工事、側溝の工事だとかっていう、そういう事業がもし町の施策の中で取り組めるということであれば、それは配慮に値する事業だというふうに考えます。ただ、ヘリコプターの訓練区域が、どういうふうな状況かわかりませんし、島津方面にも、よく霞ヶ浦の上空で訓練をしている状況もありますんで、必ずしもその離着陸している場所ばかりがいいのかというふうなことになりますと、それは全体の中でやっぱり検討していかなければならないというふうに考えてます。

〔「もっと一区へくれよ」と呼ぶ声あり〕

○議長（佐藤幸明君） 10番藤井孝幸君。

○10番（藤井孝幸君） 防衛省のこのいろんな名目のあった交付金っていうのは、ソフト・ハードで何に使っていいかちゅうのは私も表を持ってんのよ、十分承知してんのよ。承知してんのよ。だから、それで、承知した上で、今回追加になったから、特定のところに使ったらどうだという話をしてるわけよ。だから、直接周辺に使ったらどうだ、だから防災無線もあるだろう、公民館の整備もあるだろうと。そういうことを提案してるんですよ。そこを勘違いしないように。無理やりにおれは執行部にこれをやれつつ言ってるわけじゃないし、特定財源

をどうのこうのしろつつってるわけじゃないんだから。そういう使い方があるだろうって言うてるわけですよ。基地周辺の人にしてみれば、何でおれたちにくれねえんだって、上郷にもくれとか言う人もおるけれども。何でおれたちにくれないんだという疑問は残るということ言ってるわけですよ。そこを私が言ってるわけです。

以上で終わり。

〔「上郷が一番うっせーんだから」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） これで、10番藤井孝幸君の質問を終わります。

〔「早く終わり過ぎだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 次に、6番久保谷充君の一般質問を行います。

6番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔6番久保谷充君登壇〕

○6番（久保谷充君） 皆さん、こんにちは。通告により、2019年74回大会茨城国体開催に対する阿見町の対応について質問をいたします。

私が、8年先の茨城開催の国民体育大会の開催の質問をなぜ今日するかというと、今、阿見町が開催誘致に対応しなければ、開催地選定が来年度中に決定してしまうからであります。

国民体育大会の創始は、1945年12月26日岸記念体育館にて、平沼亮三大日本体育協会理事、末広巖太郎大日本水上競技連盟会長、清瀬三郎、久富達夫、石田啓次郎ら、戦前から競技団体の要職にあった人たちが会合し、戦後のスポーツのあり方と競技団体の組織と事業について話し合う中で、全国体育大会の開催が提案されました。1946年、平沼、清瀬らは、春日弘関西スポーツ連合会長と懇談し、理事会を結成し、実施要綱が検討され、GHQの全国的な承認、政府から40万円の補助金を得て第1回国民体育大会がスタートしました。

大会にはPRの一翼を担うマスコットキャラクターが存在しますが、これが初めて登場したのは第30回1975年三重国体で登場したカモシカをデザインしたキャラクターであります。なお、登場当初はペットマークと呼ばれていましたが、第38回1983年あかぎ国体に初めて名前の付いたキャラクター「ぐんまちゃん」が登場し、以後このスタイルが今日まで受け継がれています。マスコットキャラクターが登場した背景には、1980年代に盛んに開催された地方博覧会のPRにマスコットキャラクターが使用されていた影響があるそうです。近年はいわゆる「ゆるキャラ」ブームの影響もあってか、大会終了後も県の公式マスコットあるいはそれに準ずるマスコットとして継続使用されています。

茨城県では、1974年第29回大会、名称は「水と緑のまごころ国体」が開催されました。2019年に行われる第74回大会は、我が茨城県で開催をされます。橋本知事は、東日本大震災から一日も早い復旧・復興に取り組む中で朗報だと、今後復興を成し遂げ、スポーツを通じて元気な

茨城を全国に発信できるよう、各市町村や競技団体などと連携を図りながら準備を進めていくとコメントを出しました。

県教育委員によると、国体開催に向けて、会場ほか市町村の選定作業をスタートさせ、訪問や予備調査などで、市町村の意向を踏まえて、来年度中の決定を目指すそうですが、阿見町にはどのような話があり、どのような取り組みをしてきたのか伺います。

隣の土浦市では、相撲、レスリング、セーリング、アーチェリーと、4種目開催を表明しているそうです。阿見町にはヨットの名門校である霞ヶ浦高等学校が、1967年に埼玉国体のとき、霞ヶ浦でヨット競技が行われ、茨城県が総合1位に輝きました。選手の中には地元阿見町の選手もいたと聞いております。

さらに、阿見町には茨城県のセーリング協会の役員が、理事長と副会長が2名おり、茨城県のセーリング協会を牽引していると聞きます。そういう人材がいるので、ぜひとも、阿見町にセーリング種目開催誘致をお願いしたいと思います。

阿見町には国民のためにいろいろな形で支援していただける自衛隊があります。ここに自衛隊OBの藤井議員もおりますが、自衛隊の協力を得て、ぜひとも阿見町に開催できるようお願いをいたします。

また、そのほかの競技、公開競技、デモンストレーションスポーツについても、誘致に向けた検討をお願いしたいと思います。阿見町にはほかにも全国レベルの競技があります。例えばバドミントン、剣道などがあります。しかし、残念ながら、全国から選手を呼んでも競技をする施設がありません。ぜひともこの機会に総合体育館・競技施設等の整備をして、町民のさらなるスポーツの振興を図ってはどうかと思います。

阿見町には日本を代表する霞ヶ浦があり、アウトレット、予科練平和記念館、また道の駅も計画されております。阿見町が全国にアピールする絶好の機会だと思いましたが、町長はどのように考えているのか伺います。どうかよろしくお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 久保谷議員の質問にお答えいたします。

議員の質問の、2019年、平成31年に第74回国民体育大会、いわゆる国体が茨城県で開催されることは、新聞等を通して報道されており、久保谷議員を初め皆様に周知のとおりと思います。国体は、各都道府県持ち回り方式により毎年開催され、昭和36年から、国のスポーツ振興法、現在のスポーツ基本法に定める重要行事の1つとして、日本体育協会・文部科学省・開催地都道府県の三者共催で行われているものであります。茨城県では昭和49年に第29回大会が、水と

緑のまごころ国体をテーマに開催されており、74回大会は45年ぶり、2回目の開催となります。

さて、1点目の「国体競技の市町村開催意向調査について、当町にどのような話があり、町としてどのような取り組みをしているのか」について、2点目の「霞ヶ浦高等学校が力を入れているセーリング競技を、自衛隊武器学校の協力を得て阿見町が開催し、阿見町を全国にアピールすることについて、どのように考えているか」について、関連しておりますので、あわせてお答えします。

最初に、これまでの競技会場誘致についての流れを御説明いたします。今年の8月に、県保健体育課スポーツ振興室による市町村訪問、9月に市町村開催希望予備調査、10月に県庁での国体説明会、11月18日締め切りの市町村開催希望正式調査という、一連のスケジュールで検討してまいりました。

まず、8月の県保健体育課スポーツ推進室市町村訪問については、国体開催に向けた概要説明と各市町村の既存施設の状況並びに今後の整備計画等の調査があり、これを受けて、当町としては、国体誘致の可能性について、検討を開始することといたしました。町内の既存施設においては、国体で実施される正式競技等に対応できる施設はございません。しかし、平成13年度当時、当町で盛んなバドミントン競技等の、国体レベルの大会開催が可能な規模である、総合体育館の建設計画があったものの、その後町の財政状況により、建設計画が休止状態であることから、国体開催を契機に、計画再開に向けた再検討を行うことといたしました。

また、町では、霞ヶ浦南岸に接しており、セーリングでオリンピック選手も輩出している霞ヶ浦高等学校のヨット部もあること、さらに、県セーリング連盟の副会長も当町にいらっしゃることから、セーリング競技の誘致についても検討を進めることといたしました。

次に、9月の市町村誘致開催希望予備調査については、体育館建設計画の再開及びセーリング競技会会場誘致の検討を進めていることから、現在検討中と回答したところです。

次に、10月の県庁で、国体説明会において、国体開催に向けた具体的なスケジュールや会場地選定の手順、競技種目等の説明があり、市町村開催希望正式調査の締め切りが11月18日と示されました。この市町村開催希望正式調査に向けて、競技会場誘致の可能性を検討してまいりました。

総合体育館については、平成13年度に策定した建設計画を検証し、整備スケジュール及び財源をシミュレーションしたところ、いまだ当町の財政状況は厳しく、残念ながら、事業再開は困難であるとの判断をいたしました。

また、セーリング競技につきましては、限られた時間の中で、施設の整備計画を策定することが困難であることから、霞ヶ浦に通ずるスロープを有する陸上自衛隊武器学校及び防衛省技術研究本部土浦試験場に対して、会場使用の打診をいたしました。武器学校及び試験場側とし

ては、湖岸スロープの安全対策として、有刺鉄線等の施設があることや、火器等も使用する実験を行っていること、さらに、8年後の開催となることから、現時点では許可ができないとの回答を受け、セーリング会場としての誘致について、難しい状況にあります。しかしながら、セーリング競技につきましては、霞ヶ浦を使用しなければ実施できない競技であり、阿見町は湖岸に面している地理的位置や、交通アクセスなど好条件に恵まれており、国体を誘致することが町の活性化につながることから、誘致手法の形態にこだわらず、可能性がある限り、茨城県等に働きかけていきたいと考えております。

これはやはり、霞ヶ浦湖岸の砂場っていうか、そういうものが、非常に阿見町としても観光政策とか、そういうものに非常に結びついてくるんでね、これをもう少し煮詰めていきたいなと、積極的にかかわっていきたいなと、そういう考えを持っております。

さらに、正式競技以外にも、公開競技やデモンストレーションスポーツの開催調査が別途行われますので、競技種目や会場等を検討し、でき得る限り、開催を希望してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 自衛隊のほうと折衝をしたという話なんですけど、阿見町のほうではどなたがかかわって、また、相手はどの部署で、そういうこちらの話を聞いてくれたかっていうことをちょっと伺います。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生涯学習課長建石智久君。

○生涯学習課長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。防衛施設のほうには、私が直接お話伺ってまいりました。武器学校のほうは広報援護班のほうの班長さんと直接お話しをさせていただきますして、国体開催の経緯、並びに私どものほうがこういう形で実施をしたいんだというお話をさせていただきますして、その内容を受けて、先ほど町長が答弁したとおりの回答をいただいたところでございます。

技研のほうにつきましても、技研のほうの所長さんらとお話をさせていただきますして、やはり火器等の使用があるということと、複数日の開催、まだその辺の詳細のところまで示されないんですけども、想像するに4日もしくは1週間程度の開催ということになりまして、8年後のどういった研究もしくは実験が行われるかという見通しが立たないので、そういった状況ではなかなかお話を受けかねますというような、そういう御返事をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 国体はですね、いろいろなところで毎年やってるわけですが、自衛隊

はどこでもこれ、協力するっていうような形でね、やってるわけです。で、本当にこれ、国民の生命・財産を守るために活動はしてますが、そのほかにですね、オリンピックや国体など、運動競技における式典、通信、その他協力をしてますよってことで、いろいろな自衛隊のやつをやってるわけですよ。だからこれ、持ってき方っていうかね、それをやっぱり、武器学校のトップとかと町長との折衝とか、そういう形でやるほうがいいのかないかなというふうに思いますが、その辺はどういうふうに考えてるのか、ひとつお願いします。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 年末か正月明けには、表敬訪問を校長のほうにしますんで、こういう話もしてきたいなと。やっぱり自分自身が前面に立ってね、やらなければ、解決つかないことっていうことがあると思うんでね、そういう面では、表敬訪問したときにも、この国体の話等をさせていただきたいなと思います。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） あとですね、建石課長にはいろいろと努力はしていただいているというふうに思いますが、実際に私らの議会の、っていうか、私が勉強不足なんだかわかりませんが、これあの、本当に、来年の早々じゃないけど、これもうね、さっき言うと、締め切ったとか何とかちゅう話になっておりますが、やっぱりこれ、議会にもそういう話をさせていただきなごらね、また、これ町の各スポーツ団体とかそういうやつ、競技種目について、話し合いとかそういう場を設けたことはあるんですか。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生涯学習課長建石智久君。

○生涯学習課長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。先ほど町長の答弁の中でも、会場地選定の手順をあらかじめ御説明をさせていただきました。再度繰り返しになりますが、一連の流れで行きますと、8月に市町村訪問がございまして、県の中では、3月に知事のほうからまず開催の表明があったわけですけども、それを受けて県の内部の中でいろいろ協議を経た中で、各市町村のほうに状況の確認にまず当たられたということが、まず第一義的な動きでございまして、で、そのときにその県の担当の方といろいろお話を伺いまして、まず最初にですね、既存の施設で、県内の市町村の中でまずでき得る、これがまず大前提。で、まずこの自治体はまずどこだろうかということが1つございまして。

それと、そもそも論として、自治体の中で建設計画、そういったものがもちろん有して、今現時点で絵を示せるような計画があれば、そういったものをまず示していただきたい。そういうことがまず第一義的にございました。

そういったことを受けまして、早速その検討に入ったわけですけども、残念ながら既存の、私ども阿見町にある体育施設の中には、その競技に対応する施設がございません。で、競技規

模が、当初私どものほうで考えてきたレベルと、ダンチで違いまして、例えばテニスコートで行きますと、20面がなければ対応ができない。ゴルフ競技で行けば54ホール必要でなければいけない。そのほかの体育館については、当然その既定の、バドミントンで行きますと8面が必要になるわけです。で、そういったことで、私どものほうの計画がまずあったものが、体育館が凍結することになっておりましたので、その体育館そのものが、その国体の競技に対応する計画を持っておりましたので、まずそれが前倒しといたしますか、建設計画が再度検討できるかということに着手したところです。

そういった事情がございますので、改めて競技種目の皆さんをお呼びして、この種目はいかがですか、この種目はいかがですかという協議をする以前に、物理的な対応ができておりませんので、そういった調整は行ってきてございません。

以上でございます。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 各種団体の、例えば体育推進員とかね、そういう人と、私は1回集まって、こういう話がありますよというふうな話ぐらひは、皆さんでしていただいたほうがいいのかなというふうに、私は思います。

まあ、そういう中で、本当に、本来であればやっぱり、町もセーリング協会の役員さんもね、はっきり言ってこれ、理事長、副会長が2名いますんで、それを呼んで——実際のところこれ、県のほうで12月7日の日、県庁のほうでね、セーリング協会のほうで、何て言うか、希望理由っちゅうのがあって、そのトップにやっぱりこれ阿見町を挙げているわけですよ。そういう中でやっぱり、そういうやつを、やっぱり、だれが考えても一番最初には、私らほうのほうでは、やっぱりセーリングっちゅうやつが一番最初に頭ん中に浮かぶのかなというふうに思いますんでね。

そういう中でこれ、一番ね、希望理由っちゅうのがありますが、阿見町がトップにあつて、まあ土浦はいろいろな考慮する部分もありますよっていうやつも書いてあるんですが、阿見町の場合はね、例として、昭和42年及び49年度、セーリング競技が土浦市で開催されました。その当時と今年度、山口国体を含む近年の競技内容が大幅に変更されました。10種別60レースを消化しなければなりません。競技会場は、A面・B面、これ地図あんですが、の海面を使用し、コース上下1,000メートル以上距離を有するコースが不可欠です。武器学校は霞ヶ浦湖面に面したスロープ、レースが、運営、風の強弱、時間配分に対して、利便性が非常に魅力的ですということで、セーリング協会がこれ出してんですよ。

そういう中で、やっぱり本当にね、前向きに考えていただいとるというふうに思いますが、本当にあの、最善の努力をしてね、一番は本当に武器学校の中がいいというふうに思いますが、

もしだめだった場合には、協会のほうで話をしてるのは、本当に100メートルぐらいのところを砂浜化をしても、そこでできますよって話もしてるし、そうすれば前から細田議員とか話をしてる砂浜化、また、その中で、堤防を桜堤か、そういう部分でね、先ほど吉田議員も質問をしていましたが、ストックヤードの利用とかね、いろいろ多方面で考えながらできるんじゃないかなというふうに思いますが、そういうふうな形の考え方はないんですかね。

○議長（佐藤幸明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） どういうふうにしる、やっぱりどういうふうにしたら国体が開けるのかっていうのは、やはりセーリング協会のね、根本理事長や中村副会長とか、岩月さんとかね、そういう人たちが今、阿見町のほうでセーリングのほうのみんな運営をやってるわけだから、そういう人たちと本当にね、話し合っ、町が誘致できる条件というか、そういうものを精査していかなければいけないと思うんですよね。町としてみれば、本当に、そういう霞ヶ浦の100メートルとか150メートルの砂地とか、そういうものは、やっぱり国体っていう大きなイベントということがあることによってね、財源も、これならやろうというような、阿見町の人たちに理解していただける、そういうイベントだと思うんで、そういう面では積極的な形で話し合いをしながら、そして実現に向けてどういう、やっぱり、障害があるのかとか、そういうことをやっぱり話し合っ、いきたいなと、そう思っております。

いろんな問題提起をしていただいて、それで早目にね、そういうセーリングの執行部の人たちと話し合いを持って、町で誘致できる条件というものをを出していただいて、町がそれができるのかどうか、そういうことを考えていきたいなと思います。

○議長（佐藤幸明君） 6番久保谷充君。

○6番（久保谷充君） 本当にね、こういうことはね、本当に民間であればね、本当にこんなによいビジネスチャンスっていうか、そういうことが、本当にね、降ってわいたようないいことだというふうに思いますのでね、本当に阿見町が先ほどから言うようにね、霞ヶ浦、予科練記念館、その他観光資源をね、本当に全国にアピールできる絶好の機会だというふうに思いますので、まあ、あきらめることなくね、最善の努力を、町のほうでしていただいて、8年後の茨城国体の中で、阿見町が本当にね、アピールできる部分を、皆さんで本当に、我々も含め、やりますので、ひとつその辺よろしく願いをいたします。

これで終わります。

○議長（佐藤幸明君） これで、6番久保谷充君の質問を終わります。

休会の件

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、12月16日から12月21日までを休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（佐藤幸明君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午後 2時51分散会

第 4 号

[12 月 22 日]

平成23年第4回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成23年12月22日（第4日）

○出席議員

1番	佐藤幸明君
2番	平岡博君
3番	川畑秀慈君
4番	難波千香子君
5番	紙井和美君
6番	久保谷充君
7番	石井早苗君
8番	柴原成一君
9番	浅野栄子君
10番	藤井孝幸君
11番	久保谷実君
12番	吉田憲市君
13番	小松沢秀幸君
14番	倉持松雄君
15番	大野孝志君
16番	櫛田豊君
17番	諏訪原実君
18番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君
教	育	長 青山壽々子君
総	務	部 長 坪田匡弘君
民	生	部 長 横田健一君

生活産業部長	篠崎慎一君
都市整備部長	横田充新君
教育委員会教育次長	竿留一美君
消防長	川村忠男君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務課長	篠原尚彦君
企画財政課長	湯原幸徳君
児童福祉課長	高須徹君
町民活動推進課長	飯野利明君
水道課長	坪田博君
生涯学習課長	建石智久君

○議会事務局出席者

事務局長	小口勝美
書記	大竹久

平成23年第4回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成23年12月22日 午前10時開議

- 日程第1 議案第88号 阿見町暴力団排除条例の制定について
- 日程第2 議案第89号 阿見町行政組織条例の一部改正について
- 日程第3 議案第90号 阿見町保育所における保育の実施に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第91号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第92号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第93号 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第5号）
議案第94号 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第95号 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第96号 平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
議案第97号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第98号 平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第99号 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第100号 平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第6 請願第2号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第7 請願第3号 早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願
- 日程第8 意見書案第2号 教育予算の拡充を求める意見書（案）
- 日程第9 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時01分開議

○議長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第88号 阿見町暴力団排除条例の制定について

○議長（佐藤幸明君） 日程第1，議案第88号，阿見町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る12月13日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告いたします。

当委員会は12月19日、午前10時から午前11時22分まで、審議を行いました。出席委員は6名で、議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員15名、議会事務局2名の出席をいただきました。

まず、議案第88号、阿見町暴力団排除条例の制定について質疑を許しましたところ、具体的に阿見町では今までどういうことがあってこの条例を制定するのか、また第2条第3号の規定とは何かという質問があり、阿見町では近年において、暴力団に絡む事件とか摘発・検挙というものはありません。また、茨城県暴力団排除条例第2条第3号の規定というのは、暴力団等の意味で、暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものということですのでという答弁がありました。

また、阿見町にも暴力団員がいるのかという質問があり、町内には暴力団組織は松葉会系1団体を把握していますという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第88号、阿見町暴

力団排除条例の制定については、全委員賛成により、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第88号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第88号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第89号 阿見町行政組織条例の一部改正について

○議長（佐藤幸明君） 日程第2、議案第89号、阿見町行政組織条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、去る12月13日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は12月16日、午前10時に開会し、午前10時34分まで、慎重審議を行いました。出席議員は全員の6名で、議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員13名、議会事務局2名の出席をいただきました。

初めに、議案第89号、阿見町行政組織条例の一部改正について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、以前は組織を改正して小さくしたと思うのですが、今回は増やすということになります。どのくらいの支出が予想されているのでしょうかとの問いに対して、

組織機構改正することによって職員を増やすことは考えておりません。交通防災課は町民活動推進課のほうで今進めている事業で、その中から振り分けるということですので、新たな職員を採用し人件費が増えるということは考えておりません。しかし、部が増えるということになると、管理職手当等で数十万程度増えるかと思えます。

また、今回の部の再編に伴って、一部の場所の移動を検討する必要があると思えますので、若干の修繕関係はかかると思えますと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第89号、阿見町行政組織条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第89号についての委員長報告は原案可決であります。本案は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第89号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第90号 阿見町保育所における保育の実施に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第3、議案第90号、阿見町保育所における保育の実施に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については、去る12月13日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 皆様、おはようございます。

いよいよ今年も余すところ少なくなってしまうました。年の終わりが見えてきましたが、今年には未曾有の出来事があり、だれもが生涯忘れ得ぬ年となることと思えます。まだ被災の影響

は続いております。今年をあらわす言葉は「絆」だそうです。きずなを強く持ち、あきらめない精神が、日本人の底力です。これからの日々、自覚して進んでまいりたいと思います。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果を、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は去る12月16日、午後2時に開会し、午後4時36分まで、慎重審議を行いました。出席委員は6名の全員参加でありました。佐藤議長の出席をいただき、議案説明のため執行部より天田町長を初め関係職員18名、議会事務局より局長他1名の出席をいただきました。つけ加えまして、2名の傍聴者がありました。

初めに、議案第90号、阿見町保育所における保育の実施に関する条例の一部改正について、審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

第4条の保護者負担金の減免があるが、これは災害とか生活困窮、その他特別な事由により、負担金を納付しないことができるか書いてあるが、災害とか困窮の度合いとかの細かいところの基準は何か示してあるのか、ただその都度判断するのかという質問に対して、細かい規定は特に定めてなく、ケースバイケースということで検討している状況ですという答弁がありました。

この答弁に対し、今度の災害でも、ぐしが落ちたとか半壊程度とかという限度、生活困窮も、この程度の人ならというのを、ケースバイケースですと、担当者の自由裁量になる可能性が十分にあるし、ある程度公平でないと、どこかで決めておかないと、個人判断ですることになり、担当者はかわるのでその都度不公平が出てくるのではないかという質問があり、これに対し、これを適応させるに当たっては、各担当課の部署部署の例などもあるので、整合性をとった中で運用している状況ですとの答弁がありました。

また、これに対し、保護者の負担なのであるから、担当部署自身で施行規則をつくり、だれが判断をしても納得がいくような条例の下部の規則なりをつくる必要があると思うが、どうなのかと意見が続きました。

第三者の方にも説明責任がつくような形で整えておく必要があると思っているので、法令関係の担当部署と相談しながら整えていきたいとの答弁がありました。

続いての質問は、5条もやはり基準はないのかという関連質問がありました。これに対し、保育の実施の解除というのは、保育が必要だということで、保育所なり今後家庭的保育事業での保育をしていくわけけれども、家庭の状況とか家庭の申し出によって、保育の実施を解除するということだと答弁がありました。

以下すべて関連事項ですので、質問、答弁という形で報告いたします。

質問。基準に該当しなくなったかどうか判断する基準はあるのか。

答弁。考えられる部分は家庭の中で保育する環境が整ったとか、第5条の第2項の部分である項目の内容で解除を行うことになる。

質問。5条についてはある一定の大枠の基準はあるが、4条については特にない。いわゆるケースバイケースということで、減免をするのにケースバイケースでは、ある意味であってはならないのではないかと。基準がきちんとあって、その基準に抵触するかどうか、そのとき法令が当てはまってくるということではないと、判断基準がないということであるので、条例なり公平平等でなくなることは十二分に考えられる。一定レベルのところでは基準を明確にしておく必要があるのではないかと。

答弁。ある程度の大まかなボーダーラインをシミュレーションし、基準的なものを示していく必要はあると思う。

質問。今日この4条の中にはその基準がないとしたら、この条例は基準をつくってから上程すべき内容ではなかったのか。

答弁。総務の文書法令の担当と確認し、基準的なものをどこに盛り込み整理した方がいいのか確認した上で行っていきたい。

質問。生活困窮者、その他いろいろな事由があるということでケースバイケースと聞いたが、くっきりと線引きしてしまうことで、法の網にひっかからないでもがいている人が非常に多くいる。年収200万以下、500万以下と区切っても、いろいろな事情が隠れていて、保育料が払えないという例もあるが、ケースバイケースというのはその部分を指しているのではないかと。

答弁。その部分も含まれていると思う。線引きすることはものすごく慎重にしないといけないけれど、まずは今現在困っている人を助けるという方向で考えていただきたいと思う。

質問。この議会中に規則をつくれるのか。

答弁。ここの整え方の内容については、今回の議会中での提案は難しいと思う。

質問。文書で細かく厳格に基準を決めたほうがよいとは思いますが、一々細かく文書化できない部分もあって、少し期間を置いて条例を考えるといても、文書にあらわせない部分があってもよいのではないかと。

答弁。減免の取り扱いについては、税の関係の減免もあり、今回は保育の負担金ということだが、減免に対する考え方は基本的には同じと考えている。画一的な判断ですということではなく、それぞれの個々の状況に応じて、その担税力があるかどうか十分調査して、判断して減免をするという考え方でいる。そして、この条例の施行は25年4月を予定しているので、それまでにはある一定の基本的な基準を示すことはできる。

質問。いわゆる減免の条例をつくるわけだから、ある程度の基準がなかったらおかしいので

はないか。条例ですべてがケースバイケースというのは、基準があつて、基準から外れたものをどう判断するか、まさしくそれは職員の姿勢が問われていることだと思う。基準をはっきりつくって、その基準から外れるものについてはケースバイケースだと、そういうことがこの条例をつくった上で、これをうまく活かしていく方法だと思うがどうか。

答弁。そのようにつくっていきたいと考えている。

質問。それでは、これは25年4月1日からなので、この議会で決めなくても、それがはっきりしてから決めてもいいのではないか。

答弁。条例の構成が、第1条の部分は家庭的保育を実施するという部分で、これは来年からの家庭的保育の実施をしたいということで条例改正するもので、第2条はその他の保護者の負担金とか減免を、新たに追加したという部分で、これは25年4月から施行させたいということで、2つに施行日が分かれている。なので、負担金と減免については、25年の4月からだが、早急につくって示していきたいと思う。

質問。提案は、今まで保護者の負担金の減免とか保育の実施の解除がなかったのを新たに付け加えて、それを25年の4月からやるということだから、1条だけにして、2条、3条については削除して、審議対象にしないほうがすっきりするのではないか。25年4月に間に合うように、納得がいくような規則の概要をつくってまた上程するとして、焦る必要はないのではないか。

ここで暫時休憩が入りました。休憩2時37分。2時56分まで休憩といたしました。

休憩に引き続き再開。

説明がありました。

2条関係の施行日が25年の4月からということで、家庭的保育を実施するために、その施行日に合わせて、条例もこの施行日に規定したい。その中で、あわせて保護者の負担金とか減免、保育の実施の解除という部分を、今まで条例になかった部分を追加して改正するということがある。減免の規定については、今施行している保育所における保育という条例の中で、その規則、減免に関する部分については、阿見町保育料徴収規則というものがあり、その中で保育料の減免という規則があるが、今回はその規則をきちんと条例に示すことができてないということだが、今の保育料の徴収規則の減免のほうを一部改正していきたいということなので、それについてはこの条例を制定した後でないと、規則も定められないということであるので、今回、併せてその文言の整理と、その2条関係について追加し、規則についても今年度中には一部改正としてつくっていききたい。

質問。条例ができないと規則ができないと言いましたが、条例が通ればこんなになるよという規則が出てこない、本当の意味の条例の審議はできない。25年の4月なら、2条以下は改

めてやるほうがすっきりするのではないか。

ここで1条だけを残し、2条以下を削除する修正案をという発言があり、暫時休憩に入りました。

3時5分から3時40分まで休憩をいたしました。

休憩前に引き続き再開しました。

本案に対し、修正案の審議を行いました。

ここで修正案について説明をいたします。

議案第90号、阿見町保育所における保育の実施に関する条例の一部改正についてに対する修正案について、お手元に配布のとおり、案文を添えて提出いたします。

議案第90号、阿見町保育所における保育の実施に関する条例の一部改正についてに対する修正案。

議案第90号、阿見町保育所における保育の実施に関する条例の一部改正についての一部を次のように修正する。お手元に案文が配布されていると思いますが、第2条を削除し、附則を「この条例は公布の日から施行する」に改めるものです。

次に、修正案の提案の理由を申し上げます。会議中における質疑応答の内容は、先ほど詳しく御報告させていただきましたが、児童福祉法の改正に伴い、保育に関して従来の保育所における保育の実施に加えて、25年4月より開始される家庭的保育事業による保育が加えられることになり、その条例追加のため、今までの条例の一部改正を行うための審議でした。その項目は2条からでしたが、その中で、保護者負担金の減免、第4条児童の保護者（ほかの扶養義務者を含む）が、災害、生活の困窮、その他の特別な事由により、前条第1項または第2項の規定による保護者負担金の納付ができないと認めるときは、その全部または一部を減額し、もしくは免除することができるという条例に対して、災害、生活の困窮、その他特別な事由により減免することができるという条例に対して、減額、減免について具体的にどのようなときにするのか。答弁ではケースバイケースであると言ったが、減免をするのにケースバイケースは問題があり、そのときそのときの内容によって判断をしていく判断基準がなければ、公平平等でなくなることは十二分に考えられる。一定のレベルのところで基準を明確にする必要がある。基準をつくる必要がある、この条例の中にはない。ゆえにきちんとつくって、その内容についてもきちんと説明ができる体制で上程をすべきである。施行が25年4月からなので、検討し、施行規則を作成して上程していただきたいとのことで、修正案を出させていただきましたとありました。

この修正案に対し質疑を求めましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、異議あり。異議がありましたので、起立によって採決し、議案第90号、阿見町保育所における保育の実施に関する条例の一部改正については、修正案を賛

成多数により可決いたしました。

当委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

議案第90号についての委員長の報告は、修正であります。

これより修正案についての質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

採決の順序は、初めに修正案を採決し、次に修正案の部分を除く原案を採決いたします。修正案が否決された場合には、原案について採決いたします。

まず修正案について起立によって採決いたします。

修正案について賛成の諸君の起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立多数であります。

よって修正案は、可決することに決しました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決をいたします。

ただいま修正議決した部分を除く部分について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって修正議決した部分を除く部分は、原案どおり可決することに決しました。

議案第91号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について

議案第92号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第4、議案第91号、阿見町附属機関の設置に関する条例の

一部改正について、議案第92号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

本案については、去る12月13日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 先ほどに引き続き、御報告申し上げます。

議案第91号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第91号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第92号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第92号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第91号から議案第92号までの2件についての委員長報告は、原案可決であります。本案2件は、委員長の報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第91号から議案第92号までの2件は、原案どおり可決することに決しました。

-
- 議案第93号 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第5号）
議案第94号 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第95号 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第96号 平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
議案第97号 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
議案第98号 平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第99号 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第100号 平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第5、議案第93号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第5号）、議案第94号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第95号、平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第96号、平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第97号、平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）、議案第98号、平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第99号、平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第100号、平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）、以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る12月13日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長川畑秀慈君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長川畑秀慈君登壇〕

○総務常任委員会委員長（川畑秀慈君） 先ほどに続きまして、御報告申し上げます。

議案第93号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第5号）うち、総務常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、収入の部で和解金の4億9,000万が財調に入ってきますが、そのお金に対してどのような計画を立てているのかという問いに対して、まずこの4億9,000万の予算の位置づけについて説明をさせていただきたい。

町の予算を編成するに当たりましては、歳入と歳出の中で事業を進めます。歳入の中では、例えば国・県からいただく補助金・交付金は、その目的事業に当たる特定の財源になります。それ以外は町税・交付税とかは、広く予算の中の歳出の中の一般財源に組み込むことになりま

す。この4億9,000万というのは、川崎重工業に対しての損害賠償、それに伴って川崎重工業が和解金として阿見町に支払うということで、もともと町の一般会計の財源としてとらえていた経緯がありますので、考え方としては、広く一般財源としての考え方になります。

その中で、町は予算編成をする前に、政策的な経費、経常的な経費、経常的な経費以外に単年度あるいは数年度で完結するような事業、これは総合計画や町長の考え方に基づいて実施する事業ですが、そういった事業を3カ年実施計画の中で取り決めていきます。

例えば、来年度はかなり項目があります。霞クリーンセンターの維持補修工事。これは、クリーンセンターの延命をさせるためには、計画に沿って維持補修をしていかなければならない。これは単独で1億400万ぐらいの予算がかかるということ。それと、学校の耐震化事業ですが、これが、24年度で、事業費としては2億6,100万ですが、補助金ですとか地方債を除くと、一般財源が6,600万円ぐらい、来年度はかかります。それと、大きいのは給食センターの整備があります。24、25年2カ年ですけれども、24年度が約16億円かかるということで、補助金とか地方債を引いても、一般財源が4億4,700万、25年度も含めると約5億円かかります。それから道路の新設改良、町道の整備ですとか都市計画道路の整備ですとか、そういったものの整備で約2億5,000万程度支出をする必要があります。それから、新たな保育所の整備があります。また、来年度防災の関係で、役場庁舎の中にも非常用電源設備を設けるので、それが約6,000万円です。

それ以外にもあるのですが、そういうことを考えると、3カ年実施計画の中では、約55億円ぐらいの全体の事業費がかかります。その中で例えば、補助金とか地方債を引きますと、一般財源としては14億円程度必要になります。現在予算編成を進めていますが、歳入として約143億程度。それと歳出の中で149億6,000万程度。財源の不足が6億3,000万になります。

それに加えて、今回放射能対策が約1億2,000万円ということで、約7億5,000万程度の財源の不足が生じることになります。それをどういふもので補うかということになります。それは財政調整基金ですとか、23年度の決算の中での収支、実質収支に伴うその繰越金で賄わなければならないということになります。

今回4億9,000万は、政策的な経費の事業に使っていくしかないと考えています。現段階の中ではそれを財政調整基金の中に繰り入れて、来年度の財源不足分の部分について補っていくということだと思いますという答弁がありました。

次に、質疑を許しましたところ、3月11日に大きな震災があり約1年たつが、家屋等破損した町民もいるが、その人たちに補修の一部、また見舞金等を検討してもいいと思うが、どのように考えているのかという問いに対して、議会のほうからそういった趣旨で要望が出てきたのは重々わかって承知しています。今回の大震災で、それに対応する町の考え方としては、まず

町全体の道路とか、皆さんが困って危険な状態になっているというようなところを最優先の事業として取りかかっていたいということです。

これだけでも3億7,000万ぐらいかかります。補助金で六千数百万しかいただけませんので、3億円以上の負担はかかるということです。これを最優先にやっていきたい。

さらに放射能対策です。これも町民の方の安心安全のために優先してやらなければいけない。今環境省と協議して必要な手当てはしていただけるということですが、優先的に町の財源も使っていかなければいけない。これも財源を投入したいということ。

それと、今回の震災の課題で、町には防災行政無線がない。これも緊急にやらなければいけない。さらに、町が防災対策本部ということで本部になったわけですが、夜発電の装置がなく、真っ暗なところに対応し、機能的に不足したということで、これは緊急に、来年度非常用の自家発電設備で6,000万円以上の投資もしなければいけない。

家が壊れ、一部破損された方で、大変お困りの方もいらっしゃるかと思いますけども、町全体4万8,000人の方が不自由な面をしている、危険な思いをしているということを最優先にやっていきたいというようなことで、今述べたことに財源を充てていきたいと考えていますと答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論あり。

今説明のあった事業は、年次計画の中でやっていけばいい。4億9,000万だけを充てるわけではない。そういうことを考えると、今回の町長執行部の答弁に対して、反対をしたいと思いますと反対討論がありました。

次に、討論を許しましたところ、優先度合いからすると、4億9,000万は、今説明があったように、これからかかる事業に対して使ったほうがいいと思いますので、賛成をいたしますと賛成討論がありました。

次に、討論を許しましたところ、4億9,000万全部を使えというのではない。本当にお見舞金でもいいから、町は町民の痛みを感じていると言って出してやってほしいと思うので、反対しますと反対討論がありました。

次に、討論を許しましたところ、612人の署名があり、全議員の要望に少しは耳を傾けてほしいと思う。4億9,000万入ったからその和解金で行ってほしいという表現も適切ではなかったかもしれない。しかし、請願があり、議会が全会一致で可決したということに対して、これくらいまではできるという話を聞きたかった。議会には予算の執行権ということに関しては権限はないけども、ただ、全議員賛成のもとに可決したということに対しての重みを感じてくれないことに対して、非常に残念でならない。そういうこともあり、この補正予算には反対しますと反対討論がありました。

討論を終結し、採決に入り、議案第93号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第5号）うち、総務常任委員会所管事項は、賛成少数により否決いたしました。

以上で委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 次に、民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） 先ほどに引き続き、御報告申し上げます。議案第93号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第5号）うち、民生教育常任委員会所管事項についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

1点目、民生費。県補助金19ページの中の28、安心子ども支援事業費補助金1億1,300万の内容は何かの質問に対して、民間保育所の誘致事業を推進している中での荒川本郷地区の民間保育所の誘致の件で、今年度、23年度の補助事業を要望し、前倒しで補助事業を入れて、事業については、翌年、24年度に繰り越して、24年度の整備をするという決定をして、その補助金として、県からの歳入部分の額であるとの答弁がありました。

続いて、質問。荒川本郷にできるあの保育所のお話だが、法人ができるかどうかわからない状態で建設の方向に進んでいるが、補助金として前倒しでよいのか。

答弁。この安心子ども基金の担当が、県のほうでは子ども福祉課という部署で、社会福祉法人の許認可の担当も子ども福祉課で行っている。事業者が社会福祉法人の認可申請書を提出したと聞いているので、年明け2月に県のほうで認可の審議会が開かれるようなので、おりれば、町のほうでこの民間事業者を誘致の事業者として決定し、土地を町で用意し、貸し付けて整備させることになれば、この法人が確実に社会福祉法人として保育事業を行う担保ができるということで、法人登録をしていただき、補助金の申請を提出すれば、速やかに内示が出ると県の説明があったとのことでした。

次に、18ページ。補装具の給付事業30万について、どのような補装具が使われているのか。

答弁として、障がい者の方の補装具ということで、年度によって新規だったり修繕だったり増減がある。今年度は義足の方が2件あり、新規で90万6,000円。ニーズに対しての要望に対する形で給付している。そのほかは車いす。これも障がい者の傷害程度に合ったものなので、オーダーメイドで単価が20万とか30万の金額になるので、これらを含めて増額していると答弁がありました。

次の質問は、生活保護の方に対しての補装具代はどうなっているのか。

答弁として、生活保護の方に対しては、国・県の補助があるので、それを使って、町の負担を合わせて全額負担となっているということです。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第93号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第5号）うち、民生教育常任委員会所管事項につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第94号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第94号、平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第98号、平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

住宅改修は償還払いで、低所得者は一時10割を払わなくてもいいとなっていたので、利用者が多いのではないかと心配したが、その後規則改正してから、利用状況はどうかという質問に対し、現在のところ利用者は1名であるとのことでした。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第98号、平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第99号、平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑あり。

24年度には廃止になるとかいうようだが、後期高齢者の動向は、現在どうなっているのか。

これに対し、24年、国のほうで後期高齢者制度を廃止するというようなことが問題になっていますが、今のところはそのような情報はありませんと答弁でした。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第99号、平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐藤幸明君） 次に、産業建設常任委員会委員長柴原成一君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長柴原成一君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（柴原成一君） それでは、議案第93号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第5号）うち、産業建設常任委員会所管事項の審議を行いましたので、審査の

経過と結果を報告いたします。

質疑を許しましたところ、町民協働推進事業の新しい公共の場づくりのための提案型モデル事業補助金の内容は何かという質問があり、事業名としましては、高齢者の健康づくりのためのアニマルセラピーの事業ということでございます。

具体的な概要ですが、地域の高齢者の方々とともに過ごす場所を提供し、健康づくりの手助けのための犬と猫を活用したアニマルセラピーモデル事業を実施することを目的としまして、地域連携のネットワークをつくるということと、効果の測定調査をしながら、健康づくりのアドバイスを行うアニマルセラピーを実施するということだそうですという答弁がありました。

また、道路新設改良費の調査委託の場所はどこかという質問があり、二区南、朝日燃料庫前の線路敷の工事にかかる委託料です。建物や工作物の現況を把握するため、調査のためですとの答弁がありました。

また、町民活動推進費の中の集会施設整備事業133万7,000円とあるが、場所はどこかとの質問があり、上条地区に対する補助ですとの答弁がありました。

また、平地林保全整備事業は今回はどこかという質問があり、福田地区2.1ヘクタール、実穀1.99ヘクタール、吉原地区2.16ヘクタール、埴地区1.56ヘクタール、合計7.94ヘクタールですとの答弁がありました。

また、農業金融対策事業の系統農業災害資金（原発事故）利子助成金2万2,000円があるが、何かとの質問があり、原発事故に伴い、損失を被った農業者から、損失保証金が出るまでのつなぎ資金を、JAグループ茨城が協調して創設されたもので、貸付金利が0.5%、県の補助が0.25%、残りの半分の0.25%を町で助成するものですとの答弁がありました。

また、耐震診断事業の14万円の内容はという質問があり、今年度当初5件分の予算を組み込んであったのですが、計9件の申し込みがあり、4件追加の金額ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第93号、平成23年度阿見町一般会計補正予算（第5号）うち、産業建設常任委員会所管事項は、全委員賛成により、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第95号、平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の審議につきまして申し上げます。

質疑を許しましたところ、災害復旧費があるが、具体的に3.11の地震で阿見町の下水道にどういった被害があったのかという質問があり、災害箇所としては6カ所。下水道管渠のゆがみ、宅柵と下水道管の接続部分の外れ等があり、主なものは下水道管渠のゆがみですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第95号、平成23年

度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第96号、平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について、質疑を許したところ、本郷第一地区区画整理の整理地の販売状況はどのようになっているのかという質問があり、23年度で10区画販売しております。残り19区画ありますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第96号、平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第97号、平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、質疑を許したところ、小池地区施設管理費、君島大形地区施設管理費で、施設修繕料、小池が118万1,000円、君島大形地区が345万5,000円とあるが、地震の影響で修繕するのか経年変化で修繕するのかという質問があり、経年劣化の分類になりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入る。議案第97号、平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

続きまして、議案第100号、平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）について、質疑を許したところ、今回、給水収益で453万1,000円の減額になっているが、どうしてかという質問があり、人件費の減額があり、収支を合わせたためですとの答弁がありました。

また、供給水量の増減はどうなっているのかという質問があり、東日本大震災の影響で、断水後の供給時に水を出しっ放しにした分は料金に換算しなかったことと、学校のプールを使用自粛したため、11月末現在で2,100万ほど収益が下がっておりますとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第100号、平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）については、全委員が賛成し、原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し、各議員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決に入ります。

初めに議案第93号を採決します。

本案についての委員長報告は、総務常任委員会は原案否決、民生教育常任委員会は原案可決、産業建設常任委員会は原案可決であります。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立少数であります。

よって議案第93号は、否決されました。

次に、議案第94号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第94号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第94号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第95号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第95号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第95号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第96号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第96号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第96号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第97号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第97号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第97号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第98号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第98号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第98号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第99号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第99号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第99号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第100号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。議案第100号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって議案第100号は、原案どおり可決することに決しました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。会議の再開は午前11時15分からいたします。

午前11時09分休憩

午前11時16分再開

○議長（佐藤幸明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第2号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第6、請願第2号、教育予算の拡充を求める請願についてを議題といたします。

本案については、去る12月13日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） それでは、第3回定例議会において、久保谷充議員の紹介で請願されました請願第2号が、継続審査になっておりましたので、本議会において再審議いたしました。その結果を御報告いたします。

請願第2号、教育予算の拡充を求める請願。

初めに、前回の調査事項OECD加盟国についてと、国庫負担金が2分の1から3分の1へ移った年度を報告しました。

質疑を許しましたところ、質疑あり。少人数学級になると学力が上がると言ったが、どのぐらいまでか。例えば10人にすればもっと上がるのか。OECD加盟国の平均は23.4人と言っているが、どうなのかという質問に対しまして、日本の教員は優秀なので40人でも可能だが、外国では不可能である。人数が10人、13人しかない学校の平均点がトップではない。子供は教師から学ぶのが半分。あと半分の友達同士競い合うということも大事なことである。30人前後が、個人としては望ましいと思う。35人を超えている学級は、昔と子供の育ちが違っているので、收拾をつけるのがなかなか難しい状況になっているようだと、教育長より答弁がありました。

自分たちのころは48人から50人近くもいたわけで、先生が優秀だったのだろうけど、子供たちも優秀だったのかと言えるのかという質問に対し、私たちの時代は戦前の教育を受けた親がしつけていたので、先生の話はよく聞きなさい、家庭でのしつけもよくしてもらったが、今は先生にしかられたと言う子供に、悪いのは先生だと言ってくる父親がいる、そういう時代になってきているので、なかなか難しい状態であるという、教育の難しさが話題になりました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論なし。討論を終結し、採決に入り、請願第2号、教育予算の拡充を求める請願は、全委員が賛成し、原案どおり採択いたしました。

請願採択により意見書（案）が作成され、審議を行うため、事務局の説明を求め、意見書案文の朗読をもって説明にかえました。

説明後、発言を許したところ、発言なし。発言を終結し、採決に入り、異議なし。よって本意見書案は提出することに決しました。

教育予算の拡充を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成23年12月22日。

提出者、阿見町議会議員浅野栄子。賛成者、紙井和美、倉持松雄、小松沢秀幸、久保谷実、藤井孝幸。

それでは、請願第2号、教育予算の拡充を求める請願は、全委員が賛成し、原案どおり採択いたしました。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

請願第2号についての委員長報告は、採択であります。本案は委員長報告のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって請願第2号は、原案どおり採択することに決しました。

請願第3号 早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第7、請願第3号、早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願を議題といたします。

本案については、去る12月13日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長浅野栄子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長浅野栄子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（浅野栄子君） それでは、第3回定例議会において請願されました請願第3号が、継続審査になっておりましたので、本議会において再審議いたしましたので、その結果を御報告いたします。

請願第3号、早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願について。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論あり。

阿見町は、27年度までに耐震化をすると計画もつくってあるので、阿見町へ請願するのであれば、これは請願を受ける必要がないのではないかという討論あり。

討論を終結し、採決に入り、請願第3号、早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願につきましては、全委員が反対し、不採択とすることに決しました。

○議長（佐藤幸明君） 以上で委員長報告は終わりました。

これから討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

請願第3号についての委員長報告は、不採択であります。本案を採択することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤幸明君） 起立少数であります。

よって請願第3号は、不採択とすることに決しました。

意見書案第2号 教育予算の拡充を求める意見書（案）

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第8、意見書案第2号、教育予算の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

9番浅野栄子君、登壇願います。

〔9番浅野栄子君登壇〕

○9番（浅野栄子君） 意見書案第2号。

教育予算の拡充を求める意見書（案）。

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

平成23年12月22日。

提出者、阿見町議会議員浅野栄子。賛成者、紙井和美、倉持松雄、小松沢秀幸、久保谷実、藤井孝幸。

提案理由、別紙意見案のとおり。

意見書の提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣。

それでは、意見書（案）を朗読して、趣旨説明にかえさせていただきます。

教育予算の拡充を求める意見書案。

子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。特に学級規模の少人数化は、保護者などの意見募集でも、小学1年生のみならず各学年に拡充すべきとの意見が大多数である。地方は独自の工夫で学級規模の少人数化を進めてきているが、地方交付税削減の影響や、厳しい地方財政の状況などから、自治体が独自財源で学級の少人数化を拡充することは困難な状況になっている。

また、今回の東日本大震災において、学校施設の被害や子供たちの心のケアなど、教育の早期復興のための予算措置、早期の学校施設の耐震化など、政府として人的・物的な援助や、財政的な一層の支援に取り組むべきである。

したがって、教育予算を、国全体としてしっかりと確保充実させるため、次の事項を実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 東日本大震災における教育復興のための予算措置を十分行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月22日。茨城県阿見町議会議長佐藤幸明。

以上です。

○議長（佐藤幸明君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第2号については、会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。

意見書案第2号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認めます。

よって意見書案第2号は、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字の削除を願います。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（佐藤幸明君） 次に、日程第9、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長、並びに特別委員会委員長から閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤幸明君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（佐藤幸明君） これで本定例会に予定されました日程は、すべて終了しました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにそのすべてを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げます。この上とも御自愛、御健勝を祈念いたします。

220時間ちょっとで新年を迎えることになりますが、今年、大変災害の多い年でございました。来年、災害の少ないこと、いや、災害のないことを願い、そしてまた、阿見町の発展を、4万七千有余の町民の幸せを願い、すばらしい年になることを願う次第でございます。

これもちまして、平成23年第4回阿見町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時34分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 佐 藤 幸 明

署 名 員 川 畑 秀 慈

署 名 員 難 波 千 香 子

参 考 资 料

平成23年第4回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第89号 議案第93号</p>	<p>阿見町行政組織条例の一部改正について 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第5号） 内 総務常任委員会所管事項</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第90号 議案第91号 議案第92号 議案第93号 議案第94号 議案第98号 議案第99号 請願第2号 請願第3号</p>	<p>阿見町保育所における保育の実施に関する条例の一部改正について 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第5号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成23年度阿見町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 平成23年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第3号） 平成23年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 教育予算の拡充を求める請願 早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第88号 議案第93号 議案第95号 議案第96号 議案第97号 議案第100号</p>	<p>阿見町暴力団排除条例の制定について 平成23年度阿見町一般会計補正予算（第5号） 内 産業建設常任委員会所管事項 平成23年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） 平成23年度阿見町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） 平成23年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号） 平成23年度阿見町水道事業会計補正予算（第3号）</p>

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成23年9月～平成23年12月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	11月22日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回臨時会会期日程について ・ その他
	12月6日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回定例会会期日程について ・ その他
総務常任委員会	10月11日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度町行政施策及び予算要望について ・ その他
民生教育 常任委員会	10月18日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度町行政施策及び予算要望について ・ その他
産業建設 常任委員会	10月7日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成24年度町行政施策及び予算要望について ・ その他
議会だより 編集委員会	10月4日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会だより第130号の発行について ・ その他
	10月13日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会だより第130号の発行について ・ その他
	10月24日 ～25日	東京都千代田区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第75回町村議会広報研修会

全 員 協 議 会	10月13日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・放射能対策室の設置について ・その他
	11月10日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町保育所設置・運営法人選定結果の報告について ・平成24年度町行政施策及び予算要望について ・その他
	11月29日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度阿見町一般会計補正予算（第4号）（放射能対策事業）について ・その他
	11月29日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度町行政施策及び予算要望について ・その他
	12月5日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町暴力団排除条例の制定について ・阿見町行政組織条例の一部改正について ・中国柳州市との友好都市締結について ・阿見町新給食センター整備事業基本設計について ・消防指令業務の共同運用及び消防救急無線の共同整備について ・消防の広域化について ・その他

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生 組合	10月6日 ～7日	研修視察 ・視察先 仙南地域広域行政事 務組合「角田衛生センター」		吉田憲市
	10月27日	第2回定例会 ・監査委員選出 ・平成22年度龍ヶ崎地方衛生組 合一般会計歳入歳出決算につ いて ・平成23年度龍ヶ崎地方衛生組 合一般会計補正予算（第1 号） ・平成24年度龍ヶ崎地方衛生組 合分賦金割合について	羽成邦夫氏 （美浦村） 原案認定 原案可決 原案可決	大野孝志 吉田憲市
牛久市・阿見町 斎場組合	10月26日	第2回定例会 ・平成23年度牛久市・阿見町斎 場組合一般会計補正予算（第 1号） ・平成22年度牛久市・阿見町斎 場組合一般会計歳入歳出決算 認定について	原案可決 原案認定	久保谷実